

平成26年度

自己評価書

平成28年2月

筑波技術大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織	8
基準3	教員及び教育支援者	17
基準4	学生の受入	34
基準5	教育内容及び方法	46
基準6	学習成果	87
基準7	施設・設備及び学生支援	98
基準8	教育の内部質保証システム	118
基準9	財務基盤及び管理運営	124
基準10	教育情報等の公表	140

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 筑波技術大学

(2) 所在地 茨城県つくば市

(3) 学部等の構成

学部：産業技術学部，保健科学部

研究科：技術科学研究科

関連施設：障害者高等教育研究支援センター，
保健管理センター，附属図書館，
情報処理通信センター，保健科学部
附属東西医学統合医療センター，実習
工場

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 352人，大学院 17人

専任教員数：115人

助手数：該当なし

門的な技術とを有する専門職業人を育成し，両障害者の社会自立を促進することにより，社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して，障害の特性に即した教育方法を開発し，障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

開学以来，「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し，持っている能力を開花させ，より良い社会自立をしてほしい」という教職員，そして多くの人々の願いの中で，障害補償システムや教育方法の開発・研究，そして教職員の資質向上等により，両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境，豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し，卒業後，専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど，全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

2 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は，昭和 62 年 10 月，聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され，平成 2 年度から聴覚障害関係学科，平成 3 年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は，聴覚障害者については，社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン，機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築，電子情報）を，視覚障害者についても，社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸，理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成 16 年 4 月の国立大学法人化後，平成 17 年 10 月には筑波技術短期大学が改組転換され，新たに 4 年制「国立大学法人筑波技術大学」が設置された。さらに，平成 22 年 4 月には 4 年制大学としての第 1 期生の卒業に合わせて，聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され，学生の受け入れを開始している。

また，平成 26 年 4 月には日本で唯一，日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として，情報アクセシビリティ専攻が設置され，本学で初めて障害による出願資格を設けないこととした。

本学は，聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い，幅広い教養と専

II 目的

1. 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

2. 学部の目的

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

3. 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

4. 研究科専攻の目的

(1) 産業技術学専攻

聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担いうる高度専門職業人を育成する。

(2) 保健科学専攻

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担いうる高度専門職業人を育成する。

(3) 情報アクセシビリティ専攻

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成する。

5. 第二期中期目標期間における目標

(1) 教育に関する目標

① 教育内容及び教育の成果等に関する目標

アドミッション・ポリシーに基づいて、学生の受入れを推進する。また、本学の特性を踏まえ、体系的な授業内容を提供、授業内容や特性に合致した授業形態、指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にし、学生の質保証に努める。

聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、生涯にわたって学修するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化などに基づく社会的ニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその应用能力を育

成し、各専門分野において聴覚・視覚障害者のリーダーとして社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。
社会の多様な教育への需要に応えることにより、より高度で質の高い就労を支援する。

② 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標

社会のニーズに応える 専門的知識・技術を高め、自ら研究・応用が行える能力を育成し、リーダーとしての役割が果たせ、社会に対応できる高度 専門技術者・医療人及び研究者の 養成 を目指す。

③ 教育の実施体制等に関する目標

教育目的・目標の実現を図るために、授業内容や方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整えるとともに、教職員を対象とした組織的な研修を推進する。また、研修や授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に効果的に結びつける方策を実施する。

さらに、聴覚・視覚障害者の教育に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

④ 学生への支援に関する目標

学修・生活・進路等に関する相談・助言の体制の充実を図るとともに、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、社会の変化に対応できる体制を整えることにより、障害にかかわるニーズに配慮しながら、学生への支援を個別的、効果的に実施する。また、留学生及び社会人入学者に対して個別対応ができる学修支援環境の実現を図り、学修の質の向上を推進する。

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学の特色である障害者の高等教育、支援技術に関する研究を国際的水準で展開し、その研究成果を本学学生や留学生の教育に活用するとともに、他の教育機関等に積極的に公開するなどにより、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援のために活用する。

また、学部や大学院等の教育の内容に関わる産業技術・保健科学の専門分野の研究を推進する。

② 研究実施体制等に関する目標

本学の特色を踏まえた重点研究プロジェクトを設定し、人材、資金、施設などを重点配分する。また、知的財産の創出、取得、管理及び活用について、必要な取組を行う。

特に、聴覚・視覚障害者教育の研究に資するため、教育方法の改善及び機器の開発、さらに、手話・点字を含めた情報保障などの研究を推進するとともに、障害者教育の研究に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

また、教員の個人評価を行い、結果を研究費の配分や人事制度に反映させる。

(3) その他の目標

① 社会との連携や社会貢献に関する目標

他大学や特別支援学校等、障害者関係組織及び地域社会と連携し、聴覚・視覚障害者に係る教育支援を行うとともに、障害補償に関する機器や学修資料等の研究開発を促進し、その成果を公表することにより教育支援に役立てる。

② 国際化に関する目標

聴覚・視覚障害者の教育とその研究に関して、諸外国の教育機関や障害者関連組織との連携及び海外の学生・研究者との交流を促進することにより、国際交流・国際貢献を推進し、その中核としての役割を果たす。

③ 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標

東西医学統合医療機関として特徴ある診療・施術及び教育研究を通して、地域医療の向上に貢献するとともに、効率的な経営を行う。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-①：大学の目的（学部，学科又は課程等の目的を含む。）が，学則等に明確に定められ，その目的が，学校教育法第83条に規定された，大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は，聴覚・視覚障害者のための我が国唯一の高等教育機関として，国立大学法人筑波技術大学学則第1条に大学の目的を定めており，学部及び学科・専攻の目的については，学則第3条及び第4条に定めている（資料1-1-①-A，B）。また，教育理念をウェブサイトに掲載している（資料1-1-①-C）。さらに，目的や教育理念を具体的に実施するため，中期目標に基本的な目標及び教育に関する目標を定めている（資料1-1-①-D）。

資料1-1-①-A 大学の目的

（大学の目的）

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき設置される国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する筑波技術大学（以下「本学」という。）は，聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ，障害を補償した教育を通じて，幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し，両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに，新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

（出典：国立大学法人筑波技術大学学則）

資料1-1-①-B 学部の目的及び学科・専攻の教育研究上の目的

（学部の目的）

第3条 本学に，産業技術学部及び保健科学部を置く。

2 前項に規定する学部は，次の各号に定めることを目的とする。

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし，その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより，聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに，技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し，社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし，その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより，聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに，東西医学統合医療及び情報の連携を図り，情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

（略）

（学部の構成及び教育研究上の目的）

第4条 産業技術学部並びに保健科学部に学科及び専攻を置く。

2 産業技術学部に次の学科を置く。

産業情報学科

総合デザイン学科

3 保健科学部に次の学科及び専攻を置く。

保健学科鍼灸学専攻
保健学科理学療法学専攻
情報システム学科

4 第2項に規定する学科は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業情報学科

情報科学とシステム工学の分野において、専門的な能力の育成を図り、「情報処理」と「ものづくり」の技術を通して、快適な社会と生活環境の整備に貢献できる人材を育成する。

(2) 総合デザイン学科

生活環境を総合的に考え、生活の中で関わりをもつ環境やモノや情報を中心としたデザインに関する知識と専門技術を身につけ、ユニバーサルデザインなどへも視点を広げ、豊かな感性と創造的表現力を持ち、社会に貢献できる人材を育成する。

5 第3項に規定する学科及び専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 保健学科

視覚障害による情報授受障害を克服するため補償能力を高め、豊かな人間性を養い、様々な状況に対処できるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師又は理学療法士を養成する。

ア 鍼灸学専攻

鍼灸・手技療法に関する専門的な知識と技術を身につけた、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師を養成する。特に、東洋医学と西洋医学の両視点を兼ね備えた高い専門性を教育し、現代医療に貢献できる専門技術者を育成する。

イ 理学療法学専攻

理学療法に関する高い専門性を身につけた理学療法士を養成する。特に、実習科目や臨床実習において個別指導に重点をおいた教育を行うことで、実務能力向上を目指し、社会に貢献できる専門技術者を育成する。

(2) 情報システム学科

視覚障害補償技術を活用して情報処理の知識と技術を系統的に習得し、実際的なコンピュータ技術やビジネス知識を身につけた社会に貢献できる人材を育成する。

(出典：国立大学法人筑波技術大学学則)

資料1-1-①-C 教育理念

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/ethos.html>

資料1-1-①-D 国立大学法人筑波技術大学中期目標（抜粋）

大学の基本的な目標

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、今日の知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力を持つ専門職業人を養成し、両障害者が社会的自立を果たし、自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法の研究と実践を通して国内外の障害者教育及び職業自立の発展に資することを基本的な目標とする。

この基本的な目標を踏まえ、高等教育の内容に関わる各専門分野の研究の推進を図るとともに、最新の科学技術を利用して聴覚・視覚の障害を補償する教育方法やシステム等を開発し、情報授受のバリアのない教育環境の構築に努める。

また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援、聴覚・視覚特別支援学校等との高大連携、留学生支援を含めた海外の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。

さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。

本学は、これらの目標をより高いレベルで達成していくために、大学院の充実を図るとともに、理療科教員養成課程等の設置を視野に教育研究を充実する。

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

アドミッション・ポリシーに基づいて、学生の受入れを推進する。また、本学の特性を踏まえ、体系的な授業内容を提供、授業

内容や特性に合致した授業形態、指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にし、学生の質保証に努める。

聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、生涯にわたって学修するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化などに基づく社会的ニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成し、各専門分野において聴覚・視覚障害者のリーダーとして社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。

社会の多様な教育への需要に応えることにより、より高度で質の高い就労を支援する。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標

社会のニーズに応える専門的知識・技術を高め、自ら研究・応用が行える能力を育成し、リーダーとしての役割が果たせ、社会に対応できる高度専門技術者・医療人及び研究者の養成を目指す。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育目的・目標の実現を図るために、授業内容や方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整えるとともに、教職員を対象とした組織的な研修を推進する。また、研修や授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に効果的に結びつける方策を実施する。

さらに、聴覚・視覚障害者の教育に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

(4) 学生への支援に関する目標

学修・生活・進路等に関する相談・助言の体制の充実を図るとともに、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、社会の変化に対応できる体制を整えることにより、障害にかかわるニーズに配慮しながら、学生への支援を個別的、効果的に実施する。また、留学生及び社会人入学者に対して個別対応ができる学修支援環境の実現を図り、学修の質の向上を推進する。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的については、国立大学法人筑波技術大学学則第41条に定めており、研究科各専攻の目的については、学則第42条に定めている（資料1-1-②-A、B）。

資料1-1-②-A 大学院の目的

（大学院の目的）

第41条 筑波技術大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

（出典：国立大学法人筑波技術大学学則）

資料1-1-②-B 研究科専攻の教育研究上の目的

（大学院）

第42条 本大学院に技術科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科は、修士課程とする。

3 研究科に次の専攻を置く。

産業技術学専攻
保健科学専攻
情報アクセシビリティ専攻

4 前項に規定する専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業技術学専攻

聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(2) 保健科学専攻

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(3) 情報アクセシビリティ専攻

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成する。

(出典：国立大学法人筑波技術大学学則)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成するために、日本で唯一、日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として、大学院技術科学研究科に情報アクセシビリティ専攻を設置した。

【改善を要する点】

- 該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は，聴覚・視覚障害者のための我が国唯一の高等教育機関として，個々の学生の障害や個性に配慮しつつ，障害を補償した教育を通じて，幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し，両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに，新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的としている。この目的を達成するため，聴覚に障害のある学生を対象とする産業技術学部及び視覚に障害のある学生を対象とする保健科学部の2学部4学科で構成し，少人数教育を行っている（資料2-1-①-A）。

資料2-1-①-A 学部及び学科の構成と教育研究上の目的

(単位：人)

学部	学科・専攻		教育研究上の目的	専任教員数	収容定員数
産業技術学部	産業情報学科		情報科学とシステム工学の分野において，専門的な能力の育成を図り，「情報処理」と「ものづくり」の技術を通して，快適な社会と生活環境の整備に貢献できる人材を育成する。	31	140
	総合デザイン学科		生活環境を総合的に考え，生活の中で関わりをもつ環境やモノや情報を中心としたデザインに関する知識と専門技術を身につけ，ユニバーサルデザインなどへも視点を広げ，豊かな感性と創造的表現力を持ち，社会に貢献できる人材を育成する。	14	60
保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻	鍼灸・手技療法に関する専門的な知識と技術を身につけた，はり師，きゅう師，あん摩・マッサージ・指圧師を養成する。特に，東洋医学と西洋医学の両視点を兼ね備えた高い専門性を教育し，現代医療に貢献できる専門技術者を育成する。	13	80
		理学療法学専攻	理学療法に関する高い専門性を身につけた理学療法士を養成する。特に，実習科目や臨床実習において個別指導に重点をおいた教育を行うことで，実務能力向上を目指し，社会に貢献できる専門技術者を育成する。	9	40
	情報システム学科		視覚障害補償技術を活用して情報処理の知識と技術を系統的に習得し，実際的なコンピュータ技術やビジネス知識を身につけた社会に貢献できる人材を育成する。	12	40

(総務課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点到係る状況のとおり，学部及び学科の構成は，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

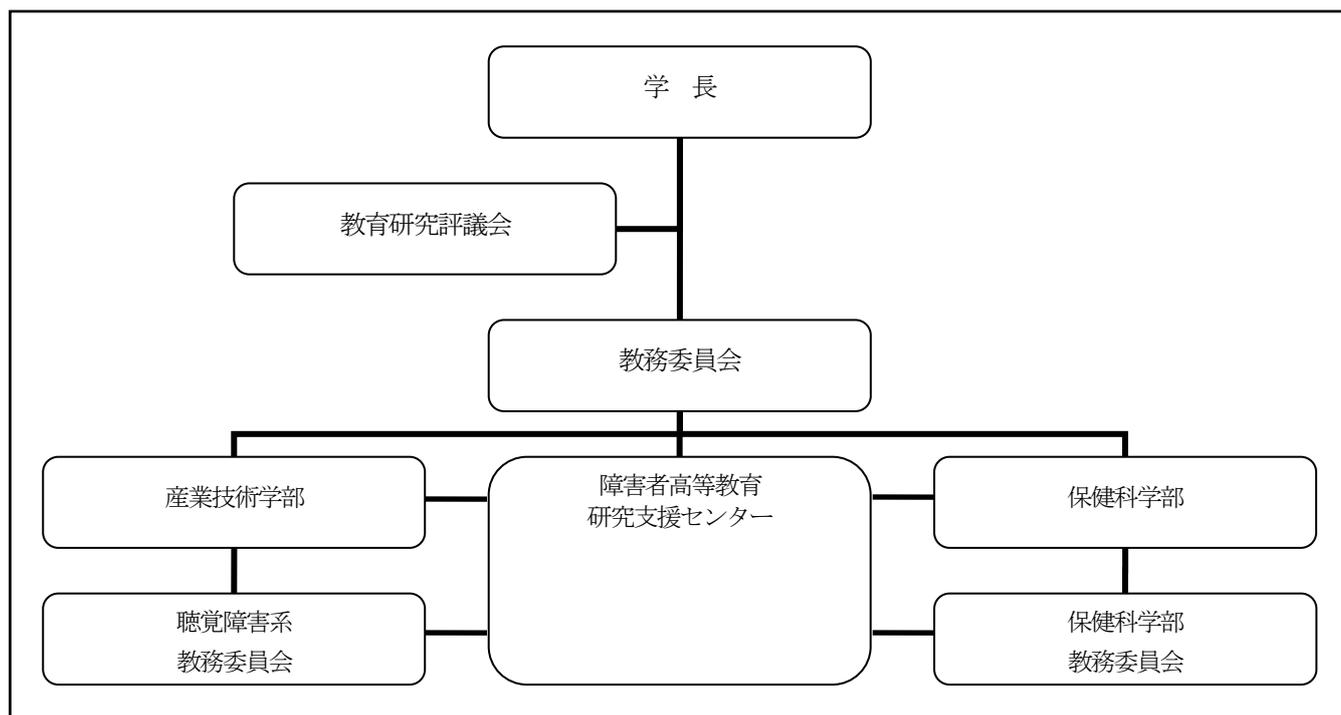
本学では、教養教育を充実させるため、障害者高等教育研究支援センターを設置し、教務委員会及び学部と連携を図りながら資料2-1-②-Aに示すとおり全学的な運営体制を構築している。

教養教育系科目及び専門教育系科目の編成に当たっては、障害系別センター教員会議、学部教務委員会、学部教授会の議を経て、全学組織の教務委員会で総合的に審議し、最終的に教育研究評議会で審議・承認している。

これらの教養教育系科目の実施は、障害者高等教育研究支援センターが担当し、教務委員会及び学部と連携を図りながら運営する体制を構築している。授業の担当は、障害者高等教育研究支援センター基礎教育研究部の教員が中心となり、両学部の教員も加わって、それぞれの専門分野に応じた授業を担当している。

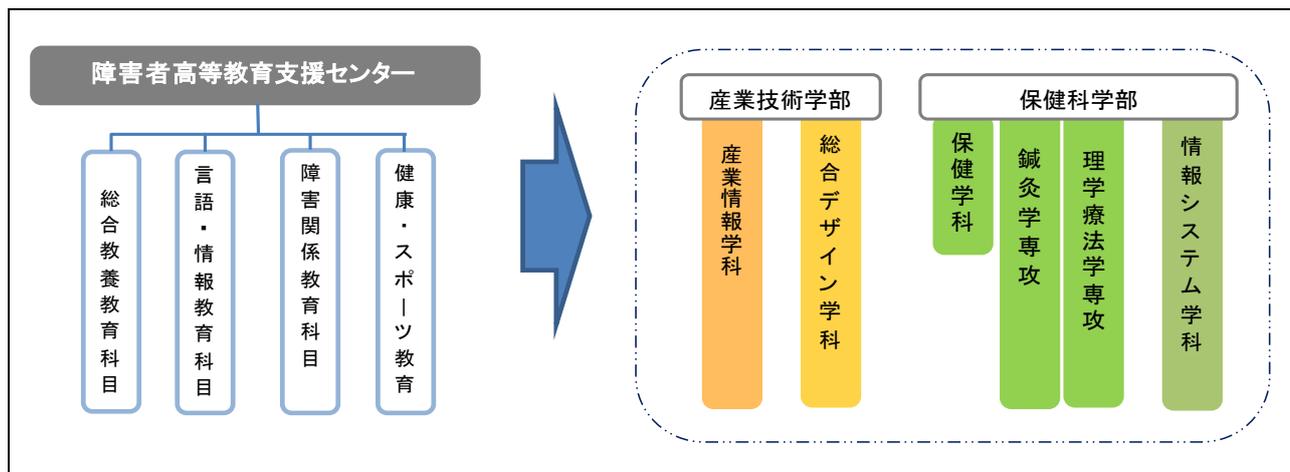
教養教育系科目は、「総合教養教育科目」「言語・情報教育科目」「障害関係教育科目」「健康・スポーツ教育科目」の科目で構成している（資料2-1-②-B）。特に、「障害関係教育科目」は、本学の特性にかんがみ、障害学や障害補償、障害に合わせた情報処理の方法等を学ぶ科目群であり、学生が社会にスムーズに適応するために開設している。

資料2-1-②-A 教養教育の運営体制



(評価室作成)

資料2-1-②-B 教養教育の実施体制



(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的としている。この目的を達成するために、技術科学研究科産業技術学専攻及び同保健科学専攻の1研究科3専攻を構成し、少人数教育を実施している（資料2-1-③-A）。

また、「情報保障学」を広く社会に普及させ、聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び研究者の養成を目指す「情報アクセシビリティ専攻」が平成26年4月より開設された。

資料2-1-③-A 研究科専攻の構成と教育研究上の目的

(単位：人)

研究科	専攻	教育研究上の目的	担当 教員数	収容 定員数
技術科学研究科	産業技術学専攻	聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。	27	8
	保健科学専攻	視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。	24	6

情報アクセシビリティ 専攻	聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成する。	15	5
------------------	---	----	---

(総務課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、本研究科の専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

附属施設、センター等としては、①障害者高等教育研究支援センター、②保健管理センター、③附属図書館、④情報処理通信センター、⑤保健科学部附属東西医学統合医療センター、⑥実習工場を設置し、各目的に応じた活動を実施している（資料2-1-⑤-A、B）。

資料2-1-⑤-A センター等の役割

名 称	目 的
障害者高等教育研究支援センター	聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、学部の基礎教育の研究と実践、並びに大学院での情報保障学に関する教育・研究を行い、併せて、一般大学等への支援を行う施設
保健管理センター	学生及び職員の保健管理等を行うための施設
附属図書館	図書、雑誌、視聴覚資料その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、本学の教職員及び学生の利用に供する施設
情報処理通信センター	情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設
保健科学部附属東西医学統合医療センター	東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行う施設
実習工場	産業情報学科の実験・実習を行う施設

(総務課作成)

資料2-1-⑤-B 主なセンター等の教育活動状況（平成26年度）

○ 障害者高等教育研究支援センター

主な開設授業科目名：英語Ⅰ・Ⅱ，日本語表現法A・B，情報基礎，情報基礎演習，手話コミュニケーション技術，情報保障技術とコミュニケーション，デフコミュニティと社会参加，聴覚障害教育と心理，手話学，聴覚障害と就労，聴覚障害教育研究，ろう者文化研究，健康・スポーツA～D，生涯スポーツ，アウトドア入門，スノースポーツ，英語1～4，オーラルコミュニケーション1～4，文章技法1・2，視覚障害学概論，視覚障害者社会参加論，視覚障害情報保障論，点字の理論と実際，障害補償演習1・2，健康・スポーツ1～6，シーズンスポーツA・B等

○ 保健科学部附属東西医学統合医療センター

開設授業科目：臨床実習1，臨床実習2

○ 実習工場

主な開設授業科目名：機械加工法実習，システム工学特別研究 等

（聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-2-①： 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また，教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切に構成されており，必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人筑波技術大学教授会規程」に基づき，産業技術学部及び保健科学部の教授会は，教育課程の編成に関する事，学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業に関する事等を審議し，また，障害者高等教育研究支援センター教授会は，教養教育に係る教育課程の編成に関する事等を審議している（資料2-2-①-A，B，別添資料2-2-①-1）。

各部署の全教員で構成される教員会議では，教授会の審議事項等の内容について報告し，すべての教員が教育活動に関する情報を共有している（資料2-2-①-C）。

資料2-2-①-A 国立大学法人筑波技術大学教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第5条 産業技術学部教授会は，当該学部に関し，次の事項について審議する。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事。
- (2) 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業に関する事。
- (3) 受託研究，共同研究及び奨学寄附金の受入れに関する事。
- (4) その他学部の教育研究及び管理運営に関する事。

2 保健科学部教授会は，当該学部に関し，次の事項について審議する。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事。
- (2) 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業に関する事。
- (3) 受託研究(医薬品等の臨床研究に係る受託研究を除く。)，共同研究及び奨学寄附金の受入れに関する事。

- (4) その他学部の研究及び管理運営に関すること。
- 3 障害者高等教育研究支援センター教授会は、当該センターに関し、次の事項について審議する。
- (1) センターの教育研究及び管理運営に関すること。
 - (2) 教育課程(教養教育に限る。)の編成に関すること。
 - (3) 受託研究、共同研究及び奨学寄附金の受入れに関すること。

資料2-2-①-B 教授会の開催状況(平成26年度)

名 称	開催回数
産業技術学部教授会	14回
保健科学部教授会	15回
障害者高等教育研究支援センター教授会	11回

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料2-2-①-C 学部等の教員会議

(学部等の教員会議)

第21条 学部等の教育研究及び管理運営に係る事項を連絡調整するため、教員会議を置く。

2 教員会議は、当該学部等の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手で構成する。

3 学部等の長は、当該教員会議を招集し、議長となる。

4 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を教員会議に出席させ意見を聴くことができる。

(出典：国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営規則)

大学院については、大学院運営委員会を設置し、大学院の教育課程及び研究指導に関する事項等を審議している(資料2-2-①-D, E, 別添資料2-2-①-2)。

教員会議では、専攻の研究及び管理運営に係る事項を連絡調整している(資料2-2-①-F)。

資料2-2-①-D 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科大学院運営委員会規程(抜粋)

(審議事項)

第2条 大学院運営委員会は、大学院に関し、次の事項について審議する。

- (1) 大学院の組織及び管理運営に関する事項
- (2) 大学院の教育課程及び研究指導に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び修了に関する事項
- (4) 研究指導担当及び授業担当の認定に関する事項
- (5) その他大学院の研究に関する事項。

(組織)

第3条 大学院運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 産業技術学専攻長
- (4) 保健科学専攻長
- (5) 情報アクセシビリティ専攻長
- (6) 各専攻のコース長
- (7) その他学長が指名する者 若干人

資料2-2-①-E 大学院運営委員会の開催状況（平成26年度）

名 称	開催回数
大学院運営委員会	9回

（聴覚障害系支援課作成）

資料2-2-①-F 研究科専攻教員会議

（研究科専攻教員会議）

第22条の3 専攻の教育研究及び管理運営に係る事項を連絡調整するため、教員会議を置く。

2 教員会議は、当該専攻の授業を担当する教員で構成する。

3 専攻長は、当該教員会議を招集し、議長となる。

4 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を教員会議に出席させ意見を聴くことができる。

（出典：国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営規則）

- ・別添資料2-2-①-1 教授会議事次第（産業技術学部，保健科学部，障害者高等教育研究支援センター）
- ・別添資料2-2-①-2 大学院運営委員会議事次第

教務委員会は、産業技術学部及び保健科学部の各学科並びに障害者高等教育研究支援センターから委員を選出し、全学委員会として教育課程の編成や教育活動に関する諸事項を審議している（資料2-2-①-G，別添資料2-2-①-3）。

また、全学の教務委員会のほかに聴覚障害系教務委員会及び保健科学部教務委員会を設置し、それぞれの学部の教育課程や教養教育と専門教育の充実に関する事項等を審議している（資料2-2-①-H，別添資料2-2-①-4）。

資料2-2-①-G 国立大学法人筑波技術大学教務委員会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教養教育と専門教育の統合に関する事項
- (3) 授業科目の履修に関する事項
- (4) 期末試験に関する事項
- (5) 学業成績の評価に関する事項
- (6) 卒業の認定に関する事項
- (7) 科目等履修生，特別聴講学生及び研究生に関する事項
- (8) その他教務に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 各学科・専攻の教授のうちから選出される者 各1人（産業情報学科にあつては、2人）
- (3) 障害者高等教育研究支援センターの教授のうちから選出される者 4人
- (4) その他学長が指名する者 若干人

資料2-2-①-H 教務委員会等の開催状況（平成26年度）

名 称	開催回数
教務委員会	4回
聴覚障害系教務委員会	1回
保健科学部教務委員会	2回

（聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成）

大学院については，研究科長及び各専攻長等から組織する研究科学事委員会を設置し，教育方針・教育計画等に関する事項を審議している（資料2-2-①-I，J，別添資料2-2-①-5）。

資料2-2-①-I 国立大学法人筑波技術大学研究科学事委員会規程（抜粋）

<p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 教育方針・教育計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>(2) 学生の学生生活支援に関する基本方針の立案及び実施に関すること。</p> <p>(3) 学生の就職に関する基本方針の立案及び実施に関すること。</p> <p>(4) その他教務，学生生活及び就職に関する重要事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 研究科長</p> <p>(2) 産業技術学専攻長</p> <p>(3) 保健科学専攻長</p> <p>(4) 情報アクセシビリティ専攻長</p> <p>(5) 各専攻の教授のうちから選出される者 各3人</p> <p>(6) その他研究科長が指名する者 若干人</p>

資料2-2-①-J 研究科学事委員会の開催状況（平成26年度）

名称	開催回数
研究科学事委員会	7回

- ・別添資料2-2-①-3 教務委員会議事次第
- ・別添資料2-2-①-4 聴覚障害系教務委員会議事次第，保健科学部教務委員会議事次第
- ・別添資料2-2-①-5 研究科学事委員会議事次第

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。また，教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切に構成されており，必要な活動を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学院課程における教育研究の目的達成の水準をさらに高めるため、情報アクセシビリティ専攻を設置し、教育研究組織の充実を図った。

【改善を要する点】

- 第二期中期目標における本学の基本的な目標として、「大学院の充実を図るとともに、理療科教員養成課程等の設置を視野に教育研究を充実する。」としており、今後、更なる検討をしていく必要がある。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学における学部、大学院等の教員組織編成は、「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき定めている（資料3-1-①-A）。

教員の役割は、同規則において学校教育法に定める教授、准教授、講師、助教及び助手のそれぞれの職務を行うことを規定している。また、教育研究上の基本組織としては、学部に学科を、大学院に専攻を置き、それぞれの下に講座を設け、その教育研究に必要な教員を配置している。さらに、教育研究に係る責任を明確にするため、学部には学部長、学部長補佐及び学科長等並びに大学院には研究科長及び専攻長等をそれぞれ置き、当該組織の校務を掌理している（資料3-1-①-B）。

なお、学部に所属している教員は、大学院設置計画に基づき教員の資格審査において認められた者が大学院課程の研究指導、授業担当を行っている（資料3-1-①-C）。

資料3-1-①-A 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（抜粋）

（職員）

第5条の3 法人に、教育職員、事務職員、技術職員、医療職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項の教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法に定めるところにより、それぞれの職務を行うものとする。

（略）

第1節 学部

（学部及び学科）

第13条 大学に次の学部及び学科を置く。

(1) 産業技術学部

産業情報学科、総合デザイン学科

(2) 保健科学部

保健学科、情報システム学科

2 学部の学科に、別表2のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。

3 学部に学部長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

4 学部に学部長補佐を置き、当該部の教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。

5 学科に学科長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

6 保健学科に、鍼灸学専攻及び理学療法学専攻を置く。

7 産業情報学科に副学科長を、保健学科の各専攻に専攻長を置き、教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。

8 学部長、学科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理し、学部長補佐は学部長を、副学科長は学科長を補佐する。

9 学部長、学部長補佐、学科長、専攻長及び副学科長(以下「学部長等」という。)の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

10 学部長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 大学院

第13条の2 大学に大学院技術科学研究科（修士課程）（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に、次の専攻を置く。

- (1) 産業技術学専攻
- (2) 保健科学専攻
- (3) 情報アクセシビリティ専攻

3 研究科の専攻に、別表3のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。

4 研究科に研究科長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

5 専攻に専攻長を置き、学部長及び障害者高等教育研究支援センター長をもって充てる。

6 研究科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理する。

7 研究科長及び専攻長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3節 センター等

（障害者高等教育研究支援センター）

第14条 大学に、聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、一般大学等への支援を行う施設として障害者高等教育研究支援センターを置き、必要な教員を置くものとする。

2 障害者高等教育研究支援センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

3 障害者高等教育研究支援センターに、副センター長を置き、当該センターの教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。

4 障害者高等教育研究支援センターに関し必要な事項は別に定める。

（保健管理センター）

第15条 大学に学生及び職員の保健管理等を行うための施設として保健管理センターを置く。

2 保健管理センターにセンター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

3 保健管理センターに関し必要な事項は別に定める。

（附属図書館）

第16条 大学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に館長を置き、副学長をもって充てる。

3 附属図書館に関し必要な事項は別に定める。

（情報処理通信センター）

第17条 大学に情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設として情報処理通信センターを置く。

2 情報処理通信センターにセンター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

3 情報処理通信センターに副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。

4 情報処理通信センターに関し必要な事項は別に定める。

（附属東西医学統合医療センター）

第18条 保健科学部に附属東西医学統合医療センターを置き、必要な教員を置くものとする。

2 附属東西医学統合医療センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

3 附属東西医学統合医療センターに関し必要な事項は別に定める。

別表2（第13条関係）

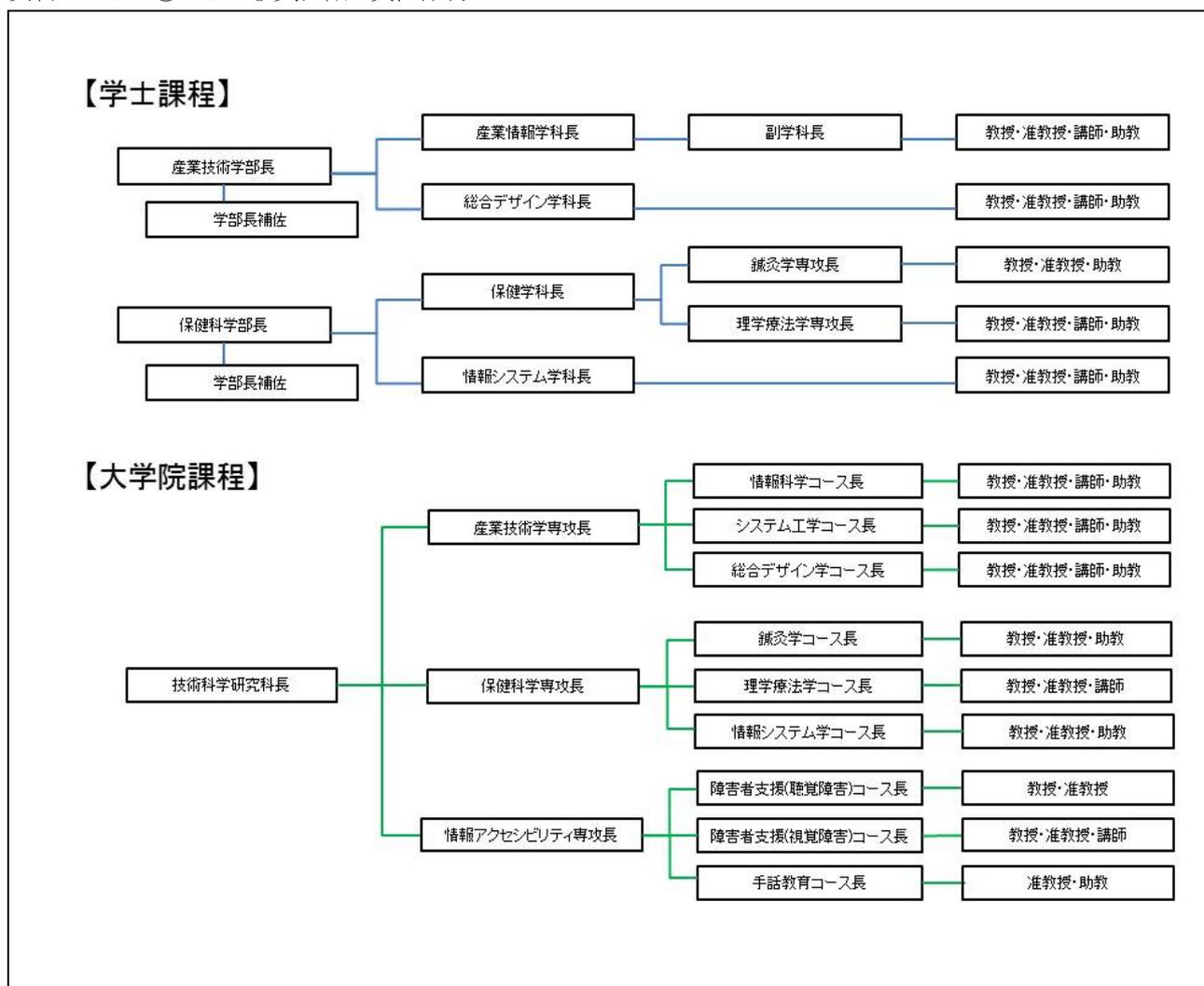
学部名	学科名	講座名
産業技術学部	産業情報学科	情報科学
		システム工学
	総合デザイン学科	総合デザイン学
保健科学部	保健学科	東西統合鍼灸科学
		理学療法学

		東西統合医学
	情報システム学科	情報システム学

別表3 (第13条の2関係)

研究科名	専攻名	講座名
技術科学研究科	産業技術学専攻	情報科学
		システム工学
		総合デザイン学
	保健科学専攻	東西統合鍼灸科学
		理学療法学
		東西統合医学
		情報システム学
	情報アクセシビリティ専攻	障害者支援(聴覚障害)学
		障害者支援(視覚障害)学
		手話教育学

資料3-1-①-B 教員組織と責任体制



(総務課作成)

資料3-1-①-C 大学院担当教員名簿

- ・筑波技術大学大学院設置計画書（153頁～156頁）
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/setti/gi_jyutukagakukenkyuka_secchi.pdf
- ・筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻設置計画書（137頁～139頁）
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/setti/accessibility.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数は、平成26年5月現在、教授48名、准教授41名、講師8名、助教10名である。教員一人当たりの学生数は3.3名であり、これらの専任教員は、両学部目的に沿った教育課程を遂行するのに必要な数を満たし、大学設置基準に適合している（資料3-1-②-A）。

教養教育の担当は、障害者高等教育研究支援センター基礎教育研究部に配置された教員を中心とし、一部科目を各学部の教員が補う形で担当している。

各学部の主要科目は教授、准教授が担当している。また、各学部の科目を担当する常勤、非常勤の状況は、資料3-1-②-Bのとおりである。

資料3-1-②-A 学士課程担当における専任教員数（平成26年5月1日現在）

学部・学科等の名称	専任教員等							
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち 教授数	助手
産業技術学部	人	人	人	人	人	人	人	人
産業情報学科	14	12	3	2	31	14	7	0
総合デザイン学科	6	6	0	2	14	10	5	0
保健科学部								
保健学科鍼灸学専攻	6	5	0	2	13	8	4	0
保健学科理学療法学専攻	4	3	1	1	9	8	4	0
情報システム学科	6	4	1	1	12	12	6	0
障害者高等教育研究支援センター								
基礎教育研究部	7	6	2	2	17	—	—	0
支援研究部	5	4	1	0	10	—	—	0
計	48	40	8	10	106			0

（大学現況表より転載）

資料3-1-②-B 授業形態別開設科目数（平成26年度）

産業技術学部	常勤教員担当科目数	非常勤教員担当科目数
教養教育系科目	78	26（うち放送大学科目4・常勤と共同担当科目4含む）
専門教育系科目	297	16（うち常勤と共同担当科目2含む）

（聴覚障害系支援課作成）

保健科学部	常勤教員担当科目数	非常勤教員担当科目数
教養教育系科目	67	7（うち放送大学科目2含む）
専門教育系科目	219	25（うち常勤と共同担当科目9含む）

（視覚障害系支援課作成）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学士課程において教育課程を遂行するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準を満たし、かつ大学院課程における教育を遂行するために必要な教員数を確保している（資料3-1-③-A）。

資料3-1-③-A 大学院課程における研究指導教員等の配置状況

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							基準数計
	研究指導 教員数	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員基準	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準	
技術科学研究科	人	人	人	人	人	人	人	人
産業技術学専攻（M）	27	19	13	40	4	3	3	7
保健科学専攻（M）	24	15	8	32	6	4	6	12
情報アクセシビリティ 専攻（M）	15	9	12	27	3	2	3	6

（大学現況表より転載）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、「国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針」に基づき、教員人事は、公募によることを原則としている（資料3-1-④-A）。また、「国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進や障害者、外国人の雇用を推進するなどを基本姿勢としてその実施に努めている（資料3-1-④-B）。

女性教員の割合、外国人教員の割合及び障害者教員の割合は、資料3-1-④-Cのとおりであり、外国人教員の割合が少ない状況である。ただし、学科の専門の特殊性やコミュニケーションに課題のある障害学生への教育において、一般大学に比して外国人教員の採用は難しい面があると考えられる。一方、障害者教員の割合は全体で12.3%である。高等教育機関として障害者教員の存在は、学生のロールモデルとしても重要であると考えている。また、年齢構成は、資料3-1-④-Dのとおりであり、全体としてバランスのとれた構成となっている。さらに「国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程」に基づき、特任教員を採用している（資料3-1-④-E, F）。

資料3-1-④-A 国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針（平成20年3月31日学長裁定）

1 目的

聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、教育・研究の充実と発展を図り、本学が社会に果たすべき役割を実現するために、国内外を問わず真に職務について優れた能力を有する多様な人材採用の促進に資するよう、次のように教育職員の人事に関して基本方針を定める。

2 教育研究組織の検討

大学院及び理学療科教員養成課程の設置計画等大学の将来構想及び財政状況等を踏まえ、組織と職務の見直しを行い、適正な人員配置を行う。

3 公募の原則

国籍、性別等による差別を排除するとともに、国内外に広く人材を求めため、教育職員を採用する場合は公募を原則とする。

4 多様な人材の活用

- (1) 本学の国際化及び男女共同参画の推進並びに上記1の目的を達成するため、教育職員の選考において、候補者の能力・業績等が同等であると認められる場合には、積極的に外国人、女性及び障害者を採用する。（また、その旨を公募の際に明記する。）
- (2) 大学運営の場への外国人、女性及び障害がある教育職員の登用を推進する。

5 就労環境等の整備

- (1) 育児のための多様な勤務形態として、育児短時間勤務制度を導入するなど、育児と仕事の両立を目指す。
- (2) 障害がある教育職員に対する情報保障の充実を図るとともに、他の職員の手話及び点字研修等を実施する。

6 任期付き教員制度の検討

本学における教育・研究の活性化に資するよう、新たに採用する助教に任期を付して雇用する制度について検討を行う。

資料3-1-④-B 国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢（平成21年12月18日制定）

国立大学法人筑波技術大学人権問題等委員会規程（平成17年規程第14号）第2条第1号の人権の尊重についての基本姿勢は、次のとおりとする。

【基本姿勢】

本学は個人の人権を尊重し、社会に果たすべき役割や多様な人材の活用を図る観点から、次に掲げる事項を基本姿勢として行動

する。

- 1 国籍、性別、障害等による差別を排除する。
- 1 男女共同参画社会の形成を促進する。
- 1 障害者、外国人の雇用を推進する。
- 1 障害のある教職員等に対する就労環境等の整備を促進する。
- 1 聴覚・視覚障害者の理解・啓発活動を推進する。

資料3-1-④-C 専任教員数及び女性教員、外国人教員及び障害者教員の割合

部局名	専任教員数(人)		女性教員の割合(%)	外国人教員の割合		障害者教員の割合	
	男性	女性		教員数(人)	割合(%)	教員数(人)	割合(%)
産業技術学部	39	6	13.3	3	6.7	3	6.7
保健科学部	28	6	17.6	0	0	6	17.6
障害者高等教育研究支援センター	18	9	33.3	0	0	4	14.8
計	85	21	19.8	3	2.8	13	12.3

※特任教員除く

(大学基本データ集より転記)

資料3-1-④-D 教員の年齢構成(平成26年5月1日現在) (単位:人)

年齢区分	職名				
	教授	准教授	講師	助教	合計
～24歳	0	0	0	0	0
25～34歳	0	0	0	5	5
35～44歳	2	15	6	7	30
45～54歳	17	19	2	0	38
55～64歳	31	6	0	1	39
65歳～	0	1	0	0	0
計	50	41	8	13	112

※特任教員除く

(総務課作成)

資料3-1-④-E 国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員任用規程(平成17年規程第44号。以下「規程」という。)第18条の規定に基づき、任期を定めて採用する教育職員(以下「任期付教育職員」という。)の任期等に関して必要な事項を定めるものとする。

(任期付教育職員の範囲)

第2条 任期付教育職員は、規程第3条別表に掲げる教育職員のうち、次のとおりとする。

- (1) 規程第17条第1号の規定により採用される教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)
- (2) 規程第17条第2号の規定により採用される特任助教、特任助手及び特任研究員(以下「特任教員」という。)

(任期等)

第3条 任期付教育職員の任期は、次のとおりとする。ただし、任期は平成30年3月31日を超えることはできない。

- (1) 前条第1号の規定により採用される教員の任期は、3年とする。ただし、採用の日以前6月以内に期間を付した労働契約により雇用されていた者を除き1回に限り2年の再任用を認めることがある。
- (2) 前条第2号の規定により採用される特任教員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期は、最長5年までとする。

(定年)

<p>第4条 第3条の規定にかかわらず、当該任期の途中で定年退職の日を迎えることとなる任期付教育職員の任期の終期は、定年退職の日とする。</p> <p>(同意)</p> <p>第5条 任期付教育職員として任期を定めて採用する場合には、書面により、当該採用される者の同意を得なければならない。</p> <p>(退職)</p> <p>第6条 任期付教育職員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年を経過するまでの期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。</p>
--

資料3-1-④-F 特任教員採用状況（平成26年5月1日現在）（単位：人）

部局等名	特任助教	特任研助手	特任研究員	合計
産業技術学部	1(0)	0	0	1(0)
保健科学部	0	0	3(3)	3(3)
障害者高等教育研究支援センター	0	3(3)	4(3)	7(6)
計	1(0)	3(3)	7(6)	11(9)

※（ ）は女性教員数で内数

(大学基本データ集より転記)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

ただし、教員の採用に当たり、外国人教員の割合が少ない状況であるため、今後、学科の専門の特殊性やコミュニケーションに課題のある障害学生への教育について配慮しつつ、可能な範囲で外国人教員の採用を進めることが望まれる。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の選考については、「国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程」及び「国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則」に基づき、教授、准教授、専任の講師、助教及び助手の選考基準及び資格並びに選考手続に関する取り扱いを定めている（資料3-2-①-A, B）。

具体的には、教育研究評議会の下に教員人事委員会を置き、書類審査及び面接等により、総合的な評価を基に選考を行っている。

大学院過程においては、大学院運営委員会の下に大学教育資格審査委員会を置き、各教員の業績等の評価により研究指導及び授業担当の資格審査を行っている。

資料3-2-①-A 国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程（抜粋）

<p>(選考の基準)</p> <p>第3条 教員の選考は、次条から第9条までに規定する資格を有する者について、人格、教授能力、教育業績、研究業績並びに学界及び社会における活動等、さらには、聴覚障害又は視覚障害に対する理解と、聴覚障害者又は視覚障害者の教育に対する熱意</p>

を考慮して行う。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(その他教員の資格)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程（平成18年規程第12号）第2条第2号に掲げる職名の教員（特任助教、特任助手及び特任研究員をいう。）となることのできる者は、次の各号の資格を有する者とする。

- (1) 特任助教となることのできる者は、第7条に規定する助教の資格を有する者とする。
- (2) 特任助手となることのできる者は、前条に規定する助手の資格を有し、かつ、現在の教育研究活動状況等から教育研究能力を有すると判断できる者とする。
- (3) 特任研究員となることのできる者は、受け入れ組織の研究活動発展に貢献しようとする意欲と能力があり、積極的な協力が期待できる者とする。

資料3-2-①-B 国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則（抜粋）

（選考機関）

第2条 教員の選考については、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議に基づき、学長が行う。

（人事委員会の設置）

第3条 評議会議長は、学長、産業技術学部長、保健科学部長又は障害者高等教育研究支援センター長（以下「学部長等」という。）から教員の採用及び昇任等の申し出があったときは、評議会において選考に関する審査をするため、その都度、教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）を置くものとする。なお、教員の採用及び昇任等の申し出の際は、別記様式第1の教員人事発議書を提出するものとする。

2 人事委員会は、次の表に掲げる区分ごとに教授5人で構成するものとする。なお、評議会議長は、人事委員会の委員の選考を、次の表に掲げる区分ごとに学部長等に付託するものとする。

教員選考組織	委員の選出区分	学部長等
学科及び専攻（研究科の専攻を除く。以下「学科等」という。）	当該選考に関する学科等の学科長又は専攻長 当該選考に関する学科等の教授 当該学部（当該学科等を除く。）の教授会の教授 他の学部の教授会の教授 障害者高等教育研究支援センターの教授	産業技術学部長又は保健科学部長
障害者高等教育研究支援センター	障害者高等教育研究支援センターの当該研究部の部長 障害者高等教育研究支援センターの当該研究部の教授 障害者高等教育研究支援センターの他の研究部の教授 産業技術学部の教授会の教授 保健科学部の教授会の教授	障害者高等教育研究支援センター長
保健科学部附属東西医学統合医療センター	保健科学部附属東西医学統合医療センター長 産業技術学部の教授 保健科学部の教授 障害者高等教育研究支援センターの教授 同一又は関連の専門分野の教授	保健科学部長
その他	副学長 2人 産業技術学部長 保健科学部長 障害者高等教育研究支援センター長	学長

3 産業技術学部長が必要と認めた場合、前項の「当該選考に関する学科等の学科長又は専攻長」とあるのは「当該選考に関する学科の副学科長」と読み替えることができるものとする。

4 前項の付託を受けた当該学部長等は、人事委員会委員を選考し、評議会議長に報告するものとする。

5 人事委員会に主査を置き、評議会の議を経て学長が指名する。

（人事委員会における審査）

第4条 主査は、会議を招集し、議長となる。

2 人事委員会は、2回以上開催するものとし、第2回目は、第1回目の開催後1週間以上の期間を置いて開催するものとする。ただし、助教又は助手の人事委員会は、1回以上開催するものとする。

3 人事委員会は、すべての候補対象者から提出された履歴書、主要業績目録等、主要業績概要、教育・実務等業績目録、教育・

研究の計画及び抱負並びに全業績一覧等を審査し、最適任者1人を選考し、別記様式第2の教員人事委員会審査報告書(以下「審査報告書」という。)により、評議会に報告するものとする。

4 人事委員会委員は、審査の終了後、審査報告書に署名することによって、審査結果に対する賛成の意思を表示するものとする。

5 主査は、人事委員会委員の3分の2以上の署名が得られなければ、評議会に報告することはできない。

6 評議会議長は、審査報告書に署名しない委員がその理由を述べる機会について配慮するものとする。

(教員候補者の決定)

第5条 評議会は、主査からの審査結果の報告に基づき、無記名投票を実施し、投票総数の3分の2以上の同意をもって教員候補者とする。

2 前項の投票で、投票総数の3分の2以上の同意が得られなかった場合において、可とする票と白票との和が投票総数の3分の2以上となるときは、再投票に付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、助手の選考については、投票によらないで教員候補者を決定することができる。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学士課程における教育上の指導能力の評価が行われ、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

平成20年度に、「教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針」及び「教員の個人評価指針」を定め、これに基づき、教員が2年に一度、教育、学術・研究、社会・国際貢献、組織運営・管理の4つの領域に係る自己評価を行い、それを部局長が評価する方法で教員評価を実施している(資料3-2-②-A, B)。

また、評価結果については、勤務成績を考慮の上、昇給及び勤勉手当に反映している(資料3-2-②-C)。

なお、障害者高等教育研究支援センターでは、それぞれの教員の専門領域が大きく異なるため、個々の教員の研究活動の促進と連携的研究の創発のためにセンター内で毎月1回のペースで研究発表会を実施している。

平成26年度においては、「主要評価項目(年度の授業及び研究指導、診療業務の担当コマ数等、学内委員会担当数、公開講座・シンポジウム・海外派遣事業担当数、科学研究費助成事業申請状況等が記載された評価書)」を策定し、「教育職員の勤勉手当に係る勤務成績優秀者について」の評価項目とした。(資料3-2-②-D)

資料3-2-②-A 筑波技術大学における教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針(平成20年9月26日学長裁定)

1 教員の個人評価の結果は、本学及び部局等の教育研究等の改善に役立てるとともに、教員個人の処遇に反映させるため活用する。

2 教員個人への処遇については、総合評価で「評価の高い教員」、「問題のある教員」に対し、適切な措置を講ずるものとし、評価結果による序列化は行わない。

3 「評価の高い教員」に対しては、その活動の一層の向上を促すため、給与上の措置(就業規則に基づく特別昇給等)等を講ずる。

4 「問題のある教員」に対しては、部局長等が必要により活動の改善についての適切な指導及び助言を行う。

5 問題があり改善を要するとされた教員で、次期評価時においても「問題のある教員」と評価された場合は、状況等に応じて

給与上の措置（就業規則に基づく昇給延伸等）又は身分上の措置（就業規則に基づく配置換、降格、解雇等）を講ずることがある。

6 前項の措置を講ずる場合は、学長が当該部局の長等からの申し出により「調査委員会」を設置し、その調査に基づき必要に応じて教育研究評議会の下に「審議委員会」を設置して、措置の検討を行わなければならない。

7 学長は、5項の措置を講ずる必要が生じた部局の長等の監督責任に対し、必要により注意を与える。

資料3-2-②-B 筑波技術大学における教員の個人評価指針（平成20年9月26日制定）（抜粋）

第1 目的

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教員個人の活動状況について点検・評価し、もって本学の教育、研究等の向上に資するよう、以下のことを目的として教員の個人評価（以下「個人評価」という。）を実施する。

- (1) 教員が、自己の活動を点検し、自己評価することによって、その活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努めることを促進する。
- (2) 個人評価の結果を総合的に分析し、本学及び各部局等の教育、学術・研究、社会・国際貢献及び組織運営・管理等の活動の改善と向上に努める。
- (3) 教員の活動状況及び評価の結果を公表することによって、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。

第2 教員の個人評価の対象教員及び実施単位

- 1 個人評価の対象とする教員は、本学の教授、准教授、専任の講師及び助教とする。
- 2 個人評価の実施単位は、教員の所属部局（産業技術学部、保健科学部、障害者高等教育研究支援センター（以下、「支援センター」という。）をいう。）ごととする。ただし、保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下、「医療センター」という。）に所属する教員については、保健科学部の実施単位に含める。

第3 評価領域及び評価の期間

- 1 評価の領域は、教員の活動を「教育」、「学術・研究」、「社会・国際貢献」及び「組織運営・管理」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類する。
- 2 部局の長による個人評価は毎年実施し、必要に応じて教員に対し指導助言を行うものとする。また、2年に1度は「個人評価表による申告」を含めて実施するものとする。

第4 評価実施体制

- 1 個人評価の実施に関する全学的な方針の決定、結果の全学的集計及び公表、その他全学的調整は、評価委員会において行う。
- 2 第2の第2項に定める個人評価実施単位（以下「部局」という。）ごとの方針の決定、実施及びその結果の取りまとめ等は当該部局の長が行う。
- 3 部局の長は、「個人評価表による申告」の実施に当たって、当該部局の実施に関する事項の検討や実質的な作業を行う組織を置くことができる。

第5 教員の個人評価基準及び方法

- 1 部局の長は、本学の目標及び本指針に定める目的に沿い、かつ、当該部局等の目標、専門分野の特徴などを考慮した「個人評価の実施項目・細目」を各領域それぞれについて定め、これを評価室をとおして教員にあらかじめ公表する。
- 2 個人評価は、教員自らが各領域の活動状況を自己点検・評価したうえで作成する「個人評価表」の結果を参考にして部局の長が行う。
- 3 評価にあたって、3月に各教員からの個人評価表による申告を受け、個人評価表を参考にした面談を実施する。
 - (1) 面談の実施時期は、4、5月とする。
 - (2) 面談は、必要な教員のみとする。
 - (3) 2名での面談を原則とする。

・学部にあつては、学部長と当該教員が所属する学科等の長とする。なお、学科等の長については、産業情報学科では当該教員の系別に学科長又は副学科長、保健学科では当該教員の専攻別に専攻長とする。

・支援センターにあつては、支援センター長、副センター長と当該教員が所属する研究部の部長の3名とする。

・医療センターにあつては、保健科学部長と医療センター長とする。

・学科長、専攻長、副学科長にあつては、学部長と学部長補佐、支援センター研究部の部長にあつては、支援センター長と副センター長とする。

・両学部長，支援センター長，副センター長，保健管理センター長，医療センター長にあつては，学長と副学長とする。

資料3-2-②-C 教員評価結果及び教員評価項目一覧

・教員評価結課

(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/kyouinhyouka_kekka24.pdf)

・教員評価項目一覧

(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/kyoinhyoka_koumokuichiran.pdf)

資料3-2-②-D 「教育職員の勤勉手当に係る勤務成績優秀者の選考について」(平成17年10月31日制定，最終改正 平成26年4月23日) (抜粋)

教育職員の勤勉手当に係る勤務成績優秀者の選考について

平成17年10月31日
制 定

最終改正 平成26年 4月23日

- 1 国立大学法人筑波技術大学職員の勤勉手当支給に関する実施要項第6項に基づき，教育職員（以下「教員」という。）の勤務成績優秀者の選考に関して必要な事項を定める。
- 2 各学科長，副学科長，専攻長，部長及び医療センター長（以下「学科長等」という。）は，年度の初めに各教員（任期付を含む）に「主要評価項目（別記様式第1）」の提出を求め，写しを各学部長及び障害者高等教育研究支援センター長（以下「学部長等」という。）に提出する。
- 3 学科長等は，直近の教員評価システムによる評価結果，主要評価項目，並びに勤務実績を考慮し，客観的かつ適正な評価に基づき，下記の人数の勤務成績優秀者を選出し，「勤勉手当支給に関する推薦（学科長等用）（別記様式第2）」を付け学部長等に推薦する。なお，学科長等は推薦の対象とならない。また，「要改善」に該当する者がいる場合には，併せて記入し学部長等に報告する。

(中略)

別記様式第1 (第2項関係)

主要評価項目 (平成 年度)

I～IVの項目の欄に記入。また、I～IVの項目で該当する場合は、その項目番号に○を記入。

所属() 職名() 氏名()

I. 昨年度の授業等(実際に開講した授業等)の担当コマ数は年間平均週7コマ(支援センター障害者支援研究部3.5コマ)以上である。

<年間平均週コマ数>

- ・週1回1時限の授業 : 通年で1.0コマ
: 1学期,または2学期のみで0.5コマ
オムニバスや複数教員担当の場合は,コマ数に分担の割合を乗ずる。
- ・卒業研究指導 : 2.0コマ
- ・医療センターの診療業務 : 週1回で2.0コマ(4年次の欄に記入)

担当している授業科目の名	1年次		2年次		3年次		4年次		単位の数	分担の割合	クラスの数	年間平均週コマ数
	I	II	I	II	I	II	I	II				
1～4年次下部欄の数字 : 学期毎の週あたりの時限数を記入 クラスの数 : 同一科目での週あたりの授業回数を記入											合計	

II. 今年度、学内の委員会(または室)の委員(室員)を2つ以上担当している。

【担当している委員会(室)名】

III. 昨年度、本学の公開講座やシンポジウムの実施、または特別経費等による事業、海外派遣事業(引率)等に1件以上参画した(センター障害者支援研究部の教員は2件以上)。

【参画した事業名等】

IV. 昨年度、科学研究費助成事業に申請した。

【申請した科研費の研究課題名等】

研究種目	研究課題名	代表、分担の別

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教員の教育及び研究活動等に関する定期的な評価が行われ、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部及び保健科学部の教育研究の支援を行うため、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課に事務職員及び技術職員を配置している（資料3-3-①-A）。

それぞれの支援課に教育研究支援室を設置し、技術職員が障害の特性に配慮しながら実験や演習科目の技術的指導等を行っており（資料3-3-①-B）、産業技術学部産業情報学科ではTAを配置し、演習科目の補助を行っている（資料3-3-①-C、D）。

また、聴覚障害学生に対するコミュニケーション技術に未習熟の新任教員及び非常勤講師が担当する授業については、字幕提示等の情報保障を技術職員が支援している。視覚障害学生に対しては、技術職員がすべての科目について、障害の程度に応じて点字や拡大文字等による教材の提供、資料の作成等の情報保障を支援している。

なお、附属図書館における図書系職員の配置状況は、資料3-3-①-Eのとおりである。

資料3-3-①-A 事務職員及び技術職員の配置状況（平成26年5月1日現在） (単位：人)

組織名	支援対象部局	事務職員	技術職員
聴覚障害系支援課	産業技術学部	13	6
視覚障害系支援課	保健科学部	14	5

(総務課作成)

資料3-3-①-B 産業技術学部における技術職員の技術指導・情報保障等の担当科目一覧（平成26年度）

学科	年次	授業科目名
産業情報学科	1年次	教養A・B（放送大学授業科目）、哲学、歴史学、経済学、社会学、情報基礎、情報基礎演習、解析学、CAD基礎演習、情報科学基礎実験Ⅰ、情報科学基礎実験Ⅱ、日本国憲法
	2年次	英語Ⅱ、フランス語、ドイツ語、ソフトウェア工学・演習Ⅰ・Ⅱ、機械設計製図演習、機械加工法実習、音・光環境工学演習、環境・安全CAD演習Ⅰ、環境・安全CAD演習Ⅱ、電気回路学演習、電子回路学演習Ⅰ、力学
	3年次	管理システム論、情報マネジメント論、マイクロコンピュータ工学実験、機械工学演習B、情報科学特別講義、電子工学実験Ⅱ、マイクロコンピュータ工学実験、電子CAD/CAE演習、機械工学概論B、システム工学特別講義、CAD/CAM/CAE概説、CAD/CAM演習、エコ環境システム、建築実験、熱・空気環境工学演習、建築環境計画、基礎動力学
	4年次	機械CAD/CAE演習、環境・安全CAD/CAE演習、施工・積算、建築生産、知能ロボット工学、品質管理論
総合デザイン科	1年次	教養A・B（放送大学授業科目）、哲学、歴史学、経済学、社会学、情報基礎、情報基礎演習、CAD基礎演習
	2年次	英語Ⅱ、フランス語、ドイツ語、環境製図演習、プログラミング基礎演習、タイポグラフィ論・演習、製品デザイン論
	3年次	生産デザイン論・演習Ⅰ、環境デザイン演習C、デザイン学特別講義

	4年次	施工・積算
--	-----	-------

(聴覚障害系支援課作成)

資料3-3-①-C TAの配置状況(平成26年5月1日現在) (単位:人)

学科名	科目名	TA
産業技術学部産業情報学科	ソフトウェア工学・演習I, II	2

(聴覚障害系支援課作成)

資料3-3-①-D 国立大学法人筑波技術大学ティーチング・アシスタント要項

(目的)

1 国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)において、優秀な本学の大学院学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図るとともに、給与を支給することにより、大学院学生の処遇の改善を図ることを目的として任用するティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(職務)

2 TAは、学部で開講する授業科目において、担当教員の指示のもと、実験、実習及び演習等の教育補助業務に従事する。

(資格)

3 TAとして任用できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 本学の大学院に在籍する優秀な者
- (2) 実験、実習、演習等の補助ができる専門的な資質及び能力を備えている者
- (3) TAの業務に従事することにより、将来大学教育の指導者として必要な教授方法等の習得に役立つことが見込まれる者

(身分)

4 TAの身分は、国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則(平成17年法人規則第6号)(以下「契約職員就業規則」という。)の適用を受ける契約職員とする。

(選考方法)

5 TAの選考は、研究科の各専攻から推薦のあった候補者のうちから、第3項の資格をもとに研究科長が決定する。

(任用期間)

6 TAの任用期間は、採用日から採用日の属する当該年度の末日までの期間内とする。

(勤務時間)

7 TAの勤務時間は、週10時間(月40時間)を標準とし、当該大学院生が受ける研究指導、授業に支障が生じないように配慮するものとする。

(給与)

8 TAの給与は、契約職員就業規則に定めるところによる。

(その他)

9 この要項に定めるもののほか、TAの実施に関し必要な事項は、学長が決定する。

資料3-3-①-E 図書系職員配置状況(平成26年5月1日現在) (単位:人)

図書館名	専任職員数		備考
		うち司書有資格者	
聴覚障害系図書館	2	2	

視覚障害系図書館	2	2	
----------	---	---	--

(大学基本データ集より転記)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，教育活動を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されており，また，TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学院技術科学研究科に情報アクセシビリティ専攻を設置し，「障害者支援（聴覚障害）学」，「障害者支援（視覚障害）学」，「手話教育学」についてのより幅広く深い研究指導・実施体制を整えた。また，健常者にも門戸を開いた。
- 障害者教員の割合は全体で12.3%となっており，本学は聴覚・視覚障害者のための高等教育機関であるため，障害者教員が直接学生の教育・研究指導にあたることは，学生のロールモデルとしても重要である。
- 1年度間の授業及び研究指導，診療業務の担当コマ数等や，学内委員会担当数，公開講座・シンポジウム・海外派遣事業担当数，科学研究費助成事業申請状況等が記載された「主要評価項目」を策定し，教育職員の処遇に反映させた。

【改善を要する点】

- 今後の国立大学の機能強化に向けて，若手教員の採用を進めることが望まれる。
- 留学生に対する支援を充実させるために，「留学生センター」の設置を含めて設置準備室において引き続き検討する必要がある。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関であるということにかんがみ、両障害者の潜在的な能力を引き出すため、多様な入学者選抜を実施している。入学者選抜の基本方針は、「国立大学法人筑波技術大学学部入学者選抜等に関する規程」及び「国立大学法人筑波技術大学大学院入学者選抜等に関する規程」に定めている（資料4-1-①-A, B）。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の基本理念に基づき、学部及び大学院ごとに明確に定めている（資料4-1-①-C～F）。

資料4-1-①-A 学部入学者選抜の基本方針

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項及び第14条の規定に基づき、学部の入学者選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入学者選抜の種類）

第2条 学則第14条に規定する学部の入学者選抜の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個別学力検査（前期日程）
- (2) 推薦入試
- (3) アドミッション・オフィス入試
- (4) 社会人入試
- (5) 第3年次編入学
- (6) その他必要に応じて行う特別入試

2 入学者選抜は、入学者受入方針、募集人員、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場、その他必要な事項を記載した年度ごとに定める入学試験実施要項及び募集要項に基づいて、これを行うものとする。

（出典：国立大学法人筑波技術大学学部入学者選抜等に関する規程）

資料4-1-①-B 大学院入学者選抜の基本方針

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき、大学院の入学者選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入学者選抜の種類）

第2条 学則第50条に規定する大学院の入学者選抜の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般入試
- (2) 社会人入試
- (3) その他必要に応じて行う特別入試

2 入学者選抜は、入学者受入方針、募集人員、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場、その他必要な事項を記載した年度ごとに定める入学試験実施要項及び募集要項に基づいて、これを行うものとする。

（出典：国立大学法人筑波技術大学大学院入学者選抜等に関する規程）

資料4-1-①-C 産業技術学部の各学科の教育目標と求める学生像（抜粋）

[産業情報学科]

情報科学とシステム工学の専門的能力の育成を図ると同時に、社会が求めている技術の高度化と複合化に対応できる専門教育により「情報処理」と「ものづくり」を通じて快適な社会と生活環境の整備に参画・貢献できる人材の育成を目標としています。

上記の目標が達成できる次のような人を求めています。

- 大学での学習に必要な数学・物理の基礎学力を有している人、入学後これらの科目の学習に積極的に取り組む意欲を有している人
- 工学的な事柄に興味を持ち、新しい分野に挑戦する意欲をもっている人
- 技術者になりたいという明確な目的意識をもっている人
- 障害を理解・克服し、社会に参画・貢献しようとする強い意志をもっている人

[総合デザイン学科]

生活環境を総合的に考え、環境・もの・情報を中心としたデザインに関する基礎的知識と専門技術を身につけ、ユニバーサルデザインなどへも視野を広げ、豊かな感性と創造的表現力をもったデザイン関連の専門職業人として社会に参画・貢献できる人材の育成を目標としています。

上記の目標が達成できる次のような人を求めます。

- 大学での学習に必要な基礎学力を有しているとともに、学習意欲が旺盛で、新しい分野に挑戦する意欲をもっている人
- デザインに関して基礎的な表現力や発想力、感性、創造性を備えた人
- デザイナーになりたいという明確な目的意識をもっている人
- 障害を理解・克服し、社会に参画・貢献しようとする強い意志をもっている人

（出典：平成27年度入学者選抜要項（産業技術学部））

資料4-1-①-D 保健科学部の各学科・専攻の教育目標と求める学生像（抜粋）

[保健学科鍼灸学専攻]

現代医学の新しい知識と伝統ある鍼灸・手技療法の基本理論や臨床技術を学び、東洋医学と西洋医学の両方を理解し、幅広い知識と専門性を兼ね備え、高い臨床の技術と思いやりのある心で治療に当たることのできる専門職業人としてのはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の養成を目標としています。

上記の目標を達成できる次のような人を求めています。

- 医療や健康について学ぼうとする意欲がある人
- 人の痛みが理解できる思いやりがある優しい人
- はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師として社会に役立つ意欲のある人
- 障害を克服しようとする意志の強い人
- 国際感覚豊かでチャレンジ精神を備えた人

[保健学科理学療法学専攻]

急速な高齢化、疾病や障害の多様化、高度化・専門化する医療のなかで保健・医療・福祉が一体となったシステムやサービスが求められています。このような社会環境に対応できる視野と高度な専門性を備えると同時に、幅広い知識・教養、豊かな人間性を持った理学療法士の養成を目標とします。

上記の目標を達成できる次のような人を求めています。

- 仕事を通じて社会に貢献したい人
- 人の心身や病気に興味を持つ人
- 他人の立場に立って思いやることができ、人の痛みが理解できる人
- 障害を克服しようとする意志の強い人

[情報システム学科]

情報技術の基礎知識と実用的応用技術について専門教育を行い、今後の情報化社会の進展に対応できる能力と、社会的協調性を身につけた人材の養成を目標とし、情報処理の専門技術者、企業等の実務担当者として幅広い領域での活躍が期待できる人を育成します。

上記の目標を達成できる次のような人を求めています。

- 情報技術を学ぼうとする意欲がある人
- 情報技術を生かして、社会のいろいろな分野で活躍したいとの強い意志がある人
- 新しいことに積極的に挑戦しようとする情熱が感じられる人

(出典：平成27年度入学者選抜要項（保健科学部）)

資料4-1-①-E 技術科学研究科の各専攻の教育目標と求める学生像（抜粋）

[産業技術学専攻]

障害者のための個別技術の開発に止まらず、包括的かつグローバルな視野で人類の発展に寄与でき、急激な産業構造の変化や技術の高度化にも対応できる高度な専門技術者・指導者の育成を目標としています。

そのため、上記目標を達成できる次のような資質・素養を持った人材を求めています。

- 産業技術学を学ぶために必要な基礎学力及び専門知識を有し、向上心及び知的好奇心の高い人
- 未知の課題や困難な問題に対し積極的に取り組み、問題を自ら解決していく能力を高めようとする人
- 高度な専門技術者・指導者として、社会に積極的に参画し、共生社会の実現及びその持続的発展に貢献しようとする意欲のある人

[保健科学専攻]

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、鍼灸学、理学療法学、情報システム学の各専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担いうる高度専門職業人を養成することを教育目標としています。そのため、上記の目標を達成できる次のような資質・素養を持った人材を求めています。

- 鍼灸学、理学療法学、情報システム学を学ぶために必要な基礎学力及び専門知識を有し、向上心及び知的好奇心の高い人
- 未知の課題や困難な問題に対し積極的に取り組み、問題を自ら解決していく能力を高めようとする人
- 高度な専門技術者・指導者として、社会に積極的に参画し、共生社会の実現及びその持続的発展に貢献しようとする意欲のある人

[情報アクセシビリティ専攻]

聴覚・視覚障害者の社会自立や参加に貢献するための専門的かつ系統的な知識、情報、技術を提供しながら、障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び情報保障に関する教育・研究者を育成することを目標としています。上記目標を達成できるような資質や意欲を持った人材を求めています。

- 情報保障学を学ぶために必要な基礎的な学力、障害に対する理解、よりよいコミュニケーションのために様々な工夫や知識を活用する人
- 知的好奇心を持って未知なる課題や困難な問題に積極的に取り組み、問題を解決していく人
- 高度で専門的な知識や技術を持つ支援者、教育・研究者として、社会に積極的に参加し、共生社会の実現とその発展に貢献しようとする人

(出典：平成27年度学生募集要項（技術科学研究科）)

資料4-1-①-F アドミッション・ポリシー（産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科）

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/educational_info/admission_policy.html

- ・別添資料4-1-①-1 平成27年度入学者選抜要項（産業技術学部、保健科学部）
- ・別添資料4-1-①-2 平成27年度学生募集要項（産業技術学部、保健科学部）
- ・別添資料4-1-①-3 平成27年度学生募集要項（技術科学研究科）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

学部の入学者選抜方法は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って選抜方法を定めており、多様な人材を受け入れるため、個別学力検査（前期日程）並びに推薦入試、A0入試及び社会人入試を実施している（資料4-1-②-A, B）。

大学院の入学者選抜方法は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って選抜方法を定めており、多様な人材を受け入れるため、一般入試及び社会人入試を実施している（資料4-1-②-C, D）。

学部の入試では、アドミッション・ポリシーに合致した学生を受け入れるために、すべての入試で面接を実施している。

資料4-1-②-A 学士課程選抜方法一覧

学部	学 科	個別学力検査等					推薦入試				AO入試		社会人入試			
		学力検査	適性検査	実技検査	面接	小論文	小論文	適性検査	実技検査	面接	適性検査	面接	小論文	適性検査	実技検査	面接
産業技術学部	産業情報学科	○	×	×	○	×	○	○	×	○	-	-	○	○	×	○
	総合デザイン学科	×	×	○	○	×	○	×	○	○	-	-	○	×	○	○
保健科学部	保健学科鍼灸学専攻	×	×	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○
	保健学科理学療法学専攻	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○
	情報システム学科	×	×	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料4-1-②-B 学士課程入学者選抜状況（平成27年度入試）(単位：人)

学部	学科・専攻	選抜区分	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数
産業技術学部	産業情報学科	推薦入試	35	22	18	18
		社会人入試		1	1	1
		個別学力検査等		17	17	17
	総合デザイン学科	推薦入試	15	17	7	7
		社会人入試		0	0	0
		個別学力検査等		11	8	8
保健科学部	保健学科鍼灸学専攻	推薦入試	20	8	7	7
		社会人入試		0	0	0
		個別学力検査等		0	1	1
		A0入試		5	5	5
		3年次編入		0	0	0
	保健学科理学療法学専攻	推薦入試	10	6	5	4
		社会人入試		1	1	1

		個別学力検査等	10	3	3	3
		A0 入試		4	3	3
	情報システム学科	推薦入試		11	5	5
		社会人入試		2	1	1
		個別学力検査等		7	3	3
		A0 入試		13	3	3

(聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成)

資料4-1-②-C 大学院課程選抜方法一覧

研究科	専攻	一般入試			社会人入試		
		書類審査	口頭試問	適性検査	書類審査	口頭試問	適性検査
技術科学研究科	産業技術学専攻	○	○		○	○	
	保健科学専攻	○	○		○	○	
	情報アクセシビリティ専攻	○		○			○

(聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成)

資料4-1-②-D 大学院課程入学者選抜状況（平成27年度入試）（単位：人）

研究科	専攻	選抜区分	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数
技術科学研究科	産業技術学専攻	一般入試	4	1	0	0
		社会人入試		2	2	2
	保健科学専攻	一般入試	3	2	1	1
		社会人入試		3	3	3
	情報アクセシビリティ専攻	一般入試	5	1	1	1
		社会人入試		2	2	2

(聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，入学者受入方針に沿って，適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により，公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部における入学者選抜は，「国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程」に基づき，学長を委員長とする

入学試験委員会が全体を総括している（資料4-1-③-A）。

入学者選抜の実施体制は、入学試験委員会の下に、学部ごとに入学試験実施委員会が置かれ、当該学部の入学者選抜に関する必要な事項を審議するとともに、当該学部の入学者選抜に係る検査項目に応じた各小委員会を総括、調整して入学者選抜を実施し、その結果を全学の入学試験委員会に諮っている（資料4-1-③-B）。

試験問題は、問題作成に係る各小委員会の複数の委員が作成し、チェックを行った後、入試問題チェック小委員会の委員が再チェックを行い、作題ミスが起きない体制を整備している。

試験当日は、学長を責任者とする入試本部の下において、各学部に学部長を責任者とする入学試験実施本部を設置し、試験実施中は、各小委員会の問題作成委員を入学試験実施本部に常駐させ、試験問題の最終点検及び受験生からの質問等に対応している。

合格候補者の決定は、当該学部の合格候補者選考委員会の判定資料に基づき、入学試験委員会及び各学部教授会の議を経て、学長が行っている（資料4-1-③-C）。

資料4-1-③-A 国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 入試委員会は、入学者選抜に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針の策定に関する事。
- (2) 実施計画に関する事。
- (3) 学生募集に関する事。
- (4) 合格候補者の選考基準及び選考に関する事。
- (5) 選抜方法の改善に関する事。
- (6) 大学入試センター試験に関する事。
- (7) その他入学者選抜に関する重要事項

（組織）

第3条 入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

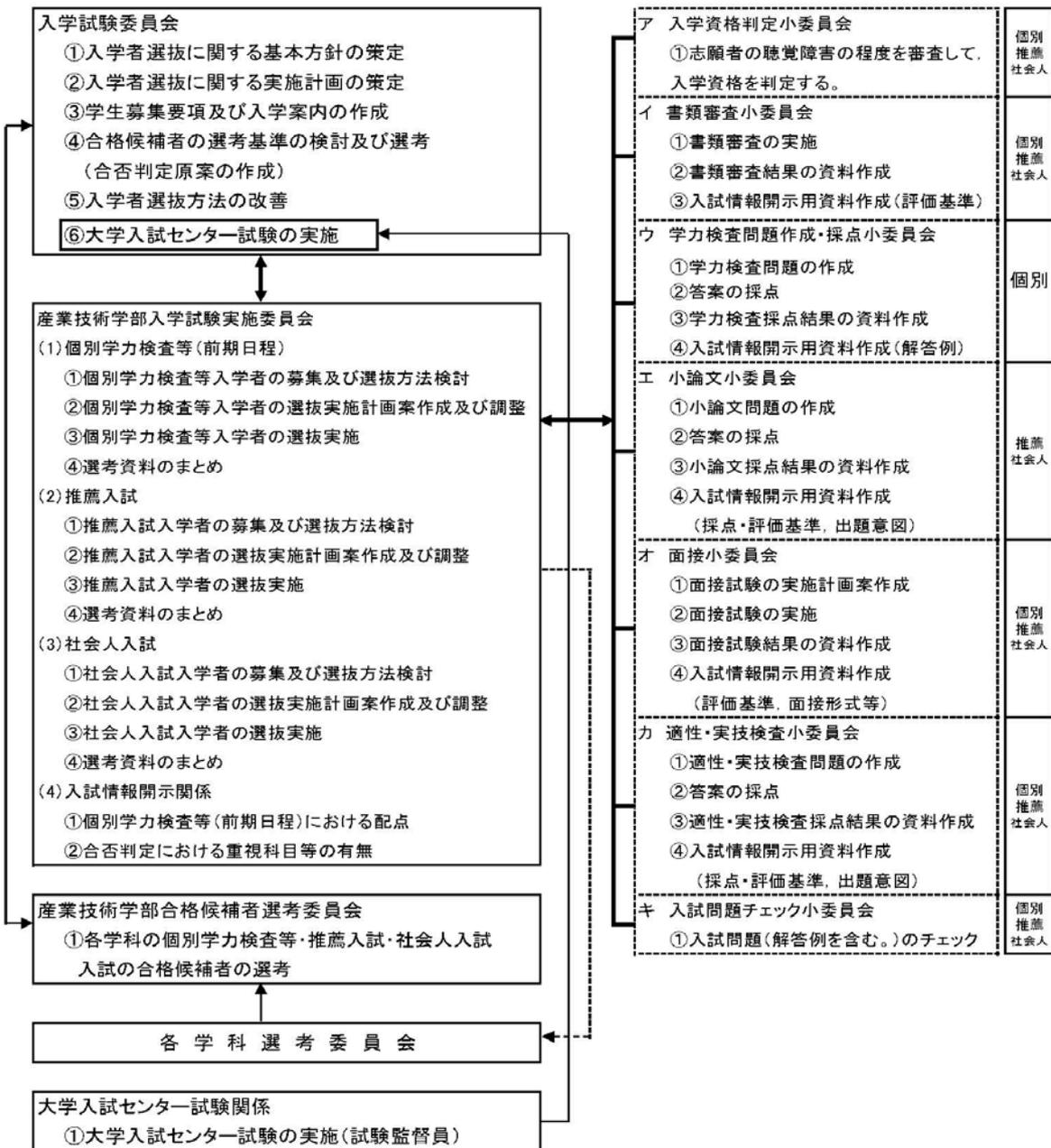
- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事及び副学長
- (3) 産業技術学部長
- (4) 保健科学部長
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長及び副センター長
- (6) 保健管理センター長
- (7) 学科長、専攻長及び副学科長
- (8) 障害者支援研究部及び障害者基礎教育研究部の各部長
- (9) その他学長が指名する教授 若干人

（付表）

入学者選抜実施体制（産業技術学部）

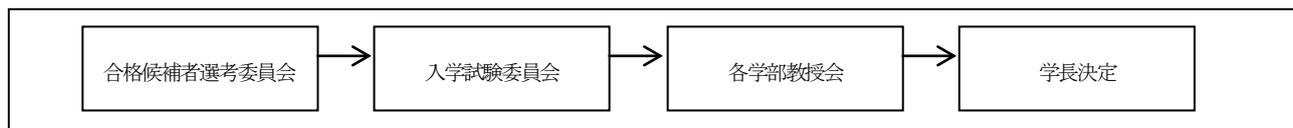
入学者選抜に関する業務の企画調整及び実施の総括管理並びに入学者選抜方法の改善に当たらせるため、入学試験委員会を置く。

入学試験委員会には、次の下部委員会を設けて、それぞれの業務を分担処理させる。



（出典：平成27年度産業技術学部入学試験実施要項）

資料4-1-③-C 学部における合格候補者の決定手続



(聴覚障害系支援課作成)

大学院における入学者選抜は、「国立大学法人筑波技術大学大学院入学試験委員会規程」に基づき、学長を委員長とする大学院入学試験委員会が全体を総括している（資料4-1-③-D）。

入学者選抜の実施体制は、専攻ごとに大学院入学試験実施委員会を開催し、当該専攻の入学者選抜に関する必要な事項を審議するとともに、各小委員会を総括、調整して入学者選抜を実施している（資料4-1-③-E）。

試験当日は、学長を責任者とする入試本部を設置し、また、各専攻の専攻長を責任者とする入学試験実施本部を設置し、試験を実施している。

合格候補者の決定は、合格候補者選考委員会の判定資料に基づき、大学院入学試験委員会及び大学院運営委員会の議を経て、学長が行っている（資料4-1-③-F）。

資料4-1-③-D 国立大学法人筑波技術大学大学院入学試験委員会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 大学院入試委員会は、大学院の入学者選抜に関し、次に掲げる事項を審議する。

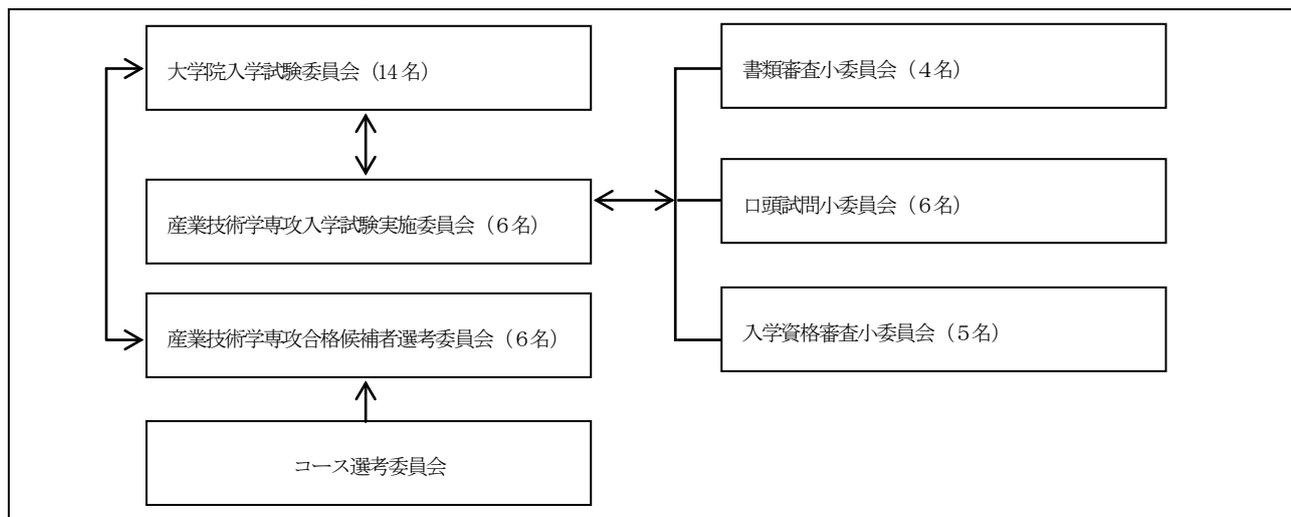
- (1) 基本方針の策定に関する事。
- (2) 実施計画に関する事。
- (3) 学生募集に関する事。
- (4) 合格候補者の選考基準及び選考に関する事。
- (5) 選抜方法の改善に関する事。
- (6) その他入学者選抜に関する重要事項

（組織）

第3条 大学院入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

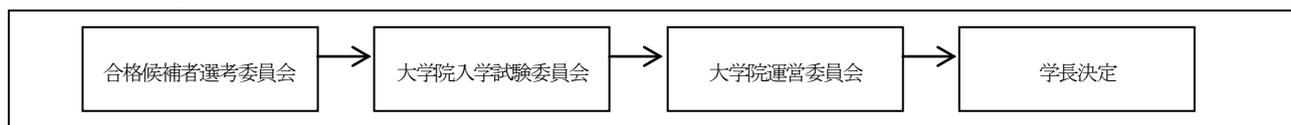
- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 産業技術学専攻長
- (5) 保健科学専攻長
- (6) 情報アクセシビリティ専攻長
- (7) 各専攻のコース長
- (8) その他学長が指名する者 若干人

資料4-1-③-E 入学者選抜実施体制（大学院技術科学研究科産業技術学専攻の例）



(聴覚障害系支援課作成)

資料4-1-③-F 大学院における合格候補者の決定手続



(聴覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学では、入学者選抜の改善のため、産業技術学部には入試成績追跡調査委員会、保健科学部には入試方法検討委員会を設置している。両委員会では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するため、入学試験における評価との相関及び入学後の学修状況の追跡調査を行っている（別添資料4-1-④-1）。

産業技術学部では、個別学力検査における大学入試センター試験の利用教科・科目及び配点を変更する改善を行った。

保健科学部では、アドミッション・オフィス入試に対する入試方法・内容の検討と見直しを行い、保健学科学療法学専攻では面接試験に加え、適性検査（運動を含む。）を実施している。

・別添資料4-1-④-1 産業技術学部における入学者選抜方法の改善に関する調査報告書

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

各学部の過去5年間の入学者の状況は、資料4-2-①-Aのとおりである。産業技術学部の入学定員に対する入学者の充足率は1.02倍（5年間平均）、保健科学部の入学定員に対する入学者の充足率は0.85倍（5年間平均）となっている。また、技術科学研究科の入学定員に対する入学者の充足率は0.80倍（5年間平均）である。

なお、保健科学部保健学科鍼灸学専攻では、過去5年間、技術科学研究科産業技術学専攻では、平成25年度を除いて過去4年間、入学者数が入学定員を下回っている。

このような状況を踏まえ、保健科学部では長期的な学生の確保の方策、入学定員の見直しなどを調査・審議するために外部有識者を含めた「筑波技術大学将来構想諮問委員会」が設置され、報告書を取りまとめている（別添資料4-2-①-1）。技術科学研究科産業技術学専攻では他大学で学ぶ聴覚障害学生への周知ならびに学部教育の充実を通じた進学者の育成に取り組んでいる。

資料4-2-①-A 学部及び大学院の過去5年間の入学定員・入学者数・充足状況

平均入学定員充足率計算表(筑波技術大学)

学部/研究科名等	学科/課程/専攻等名	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	入学定員に対する各平均比率	
学士課程 産業技術学部	学部/研究科/専攻科/別科全体	志願者数	90	95	104	92	68	1.80	
		合格者数	53	51	51	53	51	1.04	
		入学者数	50	50	50	53	51	1.02	
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.06	1.02		
	1 産業情報学科	志願者数	72	69	67	61	40	1.77	
		合格者数	38	36	36	38	36	1.05	
		入学者数	35	35	35	38	36	1.02	
		入学定員	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.09	1.03		
	2 総合デザイン学科	志願者数	18	26	37	31	28	1.87	
		合格者数	15	15	15	15	15	1.00	
		入学者数	15	15	15	15	15	1.00	
		入学定員	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
	学士課程 保健科学部	学部/研究科/専攻科/別科全体	志願者数	43	47	50	52	60	1.26
合格者数			31	33	35	35	37	0.86	
入学者数			31	33	35	35	36	0.85	
入学定員			40	40	40	40	40		
入学定員充足率			0.78	0.83	0.88	0.88	0.90		
1 保健学科鍼灸学専攻		志願者数	12	11	17	14	13	0.67	
		合格者数	11	12	18	13	13	0.67	
		入学者数	11	12	18	13	13	0.67	
		入学定員	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率	0.55	0.60	0.90	0.65	0.65		
2 保健学科理学療法学専攻		志願者数	14	14	6	15	14	1.26	
		合格者数	9	10	6	11	12	0.96	
		入学者数	9	10	6	11	11	0.94	
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	0.90	1.00	0.60	1.10	1.10		
3 情報システム学科		志願者数	17	22	27	23	33	2.44	
		合格者数	11	11	11	11	12	1.12	
		入学者数	11	11	11	11	12	1.12	
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	1.10	1.10	1.10	1.10	1.20		
修士課程 技術科学研究科		学部/研究科/専攻科/別科全体	志願者数	10	12	8	13	11	1.20
			合格者数	8	5	7	9	9	0.84
			入学者数	6	5	7	9	9	0.80
			入学定員	7	7	7	12	12	
	入学定員充足率		0.86	0.71	1.00	0.75	0.75		
	1 産業技術学専攻	志願者数	5	4	5	2	3	0.95	
		合格者数	4	2	4	1	2	0.65	
		入学者数	3	2	4	1	2	0.60	
		入学定員	4	4	4	4	4		
		入学定員充足率	0.75	0.50	1.00	0.25	0.50		
	2 保健科学専攻	志願者数	5	8	3	3	5	1.60	
		合格者数	4	3	3	3	4	1.13	
		入学者数	3	3	3	3	4	1.07	
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.33		
	3 情報アクセシビリティ専攻	志願者数				8	3	1.10	
		合格者数				5	3	0.80	
		入学者数				5	3	0.80	
		入学定員				5	5		
		入学定員充足率				1.00	0.60		

(平均入学定員充足率計算表より転載)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学部の入試では、アドミッション・ポリシーに合致した学生を受け入れるために、すべての入試で面接を実施している。
- 聴覚障害者のための産業技術学部及び視覚障害者のための保健科学部は、それぞれの教育目的に沿った入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めている。
- 外国人にも受験の機会を提供し、積極的に受け入れている。

【改善を要する点】

- 保健科学部保健学科鍼灸学専攻では、過去5年間、大学院技術科学研究科産業技術学専攻では、平成25年度を除いて過去4年間、入学者数が入学定員を下回っている。今後、学部及び研究科としての受験者獲得のため、きめ細かな活動を行うとともに、外部有識者の意見を取り入れるなどによる改善が必要である。
- 技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻においては、平成27年度募集において入学予定者数が入学定員を下回っている。今後は学生募集に向けての十分な広報活動が必要である。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の教育理念、教育目的に即して、各学部の教育課程の編成・実施方針を定めている。

産業技術学部は、聴覚障害者のための高等教育機関として、「情報処理」「ものづくり」「生活環境創り」を通して社会に参画・貢献できる専門職業人の養成を図る。また、障害に配慮した教育方法・教育環境により、学生一人一人の能力を育成する。

- ・学部共通の教養教育を通して、幅広い教養と社会常識を身に付ける。
- ・学科・専攻毎の専門教育を通して、高度な専門知識と技術を身に付ける。

保健科学部は、視覚障害者のための高等教育機関として、「鍼灸手技」「理学療法」「情報技術」を通して社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。また、障害に配慮した教育方法・教育環境により、学生一人一人の能力を育成する。

- ・学部共通の教養教育を通して、幅広く豊かな教養を身に付ける。
- ・学科・専攻毎の専門教育を通して、高度な専門知識と技術を身に付ける。

【分析結果とその根拠理由】

観点にかかる状況の通り、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

産業技術学部及び保健科学部の教育課程は、「教養教育系科目」と「専門教育系科目」に大別している（資料5-1-②-A）。

科目区分として、「教養教育系科目」は修学基礎・総合教養科目、主題別教育科目、言語・情報教育科目、障害関係教育科目及び健康・スポーツ教育科目から編成している。「専門教育系科目」は、専門基礎教育科目と専門教育科目に分けられ、学科・専攻ごとにその教育目的に即して編成している。

1年次には、教養教育系科目とそれぞれの専攻が指定する専門基礎教育科目を主に学修し、2・3年次では各専門に関する基礎的な理論と研究方法を習得するための基礎となる科目の履修を基本に、実践的かつ応用的能力を高める専門の中核となる科目を学び、最終学年の特別研究につなげていく。

産業技術学部は、「産業情報学科」と「総合デザイン学科」の2学科で構成される。1年次は、学科別に編成された専門基礎教育科目の授業を実施している。2年次以降は、学生の希望、適性、成績などにより資料5-1-

②-Bに示すように、領域に分かれて授業を実施している。また、教育課程編成の概念を別添資料5-1-②-1に、履修規程については資料5-1-②-Cに示す。

保健科学部は、「保健学科」と「情報システム学科」の2学科で構成され、保健学科は、「鍼灸学専攻」と「理学療法学専攻」の2専攻で構成される。学科・専攻では、資料5-1-②-Dに示すように、コースに分かれて授業を実施している。また、教育課程編成の概念を資料5-1-②-Eに示す。

両学部の卒業要件単位数については、資料5-1-②-F, Gのように定めている。また、授与される学位は、学科・専攻の分野に応じ、資料5-1-②-Hのとおりとなっている。

資料5-1-②-A 国立大学法人筑波技術大学学則（抜粋）

第24条 教育課程は、本学学部、学科及び専攻（以下「学部等」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（授業科目等）

第25条 学部の授業科目の区分は、教養教育系科目及び専門教育系科目とする。

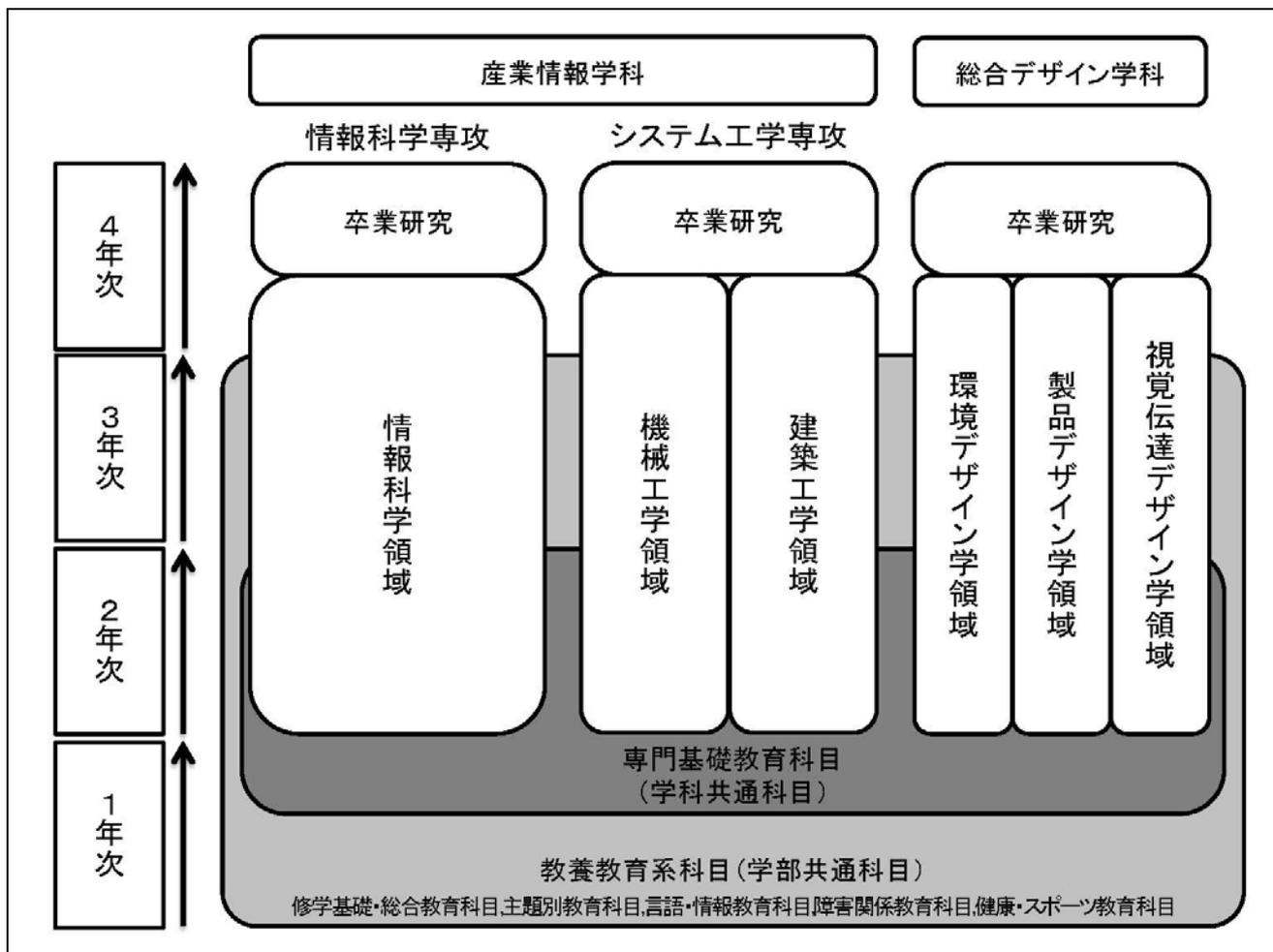
2 授業科目及び単位数は、別に定める。

3 授業科目の履修方法等については、別に定める。

4 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用とする。

5 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

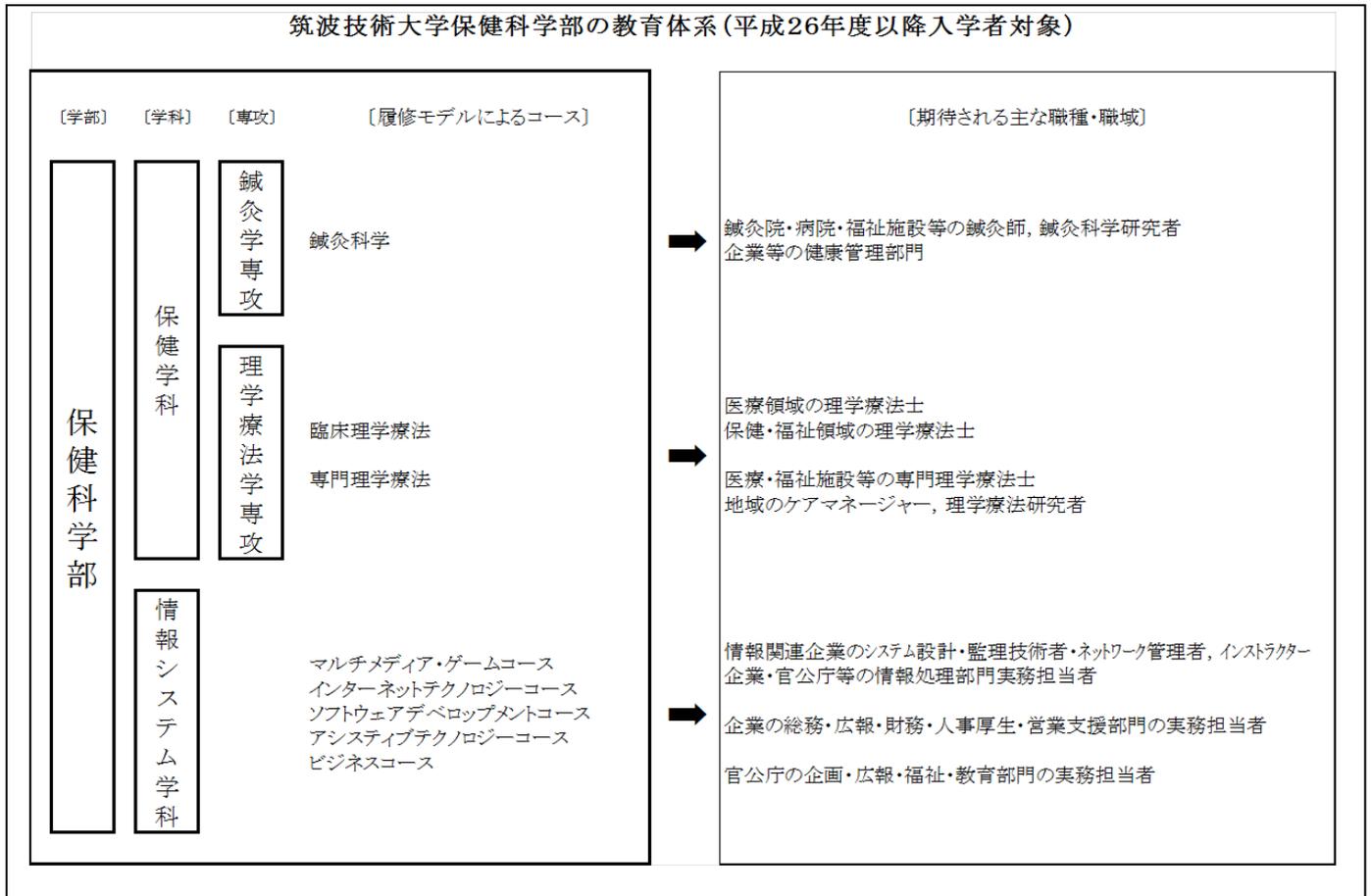
6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。



(聴覚障害系支援課作成)

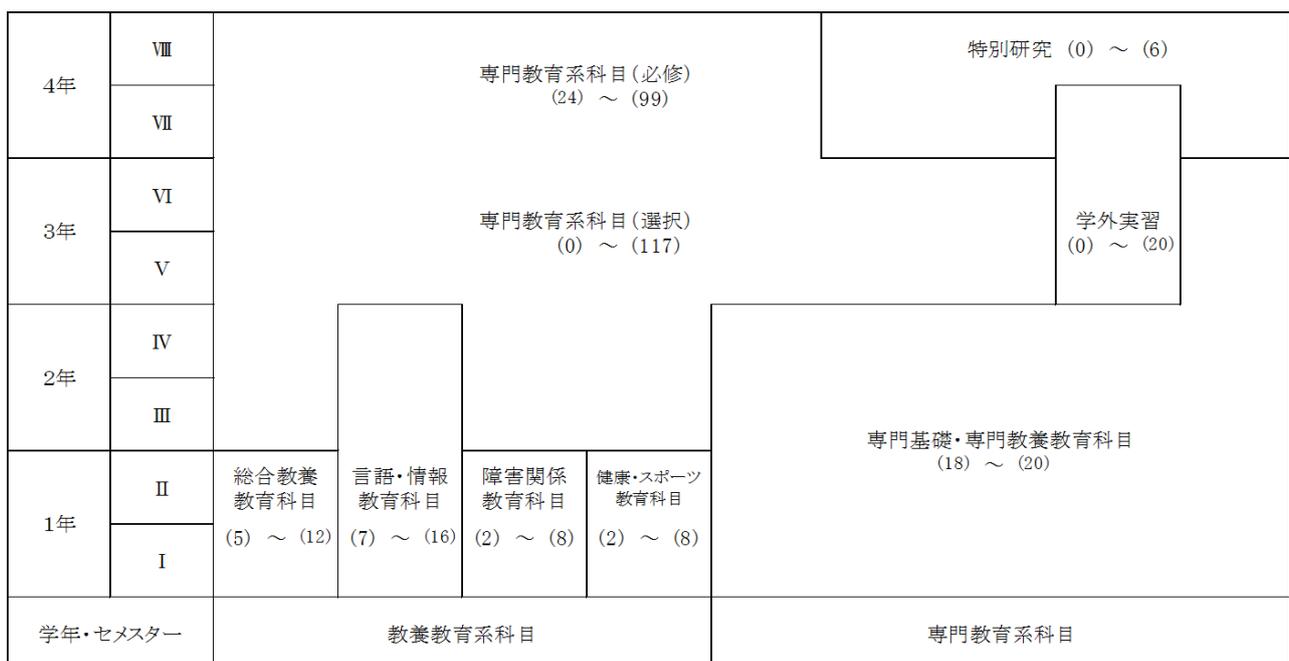
・別添資料5-1-②-1 産業技術学部教育課程編成の概念図

資料5-1-②-D 筑波技術大学保健科学部の教育体系



(視覚障害系支援課作成)

資料5-1-②-E 保健科学部教育課程編成の概念図



(視覚障害系支援課作成)

卒業に必要な単位数【平成25年度以降の入学者対象】

学科・専攻・領域 科目区分		産業情報学科			総合デザイン学科			
		情報科学専攻	システム工学専攻		環境 デザイン学	製品 デザイン学	視覚伝達 デザイン学	
			機械工学	建築工学				
教養教育系科目	修学基礎・総合教養科目	6	6	6	6	6	6	
	主題別教育科目	4	4	4	4	4	4	
	言語・情報 教育科目	外国語科目	8	8	8	8	8	8
		日本語科目	2	2	2	2	2	2
		情報リテラシー科目	3	3	3	3	3	3
	障害関係教育科目	8	8	8	8	8	8	
	健康・スポーツ教育科目	5	5	5	5	5	5	
	その他	2	2	2	2	2	2	
	計	38	38	38	38	38	38	
専門教育系科目	専門基礎教育科目	必修	18	20	20	16	16	16
		選択	8	4	4	4	4	4
		小計	26	24	24	20	20	20
	専門教育科目	必修	22	41	45	34	34	34
		選択必修 A科目		4				
		選択必修 B科目		4				
		選択	39	14	18	33	33	33
		小計	61	63	63	67	67	67
	合計	87	87	87	87	87	87	
	単位総計		125	125	125	125	125	125

資料5-1-②-G 保健科学部卒業要件単位数

科目区分		保健学科		情報システム学科	
		鍼灸学専攻	理学療法学専攻		
教養教育系科目	総合教養教育科目		12	12	5 ~ 10
	言語・情報教育科目	外国語科目	10	7	10 ~ 16
		日本語科目			
		情報リテラシー科目			
	障害関係教育科目		2	2	2 ~ 8
	健康・スポーツ教育科目		2	2	2 ~ 8
計		26	23	25	
専門教育系科目	専門基礎・専門教養教育科目		99	21	100
	専門臨床教育科目	専門情報システム教育科目		22	
				59	
				専門鍼灸手技教育科目	
				専門理学療法教育科目	
計		99	102	100	
単位総計		125	125	125	

(視覚障害系支援課作成)

(教職課程科目の追加)

資料5-1-②-H 学位(専攻分野の名称)

(専攻分野の名称)

第7条 学士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻等	学位(専攻分野の名称)
産業技術学部	産業情報学科	学士(工学)
	総合デザイン学科	学士(デザイン学)
保健科学部	保健学科	学士(鍼灸学) 学士(理学療法学) 学士(工学)
	鍼灸学専攻	
	理学療法学専攻	
	情報システム学科	

(出典：国立大学法人筑波技術大学学位規程)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社

会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮し、教育課程の編成や授業科目の内容に反映させている（資料5-1-③-A, B）。

具体的には、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（学び直し GP）「聴覚障害者のみを対象とする大学・学部の資源を活かした職業技術学び直しプログラム」（資料5-1-③-C）などの取組が授業科目の内容などに反映されている。また、平成23年度から教職課程を設置し、教職に進みたいという学生からの要望に対応した。

さらに、学生の多様なニーズに応えるため、他学科・他専攻科目の履修認定、他大学との単位互換、インターンシップ、補習授業の実施などを行っている（資料5-1-③-D~H）。

資料5-1-③-A 社会的要請等を反映した科目例（産業技術学部）

授業科目例	概要
(学部共通：教養教育科目) コミュニケーションと社会環境、芸術と技術、企業と社会	コミュニケーションと社会環境の関わり、芸術と技術の関わり、企業と社会の関わりをそれぞれ学び、自らを取り巻く社会環境の中で、自らがどうあるべきかを考える。
手話コミュニケーション技術、情報保障技術とコミュニケーション	大学生活におけるコミュニケーションの困難を解消するために、聴覚活用、発音発話、手話コミュニケーション、情報補償システムなどの実習を通して障害補償を理解する。
デフコミュニティと社会参加	ろう者・難聴者の個人生活及びコミュニティを様々な観点で解説し、社会参加を実現していくために必要な知識の取得を図る。
(産業情報学科：専門科目) 産業技術プロジェクトA	つくば市職員を対象とした研修において、聴覚障害学生自らが障害者の立場をふまえて、聴覚障害者とのコミュニケーション体験講座を企画・運営することにより、相互に議論しながらプロジェクトを遂行する力を身につける。
情報科学特別講義	ネットワーク社会が企業経営や社会生活に与える影響を通して、情報システムを上手く活用していく方法を学ぶ。
システム工学特別講義	企業におけるシステム工学に関連した生産活動、技術動向や製品開発を学び、企業・工場見学を通して大学での学習内容と企業との生産活動の関連性を理解する。
情報マネジメント論	情報及び情報システムのマネジメントという観点から、情報安全システム、電子商取引、ネットワーク契約について、情報システムが果たしうる役割や活用法を理解する。
エコ環境システム	地球・都市・建築などの異なるスケールにおける環境問題を理解し、技術者として持続可能な社会システムを構築するための倫理観を身につけ、最新の環境共生技術を理解する。
情報科学特別実習、システム工学特別実習	専門領域に関連した職場において、実社会での作業の実際・環境・人間関係およびコミュニケーション等を体験し、卒業後に備える。
(総合デザイン学科：専門科目) デザイン学特別講義	デザインの現場で行われているマーケティング作業を通して、デザイン行為にとってのマーケティングの意義と役割を体感し、聴覚障害者として社会へ巣立つ心構えを習得する。
都市・地域計画論	日本を中心とした地域・都市計画の歴史を学び、多様な都市制度の現状と問題の把握を通じて、都市づくりのための多様なデザインのあり方、手法、現代的課題について学習する。
ユニバーサルデザイン論	人間・モノ・情報・空間との関係などユニバーサルデザイン要素を理解し、障害者や高齢者を含めた様々な人々にとって良いデザインを作り出すことができる対応力を養う。
デザイン学特別実習	総合デザイン学の専門分野に関連する内容の企業実習により、実社会の理解および大学での学習内容と企業活動の関連性を理解する。

(聴覚障害系支援課作成)

資料5-1-③-B 社会的要請等を反映した科目例 (保健科学部)

授業科目名	概要
<p>(鍼灸学専攻)</p> <p>社会鍼灸手技学A</p> <p>プレ臨床実習1</p> <p>プレ臨床実習2</p>	<p>鍼灸・手技を職業とする人は、現代社会でどの様な役割を果たしているのか、鍼灸・手技の就職状況、経営状況はどの様であるのか、また、諸外国の鍼灸・手技はどの様な実状にあるのか、など、鍼灸・手技を職業とするに当たって、その現状と将来展望をともに考える。</p> <p>模擬臨床としてあん摩・鍼・灸の総合実習と学外実習を行う。模擬臨床実習は、協力者に模擬患者を担当して頂いて実施する実習である。模擬患者は地域住民や本学職員より募集し、予約制で授業に参加を頂き、授業の最後に患者側からの評価としてモニターシートの記載をして頂く。基本的な施術は手技におくが、個々の学生の実際的な臨床力に応じて鍼灸を導入する。</p> <p>模擬臨床としてあん摩・鍼・灸の総合実習と学外実習を行う。模擬臨床実習は、協力者に模擬患者を担当して頂いて実施する実習である。模擬患者は地域住民や本学職員より募集し、予約制で授業に参加を頂き、授業の最後に患者側からの評価としてモニターシートの記載をして頂く。基本的な施術は手技におくが、個々の学生の実際的な臨床力に応じて鍼灸を導入する。</p>
<p>(理学療法学専攻)</p> <p>内部障害理学療法学</p> <p>内部障害理学療法学同実習</p> <p>地域理学療法学</p>	<p>呼吸器疾患、心臓病、糖尿病、高血圧、腎臓障害について、病理、種類、発症原因、治療の原則、経過、合併症、問題点、運動の生理作用などの基本的知識を修得する。理学療法を進めるにあたって必要な情報の収集、測定評価の選択、統合と解釈、治療目標設定、訓練治療プログラムの立案などの項目に関する知識を修得する。</p> <p>呼吸器、心臓、血糖値、脈管系に関する測定機器の扱い方や測定方法を理解し、実際に測定する。様々な条件下での呼吸器系、心臓、血糖値の反応を実際に測定することで、刺激に対する生体の反応を体験する。運動のエネルギー代謝率、肥満の測り方、体力テストの方法を修得する。これらを通して評価、統合と解釈、治療目標の設定、運動療法プログラムなどの応用力を修得する。</p> <p>地域リハビリテーション、在宅ケア老人の評価と理学療法、在宅訪問活動、施設における理学療法、高齢者介護施設の腰痛について学習する。特別養護老人ホームにおける理学療法症例を学習する。デイケア施設の理学療法例、他職種による地域サービス例等について概説する。</p>
<p>(情報システム学科)</p> <p>総合情報システム特別講義</p> <p>総合情報システム特別実習</p> <p>情報アクセシビリティ</p> <p>プレゼンテーション</p>	<p>社会の様々な分野で活躍されている方々をゲストスピーカーとして招聘し、障害補償技術を始めとする広い分野に渡り、企業や研究所で行われている情報科学の職場活用に関する最新の研究・開発の動向・トピックスについて講義する。講義後、毎回、レポート課題を課し、授業担当者が講評する。</p> <p>担当教員の指導の下、企業や国立研究機関等での実習を行う。事前準備・実習・報告レポート作成などの実務経験を通じて、職場で必要となる各仕事における基本知識の獲得と実務経験の習得を目指す。あわせて自らの障害に対する補償技術の実社会における有効性や可能性を評価し、確認する。</p> <p>視覚障害がもたらす最も深刻な問題は、情報アクセスの困難や不便である。社会の情報化が進展するなかで、視覚障害者の情報アクセシビリティを向上させるための様々な取り組みが行われているが、その変遷や現状を多面的に学び、アクセス支援技術の研究開発と普及の動向を総合的に知る。</p> <p>プレゼンテーションの目的や価値、プレゼンテーションを行ううえで必要な技術(話の組み立て方や話し方など)、プレゼンテーションの土台となるコミュニケーションについて学ぶ。</p>

	「他者に誤解なく伝達するにはどうしたらよいか」を実際の体験(演習)から考察することで、自己のプレゼンテーション能力や現在および今後の課題を明確化する。 (視覚障害系支援課作成)
--	---

資料5-1-③-C 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム (学び直しGP)

プログラム名称	実施内容及び成果・効果等
聴覚障害者のみを対象とする 大学・学部の資源を生かした 職業技術学び直しプログラム	(実施内容) 平成19年度から平成21年度まで、聴覚障害者に特化した教授法も含めた教育環境や施設設備を利用し、聴覚障害者のみ対象の職業技術学び直しプログラムを実施した。平成22年度からは学部 の取組として実施している。平成26年度は以下の6プログラムを企画した。①情報系1 ②情報 系2 ③システム系1 ④システム系2 ⑤総合デザイン系1 ⑥総合デザイン系2 (聴覚障害系支援課作成)

資料5-1-③-D 他学科履修状況 (平成26年度)

【産業技術学部】 (単位：人)

	授業開講学科	産業情報学科	総合デザイン学科
学生所属学科			
産業情報学科		0	3
総合デザイン学科		0	0

【保健科学部】

	授業開講学科・専攻	保健学科鍼灸学専攻	保健学科理学療法学専攻	情報システム学科
学生所属学科・専攻				
保健学科鍼灸学専攻		0	0	2
保健学科理学療法学専攻		0	0	0
情報システム学科		0	0	0

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

資料5-1-③-E 放送大学の単位互換科目の履修一覧 (平成26年度) (単位：人)

	科目名	学科・専攻	単位授与者	
産業 技術 学部	(教養A) 社会福祉入門	産業情報学科	0	
		総合デザイン学科	0	
		計	0	
	(教養B) 心理学概論	産業情報学科	1	
		総合デザイン学科	0	
		計	1	
学部計			1	
保健 科学 部	(放送大学開設科目A) 運動と健康	保健学科鍼灸学専攻	0	
		保健学科理学療法学専攻	0	
		情報システム学科	1	
		計	1	
	(放送大学開設科目B) 世界の中の日本	保健学科鍼灸学専攻	0	
		保健学科理学療法学専攻	0	
		情報システム学科	1	
		計	1	
	学部計			2
	合計			3

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

資料5-1-③-F インターンシップ実施状況

【産業技術学部産業情報学科（情報科学系）】

授業科目名	学年	学期	実習単位 (時間)	実習施設名	実習配置計画		指導者数
					班数	班人数	
情報科学特別実習	3	1	2 (90)	イーデザイン損保, シャープ, 鉄道情報 (株), トランスコスモス, 日立製作所, 日立情報制御ソリューションズ, 富士通エフサス, 三菱電機冷熱システム製作所, 厚生労働省, 秋田県庁	11	1~2	3

【産業技術学部産業情報学科（システム工学系）】

授業科目名	学年	学期	実習単位 (時間)	実習施設名	実習配置計画		指導者数
					班数	班人数	
システム工学特別実習	3	1	2 (90)	いすゞ自動車 (株), TOTO (株), シャープビジネスソリューション (株), 三菱日立パワーシステムズ, 三菱電機 (株), (株) 富士通エフサス, 清水建設 (株), 浅沼組 (大阪・東京), (株)フジタ, (株) INA新建築研究所, 荒川区役所	11	1~2	1

【産業技術学部総合デザイン学科（総合デザイン系）】

授業科目名	学年	学期	実習単位 (時間)	実習施設名	実習配置計画		指導者数
					班数	班人数	
総合デザイン学特別実習	3	2	2 (90)	(株)ワコール, 三菱電機デザイン研究所, 東芝デザインセンター, 日経新聞, TOTO, ソフトバンク, ユニバーサルイベント協会	8	1~11	3

【保健科学部情報システム学科】

授業科目名	学年	学期	実習単位 (時間)	実習施設名	実習配置計画		指導者数
					班数	班人数	
総合情報システム特別実習	3	2	2 (60)	日立製作所, 東京都視覚障害者生活センター	2	1~2	2

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料5-1-③-G 産業技術学部補習授業の実施状況（平成26年度）

科目	実施期間	実施回数	補習対象者
英語	1学期	Aグループ 11回	3年次対象
	1・2学期	Bグループ 28回	2年次対象
	2学期	Cグループ 5回	2年次対象
数学	2学期	9回	1年次
物理	1学期	10回	1年次約16名

（聴覚障害系支援課作成）

資料5-1-③-H 保健科学部補習授業の実施状況

学科・専攻	学年	内容	コマ数	受講人数
保健学科 鍼灸学専攻	1	専門基礎教育科目(解剖学)	20	11
		専門鍼灸・手技教育科目(手技基礎実習, 経路経穴学等)	20	11
	2	専門基礎教育科目(解剖学)	35	19
		専門臨床教育科目(整形外科学)	5	19
		専門鍼灸・手技教育科目(鍼灸基礎実習Ⅰ・Ⅱ等)	15	19
	3	専門臨床教育科目(神経内科学)	5	10
		専門鍼灸・手技教育科目(鍼灸科学等)	15	10
	4	専門基礎教育科目(解剖学・生理学・衛生学等, 病理学)	30	10
		専門臨床教育科目(臨床医学総論・各論)	15	10
		専門鍼灸・手技教育科目(東洋医学臨床論・東洋医学概論等・はりきゅう理論・あん摩マッサージ指圧理論)	40	10
保健学科 理学療法専攻	1	主として解剖学・生理学・運動学など国家試験対策	15	11
	2	主として解剖学・生理学・運動学など国家試験対策	60	6
	3	主として解剖学・生理学・運動学など国家試験対策および臨床実習前理学療法実技演習	60	8
	4	解剖学・生理学・運動学など, 基礎医学(内科, 整形外科など), 臨床医学(神経内科など) 専門理学療法(神経系, 整形外科系, 呼吸器系など)の国家試験対策	120	7

（視覚障害系支援課作成）

・別添資料5-1-③-1 キャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会議事次第

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5-2-①：教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

両学部では、理解が困難な講義に、演習及び実習を結びつけ、体験的に理解できるように配慮している（資料5-2-①-A, B）。

産業技術学部及び保健科学部の授業形態は、情報の保障及び障害の補償などの観点から少人数制を導入している。

産業技術学部では、無線LANの整備により学内の教室や演習・実験室、研究室において無線によるインターネットへの接続も可能となり、ネットワークを利用した学習を行う比率が飛躍的に高まっている。また、各教室や演習・実験室へ設置された視覚情報システムにより、教材等の電子スライド化、インターネット教材の授業への導入、各種メディアを教育に活用する授業が増加している。1年次においては「情報基礎」「同演習」を開設し、学生に対し早期に情報ネットワークを利用できるスキルを身につけさせている。

保健科学部の専門教育においては、保健学科の学問の特徴に応じた講義に加え、技術の習得を目的とした実習、臨床実習を重視した教育を行っている。情報システム学科では、講義に加え、演習科目を多く開設している。保健学科鍼灸学専攻では、実習科目によってクラスを2グループに分けた少人数指導を行い、臨床実習は保健科学部附属東西医学統合医療センター及び手技鍼灸実習棟で行うことによって、重度視覚障害学生の移動が緩和されている（資料5-2-①-C）。保健学科理学療法学専攻では、外部の病院施設において臨床実習を行っている。2年次の臨床実習では、1施設2名の学生が配属、3年次及び4年次の臨床実習では、1施設1名の学生を配属し、当該施設の専門家によるきめ細かな指導が行われている。また、「視覚に障害を持つ医療系学生のための教育高度化改善事業」が平成21年度から採択され、スキルラボの開設・運営等が行われ、いくつかの授業内容に反映することで、より高度な教育効果を期待できるようになっている（資料5-2-①-D）。教養教育系科目の外国語科目は、LL教室においてリスニング教材及びビデオ教材等を利用した多くの授業を行っている（資料5-2-①-E）。

資料5-2-①-A 産業技術学部 各学科の授業形態別開講科目数

授業形態	産業情報学科	総合デザイン学科
講義	130	85
演習	41	63
実習, 実験等	19	9
合計	190	157

(聴覚障害系支援課作成)

資料5-2-①-B 保健科学部 各学科・専攻の授業形態別開講科目数

授業形態	鍼灸学専攻	理学療法学専攻	情報システム学科
講義	68	69	92
演習	39	26	44
実習, 実験等	37	28	9
合計	144	123	145

(視覚障害系支援課作成)

資料5-2-①-C 保健科学部保健学科鍼灸学専攻実習グループ分け

学年	学期	科目	Aグループ(人数)	Bグループ(人数)
----	----	----	-----------	-----------

3	2	9C340	5	5
3	1	9C470	5	5
4	2	9C500	5	5

(視覚障害系支援課作成)

資料5-2-①-D 学生アンケート結果 (平成21年度文部科学省特別教育研究経費(教育改革)報告書「視覚に障害を持つ医療系学生のための教育高度化改善事業」)

授業内容	学生アンケート結果
平衡能力評価実習	やや楽しい, すごく楽しい (68%) すごく役立つ, 少しそう思う (71%)
筋力評価実習	解剖学, 運動学などの基礎知識の整理がなされ, 理解が深まった。 自主的な学習意欲の向上
臨床実習開始前の身体診察演習	4点満点中実習可能な程度・実習の理解度はほとんどの項目で3点以上, 実習の必要性はすべての項目3点以上
臨床実習における診察シミュレーションモデル活用	4点満点中多くの項目で実習の評価点が3点以上。実習の必要性で血圧測定・心音聴診・呼吸音聴診の平均値が高い。実習全体で実習が楽しい, 継続して実習を行いたいのが90%

(視覚障害系支援課作成)

資料5-2-①-E 保健科学部 LL 教室の利用状況

科目	頻度
オーラルコミュニケーション1・2・3・4	週1回 (1学期あるいは2学期)
英語1・2・3・4	週1回 (1学期あるいは2学期)
中国語1・2	週1回 (1学期あるいは2学期)
放送大学開設科目A・B	週2回2学期

(視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり, 教育の目的に照らして, 講義, 演習, 実験, 実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり, それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点5-2-②: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では, 学生便覧及び開設授業科目一覧に, 1単位あたりに必要な学修時間, 履修登録の上限設定について明示し, 学生に周知するとともに, 各学部における学修についてのガイダンスを行い, 適切な履修選択などを指導している (別添資料5-2-②-1, 2)。

また, シラバスには「授業の目標及び期待される学習効果」「成績評価の方法」「教材や参考資料」等の事項を明示し, 学生が予習, 復習など自主的な学習が十分行えるよう配慮している (資料5-2-②-A)。授業では, 期末試験を除いて1学期授業15回, 2学期授業15回を確保している (資料5-2-②-B)。

資料5-2-②-A 授業計画（シラバス）

- ・産業技術学部 (http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/it/it_syllabus_h26/)
- ・保健科学部 (http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/hs/hs_syllabus_h26/)

資料5-2-②-B 学年暦

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/calendar/h26.html>

- ・別添資料5-2-②-1 学生便覧（産業技術学部，保健科学部）
- ・別添資料5-2-②-2 開設授業科目一覧（産業技術学部，保健科学部）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-2-③：適切なシラバスが作成され，活用されているか。

【観点到に係る状況】

シラバスは，全学的に記載内容を統一し，授業概要，学習到達目標，教科書・参考書，成績評価方法等の情報を掲載し，学生がウェブサイトで閲覧できるようになっている（前掲資料5-2-②-A）。教員には，評価基準を明示した記入要領を配付するなど，適切なシラバス作成のために役立てている（別添資料5-2-③-1）。授業の始めにはシラバスを用いたガイダンスを行うとともに，シラバスの利用，シラバスに沿った授業であるかなどに関しては，全学の授業評価アンケートで検証されている（資料5-2-③-A, B）。

資料5-2-③-A 産業技術学部「シラバスは授業の内容を知るうえで参考になりましたか」に関する授業アンケート集計（平成26年度）

評価	% (件数)
そう思う	27.8 (855)
ややそう思う	34.9 (1074)
どちらともいえない	32.6 (1003)
あまりそうは思わない	3.1 (94)
そう思わない	1.6 (48)

資料5-2-③-B 保健科学部「授業計画書に従い，適切なスピードで進められたか」に関する学生アンケートの集計（平成26年度）

評価	% (件数)
強くそう思う	41.8 (891)
ややそう思う	29.1 (620)
どちらともいえない	23.2 (495)
あまりそうは思わない	3.8 (80)
まったくそう思わない	2.1 (44)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育課程の趣旨に沿った適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。産業技術学部のシラバスについては、アンケートの結果において「そう思う」「ややそう思う」の合計が、平成24年度は47.3%だったが、平成26年度は62.7%と改善されている。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

両学部の教員は、オフィスアワーを設け、学生の個別質問及び相談などに対応している。また、障害者高等教育研究支援センター教員を含めた正・副のクラス担当教員により、出席状況、成績及び生活状況等の情報を交換し、きめ細かな対処が行える体制を整えている。

産業技術学部では、2年次の英語では能力別クラスの授業を行っているとともに、英語、数学、物理学、解析学の基礎学力不足の学生に対しては、学外講師による補習授業等を実施している（前掲資料5-1-③-G）。さらに、学科・専攻単位で学生の学習状況や学習到達度、授業内容に関する情報の交換を継続的に行い、教育指導に役立てている。

保健科学部では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」「理学療法士」の国家試験及び「ITパスポート試験」「情報処理技術者試験」の資格試験に必要な専門科目の基礎学力が不足している者に対する補習を実施している（前掲資料5-1-③-H）。また、学生による自主勉強グループを教員が支援している（資料5-2-④-A）。

資料5-2-④-A 保健科学部自主勉強グループの活動

学科・専攻	内容
保健学科鍼灸学専攻	1)4年次生を対象とした国家試験対策補習（月・木曜日各3コマ24週）を教員持ち回りで開講。 2)1～3年生の高度視覚障害学生を対象に情報保障教材を用いた解剖学・経絡経穴学の補習（週1～2回）を特任研究員担当で開講
保健学科理学療法学専攻	学年毎に、グループによる解剖・生理学等、国家試験の勉強会を、週1回程度開催

（視覚障害系支援課作成）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の教育理念、教育目的に即して、各学部・学科の学位授与方針を定めている。

産業技術学部は、産業技術学部のカリキュラム・ポリシーに沿って開設された授業科目を履修して所定の単位を修得し、幅広い教養と社会常識を身に付け、情報科学、システム工学、デザイン学の各専門分野に関する知識と技術を身に着けた者に学位を授与する。

保健科学部は、筑波技術大学の教育理念に沿って開設された教養教育系科目および専門教育系科目を履修して所定の単位を修得し、幅広く豊かな教養と、鍼灸学、理学療法学、情報システム学の各専門分野に関する知識と技術を身に着付けた者に学位を授与する。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準、卒業認定基準については「国立大学法人筑波技術大学学則」（資料5-3-②-A）及び「国立大学法人筑波技術大学履修規程」（前掲資料5-1-②-C）及び「国立大学法人筑波技術大学試験実施要項」（資料5-3-②-B）により定められており、学生便覧で学生に周知している。

成績評価基準は「国立大学法人筑波技術大学学則」第32条に定める成績の評語をもって表す。両学部とも、授業担当教員が期末試験及びレポートの成績と受講状況等を総合して判断し、A+ (90点以上)、A (80～89点)、B (70～79点)、C (60～69点) 及びD (59点以下) の5段階評価を行い、A+、A、B、Cを合格としている(資料5-3-②-B)。これらの成績評価基準は、学生便覧に明記し、学生全員に配布している。また、オリエンテーション及び初回授業時に、シラバスに記載してある事項に基づき、成績の基準を説明している。実際の成績評価、単位認定基準は、シラバスに明示されており、ウェブサイトなどで閲覧が可能となっている(資料5-3-②-C)。

具体的な成績評価は、筆記・実技試験、レポート及び授業への取組状況を総合して、4段階評価で行われている。また、成績評価を受けるためには、授業を2/3以上の出席を必要条件とし、欠席した学生には、期末試験の受験資格がないことが学生便覧に明記されている。

資料5-3-②-A 国立大学法人筑波技術大学学則 (抜粋)

(成績評価基準等の明示等)

第27条 学部長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

資料5-3-②-B 国立大学法人筑波技術大学試験実施要項 (抜粋)

(授業科目の試験の結果報告)

5 当該授業担当教員は、試験期間終了後10日以内に、卒業又は修了判定に係る試験結果については試験期間終了後4日以内に、別表第1及び別表第2に定める報告記号により試験の結果を学部長又は研究科長(以下「学部長等」という)に報告しなければならない。

(略)

別表第1 (第5項、第12項、第14項関係) 学部

報告記号	評語	基準及び摘要
A+ (秀)	A+	100点満点法による100点から90点まで
A (優)	A	100点満点法による89点から80点まで
B (良)	B	100点満点法による79点から70点まで
C (可)	C	100点満点法による69点から60点まで
D (不合格)	D	100点満点法による59点以下

資料5-3-②-C シラバスに明示された成績評価例

科目番号、授業科目名：9E820、生産システム論1/Production Systems 1

科目区分、必修・選択、授業の方法、単位数：専門教育系科目・専門情報システム教育科目、選択、講義、2単位

履修年次、開設学期、曜時限、使用教室：3年次、1学期、火曜4限、414室

担当教員：省略

科目の到達目標：

生産管理の仕事の概要が理解できるようになる。

現実の生産管理の仕事の課題についても理解できる。

学習の項目別目標：

1. 生産管理の基礎について
見込生産，生産リードタイムについて説明できる。
2. 需要予測について
受注情報，EDI受発注，カンバン方式について説明できる。
3. 生産計画について
日程計画，基準生産計画，製番管理について説明できる。
4. 購買管理について
集中購買，内示，定期発注方式について説明できる。
5. 工程管理について
POP，IE(industrial engineering) について説明できる。
6. 在庫管理について
ABC分析，在庫評価について説明できる。

授業概要：

生産管理の要素である「需要予測」「生産計画」「購買管理」「工程管理」「在庫管理」について，生産管理システムの視点から学習する。

授業計画：

- 第1回 シラバスを用いたガイダンス。第3章生産管理の基礎（1）
(キーワード) 見込生産
(予習) 見込生産について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第2回 第3章生産管理の基礎（2）
(キーワード) リードタイム
(予習) 生産のリードタイムについて調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第3回 第4章需要予測（1）
(キーワード) 受注情報
(予習) 教科書の当該箇所を読んでおくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第4回 第4章需要予測（2）
(キーワード) EDI受発注
(予習) EDI受発注について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第5回 第4章需要予測（3）
(キーワード) カンバン方式
(予習) カンバン方式について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第6回 第5章生産計画（1）
(キーワード) 日程計画

- (予習) 日程計画について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第7回 第5章生産計画(2)
(キーワード) 基準生産計画
(予習) 基準生産計画について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第8回 第5章生産計画(3)
(キーワード) 製番管理
(予習) 製番管理について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第9回 第8章購買管理(1)
(キーワード) 集中購買
(予習) 集中購買について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第10回 第8章購買管理(2)
(キーワード) 内示
(予習) 生産の内示について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第11回 第8章購買管理(3)
(キーワード) 定期発注方式
(予習) 定期発注方式について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第12回 第9章工程管理(1)
(キーワード) POP
(予習) 生産工程におけるPOPについて調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第13回 第9章工程管理(2)
(キーワード) IE
(予習) IE (industrial engineering)について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第14回 第10章在庫管理(1)
(キーワード) ABC分析
(予習) ABC分析について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。
- 第15回 第10章在庫管理(2)
(キーワード) 在庫評価
(予習) 在庫評価法について調べておくこと。
(復習) 授業内容を復習しておくこと。

期末試験

フィードバック

履修条件： 特になし。

学習に必要な知識・技能等：特になし。

成績評価方法

		期末試験	小テスト	レポート	発表	作品	学習計画	その他	合計
総合評価		0	40	60	0	0	0	0	100
総合力指標	知識	0	10	30	0	0	0	0	40
	技能	0	0	0	0	0	0	0	0
	応用	0	10	20	0	0	0	0	30
	表現	0	10	10	0	0	0	0	20
	協調	0	0	0	0	0	0	0	0
	意欲	0	10	0	0	0	0	0	10

*知識：知識を取り込む力

*技能：技能を修得する力

*応用：想起・解釈・問題解決能力, 思考・推論・想像する力

*表現：プレゼンテーション力(提示・発表・伝達する能力),
コミュニケーション力(思考・感情を伝達する能力)

*協調：コラボレーション力(共同・協調する能力),
リーダーシップ力(統率力, 指導力)

*意欲：自ら考え行動する力(学習に取り組む姿勢・意欲, チャレンジ精神,
自己管理能力)

成績評価基準

知識	生産管理の仕事の概要が理解できる。
技能	—
応用	現実の生産管理の仕事の課題についても理解できる。
表現	—
協調	—
意欲	—

教科書・教材・参考文献・配付資料等：

「生産管理システム構築のすべて」 北村友博（日本実業出版社）

生産管理および生産管理システムの概要を理解するために使用。資料等は、適宜配布または指示

授業における配慮：点訳・拡大教科書以外の授業資料は電子ファイル

受講生に望むこと：

授業に積極的に参加する学生を歓迎する。授業は質疑形式で進めるため通常1回の授業で数回指名する。なお、本授業は将来の職業自立を目指すものである。従って、職業自立教育の一環として、受講者を企業人並みに扱う。具体的には、受講者に出席の厳格化、連絡の徹底、期限の厳守等を要求する。

(出典：平成26年度保健学部保健学科シラバス)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の客観性、厳格性の担保については、成績評価の方法をシラバスに明示し、成績評価基準に沿った評価を行っている（前掲資料5-3-②-C）。また、必要な学生に対して答案の返却、成績の結果報告を行うとともに、それに関する問合せ等について、責任をもって実施している。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人筑波技術大学学則」（前掲資料5-3-②-A）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程」（前掲資料5-1-②-C）により定められており、学生便覧で学生に周知している。また、「国立大学法人筑波技術大学学則」に基づき、本学に4年以上在学し、所定の単位を履修し、かつ、124単位以上を修得した者には、卒業の認定を行う基準を策定している。卒業認定基準は、学科ごとに作成し、学生便覧に明記するとともに、学生全員に配布している。

卒業判定は、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行っている。（資料5-3-④-A）

資料5-3-④-A 国立大学法人筑波技術大学学則（抜粋）

（卒業）

第35条 学長は、本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、かつ、124単位以上を修得した者について、各学部教授会の議を経て、その卒業を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の教育理念，教育目的に即して，各専攻の教育課程の編成・実施方針を定めている。

産業技術学専攻は，聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより，専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち，産業現場において中核的な役割を担いうる高度専門職業人の育成を目的に，狭い研究領域に限定せず幅広い分野（情報科学，システム工学，総合デザイン学）を学ぶことで，高度な知識や能力，包括的かつグローバルの視野を身につける。さらに，これまでに獲得した知識・技能等を総合的に活用し，自らが立てた新たな課題にそれを適用して解決していくような創造的な思考力を養う。

保健科学専攻では，視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより，社会のニーズに応える専門的知識・技術を高め，自ら研究・応用が行える能力を育成し，視覚障害者のリーダーとしての役割が果たせ，社会に対応できる高度専門技術者・医療人及び研究者になり得る能力を身につける。

情報アクセシビリティ専攻では，聴覚・視覚障害者の社会自立や参加に貢献するための専門的かつ系統的な知識，情報，技術を提供しながら，障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び情報保障に関する教育・研究者になり得る能力を身につける。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて，教育課程が体系的に編成されており，その内容，水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

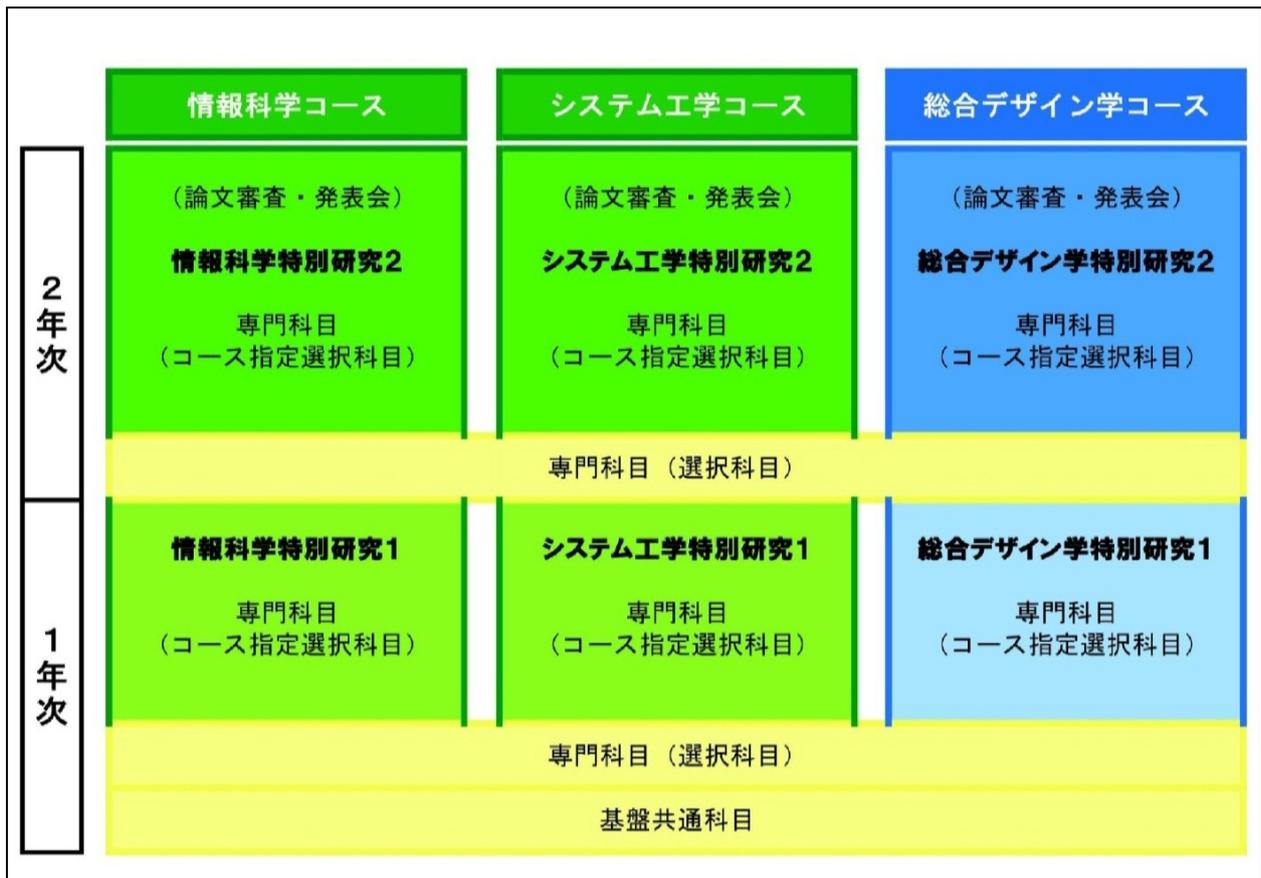
本学の教育理念，教育目的に即して，大学院，各専攻の教育目的が定められている。技術科学研究科産業技術学専攻は，聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより，専門領域に関する系統的な専門知識を持ち，生産の現場において中核的な役割を担いうる高度専門職業人を育成することを目指している。そのために，狭い研究領域に限定せず，学部の専門分野を基礎に情報科学コース，システム工学コース及び総合デザイン学コースの三つの領域に分類し，幅広い高度な知識や能力を身に付けることができる体系的かつ学際的な教育プログラムを用意している（資料5-4-②-A，B）。

同研究科保健科学専攻は，視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより，専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち，社会において中核的な役割を担いうる高度専門職業人を育成することを目指している。そのために，専門領域に限定せず，社会から要請されている幅広い知識や能力が身につく体系的かつ学際的な教育内容を含む教育課程を用意している。そのために，学生が学際領域を含め，更に高度な専門教育を受け，研究ができるように，学部の専門分野を基礎に鍼灸学コース，理学療法学コース及び情報システム学コースを設置している（資料5-4-②-C，D）。

同研究科情報アクセシビリティ専攻は，聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的，系統的な知識と技術を有し，社会において障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成する。これらの進路に即した内容を体系的に学修できるよう，障害者支援（聴覚障害）

コース、障害者支援(視覚障害)コース、手話教育コースの3コースを設置している。(資料5-4-②-E, F)
 専攻ごとに授与される学位は、「国立大学法人筑波技術大学学位規程」に定めている(資料5-4-②-G)。
 授業科目については、「国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程」に定めており、教育理念に沿ったカリキュラムを編成している(資料5-4-②-H)。各専攻の修了単位数については、資料5-4-②-Iのように定めている。

資料5-4-②-A 教育課程概念図(産業技術学専攻)



(聴覚障害系支援課作成)

資料5-4-②-B 履修モデル(産業技術学専攻情報科学コースの例)

<産業技術学専攻 情報科学コース>

履修目標：情報メディア環境の構築、改善に貢献できる人材の育成

- 1 学生の履修目標
 情報科学に関する最先端知識とその基礎となる諸理論・技術を修得し、システムの設計、構築、評価という一連のプロセスをとおしてユーザのニーズにあったシステムを構築する応用力を身につける。
- 2 修士論文テーマ
 携帯型情報端末を利用した聴覚障害者支援システムの構築
- 3 履修科目

区分	授業科目	単位数	学修内容

基盤科目	共通科目	産業技術学セミナー	2	産業技術の概略、プレゼン技術を学ぶ。
		情報コミュニケーション学特論	2	情報科学分野の最新技術を学ぶ。
		ユニバーサルデザイン特論	2	総合デザイン学分野の最新技術を学ぶ。
専門科目	コース指定選択科目	ソフトウェアシステム構成論	2	OS, 言語を含む実際のシステム構成を学ぶ。
		コミュニケーション科学特論	2	具体的な実験手法や評価方法について学修する。
		情報保障システム工学特論	2	情報障害システムの最先端技術を学ぶ。
		3Dグラフィックス特論	2	3D画像生成・表示手法について理解する。
		マルチメディア応用論	2	メディア統合による情報活用について理解する。
	科目選択	ヒューマンインタフェース特論	2	人とPCとのインタフェース技術を理解する。
		産業技術学特別実習	2	就業体験を通じ、研究内容と企業活動との関連性を理解する。
	特別研究 産業技術学	情報科学特別研究1	4	情報科学の研究テーマに関する高度な専門的な知識を修得する。
		情報科学特別研究2	6	情報科学の研究課題を追求し、修士論文をまとめる。
	合計			30

4 教育・研究の概要

コース指定選択科目の「3Dグラフィックス特論」「マルチメディア応用論」は情報メディア分野の基軸科目であり、聴覚情報と視覚情報を用いた聴覚障害者支援システムを作成するための基盤として、最先端の情報メディア技術について習得させる。また「ソフトウェアシステム構成論」によりソフトウェアによるシステムを構築する際の実践的な内容を理解させる。これに加えて、「コミュニケーション科学特論」、選択科目の「ヒューマンインタフェース特論」により聴覚障害者のコミュニケーション支援の応用技術や感覚代行とその実験方法・評価方法を教授する。

さらに、共通科目において「産業技術学セミナー」「情報コミュニケーション学特論」「ユニバーサルデザイン特論」の科目を受講することによって、情報科学、システム工学、総合デザイン学に関する最新技術の動向についての理解を深めさせる。

以上の学修と並行し、企業の協力による「産業技術学特別実習」によって先端技術を体験させ、これまで学んだ産業技術と企業活動の関連性を理解させ、教育機関だけでなく企業における聴覚障害者のニーズを把握し研究課題を明確にした上で産業技術学特別研究に取り組む。「情報科学特別研究1」「情報科学特別研究2」では、「携帯型情報端末を利用した聴覚障害者支援システムの構築」をテーマとする修士論文を作成するために、システムの設計、構築、評価、改良の論理的な手順に沿って研究課程を進められるように指導する。また、実際に聴覚障害者が利用してもらいユーザビリティ評価を行うことにより実践的で専門的な研究に取り組ませる。これらの経験によって、情報科学を探究することができる能力を修得させる。

5 予想される進路先

- ① 情報、電機関連の企業の総合職や研究職（障害者支援機器の開発等）
- ② 研究教育機関における研究者、教育者
- ③ 他大学の博士後期課程への進学

(出典：筑波技術大学大学院設置計画書)

資料5-4-②-C 教育課程概念図 (保健科学専攻)



(視覚障害系支援課作成)

資料5-4-②-D 履修モデル (保健科学専攻鍼灸学コースの例)

<保健科学専攻 鍼灸学コース>

履修目標： 医療機関において各診療科目に対応した専門的な鍼灸手技治療を提供できる人材の育成

- 1 学生の履修目標
現代医学に基づき病態把握し鍼灸治療への適否を鑑別した上で、東西医学を統合した鍼灸手技治療の実践ができること。
- 2 修士論文テーマ
高齢者の腰痛に対する鍼灸手技療法の効果に関する研究
- 3 履修科目

区分		授業科目の名称	単位数	学修内容
基盤科目	共通科目	保健科学セミナー	2	研究課題を論文に仕上げる過程を学ぶ。
専門科目	医療系共通科目	解剖学特論 (機能解剖学)	2	鍼灸手技療法及び理学療法の実践に必要な機能解剖を学ぶ。
		生理学特論 (運動生理学・自律神経生理学)	2	鍼灸手技療法及び理学療法の理解に必要な生理学を学ぶ。

コース指定選択科目	臨床医学特論B (神経内科学)	2	鍼灸手技療法師に必要な各種の神経疾患について理解を深める。
	手技療法学特論	2	各療法の歴史、技術、理論、科学的背景について実践的に学ぶ。
	鍼灸学特論	2	鍼灸刺激の生体に及ぼす作用と効果について学ぶ。
	鍼灸手技療法研究技術論	1	鍼灸手技療法の研究に必要な研究手法を学ぶ。
	臨床鍼灸手技療法学特論B (現代鍼灸手技療法学)	1	現代医学と伝統医学を統合した実践的鍼灸治療法を学ぶ。
	臨床鍼灸手技療法学演習B (現代鍼灸手技療法学)	2	現代医学と伝統医学を統合した鍼灸治療の実際を実習する。
	総合臨床鍼灸学1 C (老年系疾患臨床)	3	高齢者特有の疾患に対する鍼灸治療を臨床的に学ぶ。
	総合臨床鍼灸学2 B (スポーツ系疾患臨床)	3	スポーツ系疾患の鍼灸治療を臨床的に学ぶ。
保健科学 特別研究	鍼灸学特別研究1	4	鍼灸手技療法に関する基礎・臨床研究の方法を学修する。
	鍼灸学特別研究2	4	テーマを設定し研究発表及び論文の作成をする。
合計		30	

4 教育・研究の概要

「保健科学セミナー」では、まず研究に必要な一般的な論文作成の方法と課程を学ぶ。「手技療法学特論」「鍼灸学特論」では、各々の分野における研究を幅広く取り上げ知識を広め、「鍼灸手技療法研究技術論」では、研究のための技法を学ぶ。

「解剖学特論(機能解剖学)」「生理学特論(運動生理学・自律神経生理学)」「臨床医学特論B(神経内科学)」では、鍼灸臨床に必要な基礎医学及び臨床医学の知識を深め、東西医学を統合した治療計画を立案できる力を養う。

「臨床鍼灸手技療法学特論B(現代鍼灸手技療法学)」「臨床鍼灸手技療法学演習B(現代鍼灸手技療法学)」では、鍼灸臨床に必要な東洋医学の理論及び治療技術を習得し、臨床現場での対応力を養う。

「総合臨床鍼灸学1 C(老年系疾患臨床)、同2 B(スポーツ系疾患臨床)」では、本学附属東西医学統合医療センターにおける患者の実例を取り上げながら総合的な学修を行い、研究テーマに必要な分野の知識を深める。

「鍼灸学特別研究1、同2」においては、基礎実験や鍼灸臨床に従事することにより、研究のテーマの遂行に必要なデータの収集・分析を行い、論文を執筆する。これら一連の学修及び臨床研究を進めることにより、鍼灸治療効果を探求するために必要な専門知識の修得ができ、能力が涵養される。

5 予想される進路先

- ① 医療機関内各科における鍼灸治療専門実践家
- ② 教育機関に於ける鍼灸臨床の実践指導者
- ③ 医療系大学院の博士後期課程への進学

(出典：筑波技術大学大学院設置計画書)

資料5-4-②-E 教育課程概念図 (情報アクセシビリティ専攻)

	手話教育コース	障害者支援 (聴覚障害) コース	障害者支援 (視覚障害) コース
2 年 次	(論文審査・発表会) 情報アクセシビリティ 特別研究2 専門科目 (コース指定選択科目)	(論文審査・発表会) 情報アクセシビリティ 特別研究2 専門科目 (コース指定選択科目)	(論文審査・発表会) 情報アクセシビリティ 特別研究2 専門科目 (コース指定選択科目)
	専門科目 (共通選択科目)		
1 年 次	情報アクセシビリティ 特別研究1 専門科目 (コース指定選択科目)	情報アクセシビリティ 特別研究1 専門科目 (コース指定選択科目)	情報アクセシビリティ 特別研究1 専門科目 (コース指定選択科目)
	専門科目 (共通選択科目)		
	基盤科目		

(聴覚障害系支援課作成)

資料5-4-②-F 履修モデル (情報アクセシビリティ専攻障害者支援(聴覚障害)コースの例)

<情報アクセシビリティ専攻 障害者支援(聴覚障害)コース>

科目区分	授業科目の名称	選択 必修 の別	1年次		2年次		単 位 数	備 考		
			I	II	III	IV				
基盤科目	情報アクセシビリティ研究特論	必修	○				2	6単位		
	情報アセスメント特論	必修	○				2			
	聴覚障害情報保障特論	選択	○				2			
専門科目	コース 指定	聴覚障害教育特論	選択	○				2	14単 位	
		聴覚障害情報保障システム特論	選択			○		2		
		聴覚障害コミュニケーション技術演習	選択		○			2		
	共通	支援組織マネジメント演習	選択		○			2		
		障害学生支援コーディネート特論	選択	○				2		
		障害学生支援コーディネート演習	選択		○		○	1		
		障害者就労支援特論	選択	○				2		
		障害者支援演習	選択					1		
	特別 研究 科目	情報アクセシビリティ特別研究1	必修	○	○			4		10単位
		情報アクセシビリティ特別研究2	必修			○	○	6		
合 計								30単位		

[モデルの概要]

障害者支援 (聴覚障害) コースを履修する学生に対して、聾・難聴・中途失聴の障害特性に即した支援の知識、技術を習得させるモデルで、障害学生支援に係るコーディネートの基礎知識を修得させたうえで、必要な支援が構築できることに重点を置く。

※専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

(出典：筑波技術大学大学院設置計画書)

資料5-4-②-G 学位 (専攻分野の名称)

(専攻分野の名称)

第7条 (略)

2 修士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位 (専攻分野の名称)
技術科学研究科	産業技術学専攻	修士 (工学) 修士 (デザイン学)
	保健科学専攻	修士 (鍼灸学) 修士 (理学療法学) 修士 (工学)

	情報アクセシビリティ専攻	修士 (情報保障学)
--	--------------	------------

(出典：国立大学法人筑波技術大学学位規程)

資料5-4-②-H 国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/kyoumu/08-17.pdf>

資料5-4-②-I 修了要件単位数一覧

【産業技術学専攻】

情報科学・システム工学・総合デザイン学コースの履修単位

科目区分		履修単位数	
基盤科目	共通科目	6単位以上	
専門科目	コース指定選択科目	14単位以上 (コース指定科目8単位以上を含む)	
	選択科目		
	産業技術学特別研究科目	情報科学特別研究1 情報科学特別研究2	10単位 (コース指定の特別研究)
		システム工学特別研究1 システム工学特別研究2	
総合デザイン学特別研究1 総合デザイン学特別研究2			
合計		30単位以上	

【保健科学専攻】

鍼灸学コースの履修単位

科目区分		履修単位数
基盤科目	共通科目	2単位以上
専門科目	医療系コース共通科目	6単位以上
	コース指定選択科目	14単位以上
	保健科学特別研究 鍼灸学特別研究1 鍼灸学特別研究2	8単位
合計		30単位以上

理学療法学コースの履修単位

科目区分		履修単位数
基盤科目	共通科目	2単位以上
科 門 目	専門科目	医療系コース共通科目
		8単位以上

		コース指定選択科目	12 単位以上
	保健科学特別研究	理学療法学特別研究 1 理学療法学特別研究 2	8 単位
合 計			30 単位以上

情報システム学コースの履修単位

科目区分			履修単位数
基盤科目		共通科目	6 単位以上
専 門 科 目	専門科目	コース指定選択科目	16 単位以上
	保健科学特別研究	情報システム学特別研究 1 情報システム学特別研究 2	8 単位
		合 計	30 単位以上

【情報アクセシビリティ専攻】

障害者支援（聴覚障害）コース，障害者支援（視覚障害）コース，手話教育コースの履修単位

科目区分			履修単位数
基 盤 科 目	情報アクセシビリティ研究特論（必修）		6 単位以上
	障害アセスメント特論（必修）		
	聴覚障害情報保障特論（選択）		
	視覚障害情報保障特論（選択）		
専 門 科 目	各コースの指定選択科目		14 単位以上 (コース指定選択科目 6 単位以上を 含む)
	選択科目		
	特別研究科目	情報アクセシビリティ特別研究 1	10 単位
情報アクセシビリティ特別研究 2			
合 計			30 単位以上

(聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，教育課程の編成・実施方針に基づいて，教育課程が体系的に編成されており，その内容，水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

各専攻内のコースの各々において，各専門分野の専門性を高めるとともに，研究を遂行し，論文をまとめる能力を育成するための教育課程を編成している（資料 5-4-③-A）。

専攻全体を通じた効果的・弾力的な履修ができるように配慮し，①セメスター制の導入，②学際領域科目の幅

の広い選択、③短期集中授業の効果的な導入、④本学の特色である障害者支援研究関連授業と各専門領域との融合等により、高度専門職業人や研究者として活躍できる人材の育成を目指す教育研究を展開している。

また、各コースに共通した「基盤科目」として、幅広い基礎知識とともに、各専門分野の知識技術を背景とした障害補償法を学ぶ科目を開設している。障害を自らが克服し、持っている能力を成長させ、発揮できる能力を補うためには、個々の障害に応じた情報の取得や発信方法を学ぶことは必須のことであり、これらの科目を通して、在学中の学修と研究並びに高度専門職業人及び研究者としての活動において必要となる障害補償法をも学べるように配慮している。

資料5-4-③-A 教育課程の編成の考え方及び特色

専攻	内容
技術科学研究科 産業技術学専攻	<p>ア 各コースに共通した「基盤科目」として、産業技術の幅広い基礎知識とともに、各専門分野の知識技術を背景とした聴覚障害補償法を学ぶ科目を開設している。障害を自らが克服し、持っている能力を成長させ、発揮できる能力を養うためには、個々の障害に応じた情報の取得や発信方法についての聴覚障害補償法を学ぶことは必須であり、それは在学中の学修と研究並びに高度専門職業人としての活動において必要となることである。本カリキュラムでは、「情報コミュニケーション学特論」や「ユニバーサルデザイン特論」などの科目を通して学べるように配慮している。</p> <p>イ 情報科学コースでは、「ソフトウェアシステム構成論」「コミュニケーション科学特論」などの科目を開設し、多岐にわたり急速に発展し続ける情報ネットワークの本質を理解し、新たな技術を研究開発することのできる高度な専門技術者の育成を目指す。</p> <p>ウ システム工学コースでは、「情報駆動生産工学」「環境行動学特論」などの科目を開設し、人間とシステム間の相互インターアクションにおける問題を新たに見出し、具体的な解答を示すことのできるリーダー的な技術者の育成を目指す。</p> <p>エ 総合デザイン学コースでは、「感性情報デザイン特論」「共生ユーザビリティ特論」などの科目を開設し、人間の五感の特性を考慮したシステムや人間の行動や創造的活動を支援するシステムを構築できる技術者の育成を目指す。</p>
技術科学研究科 保健科学専攻	<p>各コースにおいて、各専門分野の専門性を高めるとともに、研究を遂行し、論文をまとめる能力を育成するための教育課程を編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍼灸学コースでは、総合的な臨床科目を中心に教育課程が構築されており、鍼灸及び手技療法の研究に関する基礎的な講義科目を履修した上で、より専門性の高い総合臨床科目を履修することで基礎・臨床医学に精通できる。 ・理学療法学コースでは、高度専門医療職者・研究者・教育者に必要な素地を形成するために必須となる科目群で教育課程が編成されており、さらに専門性の高い「専門理学療法評価学特論」などの講義科目を履修した上で、基礎・臨床医学に精通できる。 ・情報システム学コースでは、専門性の高い情報科目で教育課程が編成されており、基盤科目である視覚障害支援科目と合わせて履修することで、通常の情報工学専攻で履修される講義内容の上に、障害補償技術も修めることができ、情報工学に精通できる。
技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻	<p>各コースにおいて、各専門分野の専門性を高めるとともに、研究を遂行し、論文をまとめる能力を育成するための教育課程を編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの履修コースを設定し、それぞれの進路を考慮し、それに即した内容を体系的に学修できる教育課程になっている。 ・基盤科目では、障害に対する課題を科学的に把握し主体的に対応する科目を編成している。 ・専門科目では、情報保障及び障害特性に関する科目を編成している。 ・情報アクセシビリティ特別研究1、2及び修士論文では、必修科目及び選択科目で学んだことを統合し、自らの課題意識に即した研究を進める。

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり, 教育課程の編成又は授業科目の内容において, 学生の多様なニーズ, 研究成果の反映, 学術の発展動向, 社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5-5-①: 教育の目的に照らして, 講義, 演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり, それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

各専攻では, 教育の目的に照らして, 講義, 演習, 実習など様々な形態の授業をバランス良く組み合わせている(資料5-5-①-A, B, C)。また, 産業技術学専攻では, インターンシップを取り入れるなど, 指導方法の工夫を行っている(資料5-5-①-D)。

資料5-5-①-A 産業技術学専攻 各コースの授業形態別開講科目数

授業形態	共通 (選択含む)	情報科学	システム工学	総合デザイン学
講義	11	9	12	10
演習	3	2	2	2
実習	3	0	0	1
合計	17	11	14	13

(聴覚障害系支援課作成)

資料5-5-①-B 保健科学専攻 各コースの授業形態別開講科目数

授業形態	鍼灸学	理学療法学	情報システム学
講義	17	14	17
演習	6	3	5
講義・演習	12	5	0
合計	35	22	22

(視覚障害系支援課作成)

資料5-5-①-C 情報アクセシビリティ専攻 各コースの授業形態別開講科目数

授業形態	共通 (選択含む)	障害者支援 (聴覚障害)	障害者支援 (視覚障害)	手話教育
講義	7	3	2	4
演習	2	1	2	2
実験・実習	1	0	0	0
合計	10	4	4	6

(聴覚障害系支援課作成)

資料5-5-①-D インターンシップ実施状況 技術科学研究科産業技術学専攻

授業科目名	学年	学期	実習単位	実習施設名
産業技術学特別実習	1	2	2	三菱電機デザイン研究所 他

(聴覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業は、学部の授業と比べ受講人数が少ないため、教員は学生の修学状況が把握でき、学生個々の理解の程度に応じた学習方法や予習、復習における課題を示すなどの指導を徹底できるなど、単位の実質化を図っている。

また、シラバスには、授業の目的や参考書のほか、単位の取得要件や成績評価方法を記載している（資料5-5-②-A）。

これら以外にも、自主学習環境として、各コースに大学院研究室（自習室）も整備し、研究を進める上での学習環境の充実が図られている。

資料5-5-②-A 授業計画（シラバス）

- ・産業技術学専攻
[\(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/it/it_syllabus_h26/\)](http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/it/it_syllabus_h26/)
- ・保健科学専攻
[\(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/grad_school_hs_syllabus_h26/\)](http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/grad_school_hs_syllabus_h26/)
- ・情報アクセシビリティ専攻
[\(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/accessibility/grad_school_ica_syllabus_h26/\)](http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/accessibility/grad_school_ica_syllabus_h26/)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

新入生については、オリエンテーションを行い、教育の目標、コースの内容やカリキュラムのスケジュール、

修了要件等について説明している。すべての授業について、シラバスで授業の目的から成績評価方法までを記載し、ウェブサイトで公開している（前掲資料5-5-②-A）。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

指導教員と研究指導については、「国立大学法人筑波技術大学学則」（資料5-5-⑥-A）及び「国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程」（資料5-5-⑥-B）において定めている。学位論文の指導体制については、学生に配付される「開設授業科目一覧」に記載しており、適切な計画に基づいて研究指導等を行っている（資料5-5-⑥-C、別添資料5-5-⑥-1）。

資料5-5-⑥-A 国立大学法人筑波技術大学学則（抜粋）

(研究指導教員)

第60条 研究科長は、教育課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、大学院運営委員会の議を経て、学生ごとに研究指導教員を定める。

資料5-5-⑥-B 国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程(抜粋)

(研究指導の主旨導及び副指導)

第2条 大学院における研究指導の主旨導及び副指導は、学生の所属専攻の研究指導の専任教員がこれを行う。

資料5-5-⑥-C 修士論文作成のプロセス例

【産業技術学専攻】

1年次	1学期	指導教員のもとで、修士論文研究の構想を練り、既存の関連研究の調査や必要な情報収集などを中心に研究基盤を整える。 「産業技術学セミナー」などを通して研究の進め方を学ぶ過程で研究計画を立案する。 7月末(予定)までに指導教員、研究計画を決定する。	「産業技術学セミナー」、 「特別研究1」を履修
	2学期	指導教員のもとで、修士論文研究の構想を固め、研究能力の基盤を強化する。 文献調査、実験等の研究を遂行する。 1月末(予定)に授業とは別に中間報告会を実施し発表する。	
2年次	1学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 7月中旬(予定)に「中間発表」を行い、レビューを受ける。	「特別研究2」を履修
	2学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 1月下旬(予定)に修士論文を提出する。 「最終発表」を行い、「口頭試験」の審査を受ける。	

【保健科学専攻】

1年次	1学期	修士論文研究の構想を練り、既存の関連研究の調査や必要な情報収集などを中心に研究基盤を整える。 研究の進め方を学ぶ過程で研究デザインを立案し、7月末(予定)に、「保健科学セミナー」の研究デザイン報告会を開催する。 7月末(予定)までに指導教員、研究計画を決定する。	「保健科学セミナー」、 「特別研究1」を履修
	2学期	指導教員のもとで、修士論文研究の構想を固め、研究能力の基盤を強化する。 文献調査、実験等の研究を遂行する。 1月末(予定)に、「保健科学セミナー」の中間報告会で発表する。	
2年次	1学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 7月中旬(予定)に「中間発表」を行い、レビューを受ける。	「特別研究2」を履修
	2学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 12月中旬(予定)に「予備審査」を受け、論文完成の最終段階へ進めるかどうかのレビューを受ける。 1月下旬(予定)に修士論文を提出する。 「最終発表」を行い、「口頭試験」の審査を受ける。	

【情報アクセシビリティ専攻】

1年次	1学期	指導教員のもとで、修士論文研究の構想を練り、既存の関連研究の調査や必要な情報収集などを中心に研究基盤を整える。 「情報アクセシビリティ研究特論」などを通して研究の進め方を学ぶ過程で研究計画を立案する。 7月末（予定）までに指導教員、研究計画を決定する。	「情報アクセシビリティ研究特論」、「障害アセスメント特論」、「特別研究1」を履修
	2学期	指導教員のもとで、修士論文研究の構想を固め、研究能力の基盤を強化する。 文献調査、実験等の研究を遂行する。 1月末（予定）に授業とは別に中間報告会を実施し発表する。	
2年次	1学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 7月中旬（予定）に「中間発表」を行い、レビューを受ける。	「特別研究2」を履修
	2学期	文献調査、実験等の研究を遂行して論文を作成する。 1月下旬（予定）に修士論文を提出する。 「最終発表」を行い、「口頭試験」の審査を受ける。	

（出典：平成26年度開設授業科目一覧）

・別添資料5-5-⑥-1 論文指導体制一覧

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の教育理念、教育目的に即して、各専攻の学位授与方針を定めている。

産業技術学専攻、保健科学専攻ならびに情報アクセシビリティ専攻ともに、大学院に2年以上在学し、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って開設された授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

論文審査ならびに試験については、提出された各論文に対して、主査1名と副査2名をおき、それぞれの専門領域において、研究の意義、研究方法、結論などの適切さ、妥当性を5段階で評価するとともに、各分野での基礎的学識ならびに研究遂行能力・研究に対する姿勢等の学力審査を行い、総合的に判断する。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準、修了要件は、「国立大学法人筑波技術大学学則」(資料5-6-②-A, B)に定めており、「学生便覧」及び「シラバス」に掲載し、学生に周知している(資料5-6-②-C)。また、この規則に基づき、成績評価及び単位認定を実施している。

資料5-6-②-A 国立大学法人筑波技術大学学則 (抜粋)

(教育課程の編成方針)

第59条 教育課程は、本学、本大学院及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

2 研究科の授業科目及び単位数は、別に定める。

3 授業の方法、教育職員の免許に関する授業科目等、単位の計算方法及び単位の授与については、第25条第4項、第26条、第30条及び第31条の規定を準用する。

4 授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種類の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(略)

(成績評価基準等の明示等)

第62条 研究科長は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科長は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(略)

(修了)

第67条 学長は、本大学院に2年以上在学し、修了の要件として必要な授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格した学生について、大学院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、学位論文の審査に代えることができる。

3 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

資料5-6-②-B 国立大学法人筑波技術大学試験実施要項 (抜粋)

(授業科目の試験の結果報告)

5 当該授業担当教員は、試験期間終了後10日以内に、卒業又は修了判定に係る試験結果については試験期間終了後4日以内に、別表第1及び別表第2に定める報告記号により試験の結果を学部長又は研究科長(以下「学部長等」という)に報告しなければならない。

(略)

別表第2 (第5項、第12項、第14項関係) 大学院

報告記号	評語	基準及び摘要
A (優)	A	100点満点法による100点から80点まで
B (良)	B	100点満点法による79点から70点まで
C (可)	C	100点満点法による69点から60点まで
D (不合格)	D	100点満点法による59点以下

資料5-6-②-C シラバスに明示された成績評価例

産業技術学専攻

授業科目名	コンピュータビジョン論	科目番号	S2107
英 訳	Computer Vision	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次	単位数	2単位
授業の形式	講義		
ふりがな 担当教員	おかざきあきお 岡崎 彰夫		
授業の概要	人間の持つ高度な視覚機能をコンピュータにより実現する技術について、原理・基礎から応用までを講述する。具体的には、まずデジタル入力された画像のコンピュータ処理(デジタル画像処理)、画像中の3次元オブジェクトの形状計測や記述(復元)、さらにはオブジェクト認識などを行うための理論や手法を解説する。次に、カメラを用いた人物認識、顔認識、車両認識などの実例を交えながら、応用の仕方や実際のシステムのあり方を論じる。		
授業の到達目標	コンピュータビジョンの原理と応用の仕方を理解し、それらについて説明できるようにする。		
受講条件	なし。		
教材、参考書	講義資料を適宜、配布する。		
成績評価方法	レポート課題の評価結果(70%)と授業に対する取り組み状況(30%)により判定する。		
キーワード	デジタル画像処理, 画像処理システム, 画像監視, 人物認識, 顔認識, 車両認識		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	岡崎彰夫	ガイダンス(概要:コンピュータビジョンとは)
2	岡崎彰夫	応用事例1: 個人識別(顔認識など)
3	岡崎彰夫	応用事例2: 画像監視(人物検知・追跡など)
4	岡崎彰夫	基礎1: デジタル画像処理とは(デジタル画像の形式や処理技術の体系など)
5	岡崎彰夫	基礎2: 画像処理システムとは(システムの基本構成や導入の心得など)
6	岡崎彰夫	基本手法1: 2次元の画像処理について(画像補正、フィルタリング、2値化など)
7	岡崎彰夫	基本手法2: 距離・動き・テクスチャなどの解析について
8	岡崎彰夫	基本手法3: 見分ける、構造を表現するなどの方法について(特徴抽出、照合、分類など)
9	岡崎彰夫	実現手法1: 仕様を決定したり、システムを設計する際の要件について
10	岡崎彰夫	実現手法2: 高速に画像を処理したり、性能を評価するための方法について
11	岡崎彰夫	身近な応用事例の紹介とレポート課題の説明
12	岡崎彰夫	応用手法1: 図面や地図の理解(データの自動入力への応用)
13	岡崎彰夫	応用手法2: 人間のセンシング(ヒューマンインタフェースやセキュリティへの応用)
14	岡崎彰夫	応用手法3: ロボットの視覚への応用
15	岡崎彰夫	まとめ(将来展望, レポート課題の発表など)

(出典: 平成 26 年大学院技術科学研究科産業技術学専攻教育課程)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さの担保については、成績評価の方法をシラバスに明示し、成績評価基準に沿った評価を行っている（前掲資料5-6-②-C）。また、必要な学生に対して答案の返却、成績の結果報告を行うとともに、それに関する問合せ等について、責任をもって実施している。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る評価基準については、専攻ごとに策定しており、その内容については専攻ごとに実施する修士論文に係るガイダンスにおいて、平成26年度は個人面談という形で取り組みを行った。また、学位論文審査体制については、「国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則」（資料5-6-④-A）に基づき、審査体制を整備している。

資料5-6-④-A 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則（抜粋）

（学位論文の提出）

第2条 学位規程第4条に規定する学位論文（学則第67条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）は、在学期間中に研究科長に提出するものとし、提出時期等は、研究科長の定めるところによる。

2 提出された学位論文等は、返還しない。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第3条 研究科長は、前条第1項の規定により学位論文を受理したときは、大学院運営委員会にその審査を付託するものとする。

（審査委員会）

第4条 前条の規定により学位論文の審査が付託されたときは、大学院運営委員会は、当該研究科の教授のうちから3名の審査委員を選出し、当該学位論文の審査を行わせるものとする。

ただし、必要があるときは、当該研究科の教授以外の教員を審査委員として選出することができる。

2 大学院運営委員会は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、前項の審査委員のうち、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査委員として選出することができる。

（審査委員会の任務）

第5条 審査委員会は、当該論文審査等の専門的な検討を行い、判定案を作成するものとする。

（審査委員会の主査及び副査）

第6条 論文審査は、主査1名及び副査2名の計3名により行う。

2 主査は、学位申請学生の所属するコースの研究指導の専任教員で、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者とし、大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）が認定した者とする。この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）は主査になれない。

3 副査は、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する研究指導の専任教員又はそれに相当すると運営委員会が認定した者とする。

この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）を副査に選出することは妨げない。

（審査委員会の主査の任務）

第7条 主査は、当該審査委員会を招集し、その議長となる。

2 主査は、論文審査等の判定案を作成したときは、速やかに運営委員会に論文審査等報告書を提出するものとする。

（審査委員会の主査及び副査の任期）

第8条 主査及び副査の任期は、当該審査委員会において論文審査等の合格又は不合格が判定された日までとする。

（学位論文の審査及び最終試験）

第9条 第3条の規定により受理した学位論文については、審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について口頭又は筆記により行う。

3 学位規程第4条に規定する学位授与に係る修士論文審査等の期間は、3月以内とする。

（論文審査の判定案の報告）

第10条 前条の規定により学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査委員は、論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、大学院運営委員会に文書で報告しなければならない。

（学位論文審査と最終試験の可否の議決）

第11条 大学院運営委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査と最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（研究科長の報告）

第12条 大学院運営委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 産業技術学部では、専門知識、技術を身につけるための授業に加え、学生が自らの障害を受け入れ、そのうえで社会参加を積極的に進めていくことができるように配慮された様々な授業科目が準備されている。
- 保健科学部では、視覚に障害を持つ医療系学生のために、少人数指導が徹底され、教育効果を上げている。
- 学生の学習状況等の情報交換を継続的に行い、学力ならびに生活状況を教員間で情報共有することで、学生に対する指導の一貫性を持つことができている。
- 教養教育系科目において聴覚障害と視覚障害のそれぞれについての障害関係教育科目を設け、障害を持つ

て生きる学生にとって有用な知識や技能を習得させるとともに、社会参加に向けての確かな意識を養い、十分な成果を上げている。さらに、教養教育系科目において情報教育科目を設け、聴覚障害や視覚障害の補償に有用な情報技術の活用技法を、障害特性に応じた手法で指導し、その後の学業生活や職業生活の質の向上で十分な効果が見られている。

- 設備面では、授業用に、聴覚障害者向けと視覚障害者向けの各種の支援機器や支援ソフトウェアを導入し、聴覚障害学生と視覚障害学生の受講における多様なニーズにきめ細かく対応できている。
- 大学院・情報アクセシビリティ専攻においては、聴覚障害と視覚障害の両障害分野に関する教育研究を適切に行うのに相応しいコース設定がなされている。また、聴覚障害学生と視覚障害学生が研究活動を行う上で有用な支援機器等が十分に整備されている。さらに、研究発表会等が確実に実施され、組織内での情報の共有化が図られている。
- 産業技術学部では、授業アンケートの結果においてシラバス活用の大幅な改善がみられる。

【改善を要する点】

- 大学院・情報アクセシビリティ専攻については、重度の聴覚障害者と視覚障害者の研究を支援するための組織体制が、まだ十分に整備されていない。また、授業や研究指導を担当する教員の専門分野にやや偏りがあり、ニーズに十分に対応できない恐れがある。さらに、研究についての評価の基準が明確でなく、教員間に意識の差が見られる。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

両学部の留年率及び卒業率は、資料6-1-①-A及び資料6-1-①-Bのとおりである。また、特別研究テーマは資料6-1-①-Cのとおりである。

産業技術学部では、卒業論文の内容・水準を確かなものとするために、4年次の特別研究の着手に関して、3年次までの単位の取得状況により、履修制限を設けている。

保健科学部の資格取得状況は、資料6-1-①-Dの国家試験合格者率に示したとおりであり、鍼灸学専攻、理学療法学専攻で、専攻の教育内容に応じた資格を取得している。なお、鍼灸学専攻では、卒業論文に代えて臨床実習で担当した患者に関する臨床症例報告研究と特別研究の選択を可能にしている。

資料6-1-①-A 留年率

学部		平成 25 年 4 月 1 日現在	平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年 4 月 1 日現在
産業技術学部	留年者数 (A)	20 人	11 人	11 人
	学生数 (B)	219 人	214 人	214 人
	留年者数の割合 (A/B)	9%	5%	5%
保健科学部	留年者数 (A)	29 人	18 人	15 人
	学生数 (B)	146 人	134 人	139 人
	留年者数の割合 (A/B)	20%	13%	11%
計	留年者数 (A)	49 人	29 人	26 人
	学生数 (B)	365 人	348 人	353 人
	留年者数の割合 (A/B)	13%	8%	7%

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

資料6-1-①-B 入学年度別卒業生数

【平成26年3月卒業】

学部	学科・専攻	平成 22 年度 入学者数 (A)	平成 25 年度 卒業生数 (B)	左記の卒業生の内訳		平成 22 年度 入学者の 卒業率 (C/A)
				平成 22 年度 入学 (C)	平成 21 年度 以前入学 (D)	
産業技術学部	産業情報学科	35 人	36 人	26 人	10 人	74%
	総合デザイン学科	15 人	14 人	14 人	0 人	93%

	計	50人	50人	40人	10人	80%
保健科学部	保健学科鍼灸学専攻	18人	15人	9人	6人	50%
	同理学療法専攻	13人	11人	7人	4人	54%
	情報システム学科	12人	12人	11人	1人	92%
	計	43人	38人	27人	11人	63%
合計		93人	88人	67人	21人	72%

【平成27年3月卒業】

学部	学科・専攻	平成23年度 入学者数 (A)	平成26年度 卒業生数 (B)	左記の卒業者の内訳		平成23年度 入学者の 卒業率 (C/A)
				平成23年度 入学 (C)	平成22年度 以前入学 (D)	
産業技術学部	産業情報学科	35人	33人	28人	5人	80%
	総合デザイン学科	15人	11人	11人	0人	73%
	計	50人	44人	39人	5人	78%
保健科学部	保健学科鍼灸学専攻	11人	8人	7人	1人	64%
	同理学療法専攻	9人	5人	4人	1人	44%
	情報システム学科	11人	11人	11人	0人	100%
	計	31人	24人	22人	2人	71%
合計		81人	68人	61人	7人	75%

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料6-1-①-C 平成26年度特別研究テーマ

【産業技術学部】

学 科 ・ コース	テーマ
産業情報学科 情報科学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者学生のためのWeb履修申請システムの一考察 ・手話表現とアニメを取り込んだ絵本アプリの開発 ・発話内容の受取技術を向上させるための練習方法の検討 ・人を探しながら近づいてくるロボットの検討 ・外国語活動(小学部)におけるマルチメディア教材の研究 ・指文字練習システムのための手形状分析 ・Webテキスト群を用いた漢字練習システム ・BTモデルを用いた高校野球の試合結果予想 ・リレーサービスによるコミュニケーションの検討 ・口唇領域の抽出と動作認識に関する研究 ・心を和ませる照明の検討 ・人工内耳装用者と補聴器装用者とのお互いの見方や考え方 ・長楕円体状青果物を対象とした6面撮像による高速自動選別システムの検討 ・「CODA」及びその親の心理を探る -CODAの言語獲得に注目して- ・簡易脳波計測器を用いたひらめき検出によるコミュニケーション支援システムの検討 ・任意話者に対応する会議情報システムを目指して ・小学校の外国語(英語)活動支援教材の作成 -きこえの教室で学ぶ難聴児のために-

システム工学専攻	機械工学	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語の空間的特徴を考慮した書記方法についての基礎検討 ・車両制御モデルの設計とシミュレーション ・力の可視化に関する研究 ・MRI 画像と CAD データの変換 ・3D CAD と 3D RP モデリングによる精密機構モデルの製作 ・筑波技術大学校舎の輻射熱伝達 ・圧電素子を利用した放電加工機の開発 ・ガラスの遅れ破壊観察 ・鉄道事業および家庭における省エネについて ・ロボットアームの機構系モデリングとシミュレーション
	建築工学	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害を持つ学生と色彩による心理的影響に関する研究 ～壁・服の色による手話の評価実験～ ・憩いの場となる空間の設計 ～技大のオアシス～ ・窓廻りの条件の違いによる温熱環境の変化および冷暖房負荷削減効果に関する研究 ・唐津街道赤間宿の活性化に関する研究 ・既存ラーメン構造に関する耐震補強技術に関する研究 ・紙管の仮設住宅の構造材への適応性に関する研究 ・東京国際空港を国際中核空港にするための基礎的研究
総合デザイン学科	環境デザイン学	<ul style="list-style-type: none"> ・平磯海岸ジオサイトセンター「自然とふれあう多様な学びと遊びが展開するジオサイト拠点施設計画」 ・遺し伝えたい神社空間
	製品デザイン学	<ul style="list-style-type: none"> ・子供のための家具の研究 ・ろう学校での造形教育を支援するための3Dプリンター活用の研究
	視覚伝達デザイン学	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害児の英語学習補助教材のデザイン ・学生の為の精肉パッケージデザイン ・絵本のように選んで楽しめる CD ジャケットと歌詞カードのデザイン ・気持ちを届けるパッケージ グラフィックデザイン ・ブランドのコンセプトを含意したスポーツブランドモーションロゴの研究と制作 ・内容とデザインの傾向分析を通じた POP に関する研究と制作 ・四季彩花札～花札に恋して～

【保健科学部】

学科・専攻	テーマ
保健学科 鍼灸学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・鍼灸学専攻学生における IT 活用がもたらす学習効果の現状と課題 ・鍼通電刺激による前脛骨筋血液量の効果について
情報システム学科	<ul style="list-style-type: none"> ・音声ユーザ向け学習用ターミナル環境開発 ・視覚障害者の歩行に必要なスマートフォンアプリケーションの研究・開発 ・視覚障害者によるフィジカルコンピューティングの可能性 ・国内 BCP 実態調査による社会と企業への提言 ・音声合成ツールを用いた感情のある文章読み上げ ・視覚障がいを持つ人への防災・減災に対する研究 ・視覚障害者のための患者管理システムに関する研究 ・スクリーンリーダーの違いによる Web 検索エンジンの使いやすさに関する研究 ・音声ユーザにとって使いやすいショッピングサイトの評価に関する研究

- ・視覚障害 者のゲームアクセシビリティに関する研究
- ・ガイドヘルプ技術学習のデータベース作成ーアクセシビリティの向上ー

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料6-1-①-D 国家試験合格者率 (保健科学部)

資格の種類	平成26年度 [平成25年度]			
	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率 (%)	全国平均合格率 (%)
あん摩マッサージ指圧師	7[15]	7[15]	100.0[100.0]	86.4[83.9]
はり師	8[14]	6[10]	75.0[71.4]	76.5[77.3]
きゅう師	8[14]	5[11]	62.5[78.6]	77.1[79.0]
理学療法士	5[10]	5[7]	100.0[70.0]	82.7[83.7]

(視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

両学部では、授業評価アンケートにおいて各授業に対し複数の質問項目を設定し、それぞれの項目に対して5段階の評価で回答させ、産業技術学部では全授業、各学科の平均値や度数分布を、保健科学部では学部全体と各学科専門科目の集計結果を算出し、保健科学部では公表済み、産業技術学部では公表予定である（資料6-1-②-A, B, 別添資料6-1-②-1, 2）。

両学部では、アンケート結果を分析しており、全体的に1学期よりも2学期の評価が高くなっていることが分かる。これは、1学期の授業評価の結果を担当教員にフィードバックし授業改善に供することにより、授業内容が改善された結果によるものと考えられる。特に、産業技術学部では教員個別に担当科目の授業評価アンケート結果を送付し、それに対する意見・感想、教育効果を高める工夫等について所定の様式に基づいて報告を求めている（資料6-1-②-C）。この結果についても学内ウェブサイトにおいて、公表予定である。

資料6-1-②-A 産業技術学部「授業に関するアンケート」の実施状況 (抜粋) (平成26年度)

評価項目	結果 (そう思う, ややそう思う割合)
授業を進める速度は適切でしたか	1学期: 65.9% 2学期: 72.2%
教員の説明の仕方は適切でしたか	1学期: 64.4% 2学期: 70.6%
学生の理解を助けるために教員は各種の補助手段を適切に用いていましたか	1学期: 74.3%

	2学期：80.0%
この授業はあなたにとって良い授業でしたか	1学期：72.3% 2学期：75.7%
授業内容の難易度は適切でしたか	1学期：52.3% 2学期：58.0%
受講の結果あなたはこの分野に対する理解と関心が深まりましたか	1学期：67.5% 2学期：72.3%

(聴覚障害系支援課作成)

資料6-1-②-B 保健科学部「学生による授業評価」の実施状況(抜粋) (平成26年度)

評価項目	結果(強くそう思う, ややそう思う割合)
授業の進行はシラバスに従い適切なスピード	1学期：73.9% 2学期：67.7%
理解しやすい説明	1学期：71.2% 2学期：68.8%
教材が障害補償に十分配慮されている	1学期：73.9% 2学期：66.4%
有意義な授業であった	1学期：74.7% 2学期：70.0%
授業内容を十分理解した	1学期：62.3% 2学期：59.3%
授業によってこの科目について関心が喚起された	1学期：68.5% 2学期：64.2%

(視覚障害系支援課作成)

資料6-1-②-C 授業に関するアンケート調査実施結果（授業担当教員用様式）

[授業担当教員用]

平成26年度授業に関するアンケート調査実施結果の概況（筑波技術大学 産業技術学部）

科目番号		授業 科目名		教員名	
------	--	-----------	--	-----	--

I. 各アンケート項目の評点(別紙資料)を見て、担当教員の率直な意見・感想を記入してください。

II. (1) 授業および成績評価に関わる担当教員への質問事項

下記の設問項目について、次の5段階評点で適切な番号を選んで下さい。番号の意味は次のとおりです。
5=そう思う, 4=ややそう思う, 3=どちらともいえない, 2=あまりそう思わない, 1=そう思わない。
回答欄をクリックすることで、評点を選択することができます。

設 問 内 容	回 答 欄
(1) シラバスに示された授業計画は、実際にその通り達成した。	3-どちらともいえない
(2) 学生はこの授業内容を理解したと思われる。	3-どちらともいえない
(3) 総合的に判断して、この授業への学生の取り組みは十分であった。	3-どちらともいえない
(4) 成績評価に用いたものを次の項目から選び、チェックを入れて下さい【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 期末試験 <input type="checkbox"/> 中間テスト・小テスト <input type="checkbox"/> 期末試験に代わるレポート・課題 <input type="checkbox"/> 授業中のレポート・課題 <input type="checkbox"/> 学生の発表・報告 <input type="checkbox"/> 授業に対する取り組み姿勢 その他(具体的に: <input style="width: 300px;" type="text"/>)	左の欄に記入
(5) 教育効果を高めるために、特に行っている方法・工夫等がありましたら、具体的に記入して下さい。	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>

III. 自由記述欄の学生のコメント(別紙資料)を見て、それに対する担当教員のコメントがありましたら記入して下さい。
(コメントが複数ある場合、同様に記入して下さい)
アンケート項目()に関して

アンケート項目()に関して

IV. アンケート結果の概況に関して、担当教員のコメントがありましたら記入して下さい。

(出典：平成26年度授業に関するアンケート調査報告書)

- ・別添資料6-1-②-1 授業に関するアンケート調査報告書（産業技術学部）
- ・別添資料6-1-②-2 学生による授業評価総合集計結果（保健科学部）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部では、きめ細かな進路指導を行っており、進路状況は資料6-2-①-Aのとおりである。就職状況は、資料6-2-①-B及び6-2-①-Cのとおりである。本学の教育目的は、専門職業人として社会自立、社会貢献できる人材の養成であるため、就職を希望する学生の割合は高いが、この厳しい社会情勢の中、極めて高い就職率（100%）を達成している。

保健科学部では、大学院に加え、筑波大学理療科教員養成施設進学等に関する情報を学生に提供し、きめ細かな勉学指導とクラス編成等による指導を実施している。これにより、資料6-2-①-Aに示すように進学する学生がいるほか、就職希望者に対する就職率も85.7%と高い数字となっている。

資料6-2-①-A 卒業後の進路状況（平成26年度）

【産業技術部】

学部	学科・専攻	卒業生数	進学者数	就職希望者数	就職者数	B～D以外の者の数	就職率
		A	B	C	D	E	D/C
産業技術学部	産業情報学科	33人	0人	32人	32人	1人	100.0%
	総合デザイン学科	11人	0人	10人	10人	1人	100.0%
	計	44人	0人	42人	42人	2人	100.0%

（備考） Eの内訳：就職活動中2名

平成26年度（平成27年3月卒）就職企業（順序不同）

〔産業情報学科〕

山口県学校職員/株式会社富士通ビー・エス・シー/持田製薬株式会社/オムロン株式会社/ JR 東日本(東日本旅客鉄道株式会社) (2)/鉄道情報システム株式会社/富士火災海上保険株式会社/株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ/ソフトバンクグループ株式会社/シャープ株式会社(2)/新日本有限責任監査法人/Apple Store 表参道店/さいたま市役所/アクサ生命保険株式会社/株式会社富士通エフサス/株式会社日立産機システム/日立建機株式会社/三和工機株式会社/アイシン・エイ・ダブリュ株式会社/三菱電機エンジニアリング株式会社/株式会社村田製作所/三和工機株式会社/プログレス・テクノロジー株式会社 /沖縄県庁/株式会社丹青社/株式会社浅沼組/大和ハウス工業株式会社(2)

〔総合デザイン学科〕

JR 東日本(東日本旅客鉄道株式会社) (2)/トランスコスモス株式会社/東京都プリプレス・トップパン株式会社/株式会社資生堂/大和ハウス工業株式会社/株式会社ワコール/日本経済新聞社/TOTO 株式会社

（聴覚障害系支援課作成）

【保健科学部】

学部	学科・専攻	卒業者数	進学者数 (研修生含む。)	就職 希望者数	就職者数	B～D以外 の者の数	就職率
		A	B	C	D	E	D/C
保健科学部	保健学科鍼灸学専攻	8人	2人	6人	6人	0人	100.0%
	保健学科理学療法学専攻	5人	0人	5人	4人	0人	80.0%
	情報システム学科	11人	0人	10人	8人	1人	80.0%
	計	24人	2人	21人	18人	1人	85.7%

平成26年度(平成27年3月卒)就職企業等(順序不同)

〔保健学科鍼灸学専攻〕

ながみね治療院/みずほフィナンシャルグループ/株式会社レイス/株式会社サンライズジャパン/野村総合研究所

〔保健学科理学療法学専攻〕

医療法人 南嶺会 勝連病院/取手北相馬保健医療センター医師会病院/越谷誠和病院/筑波大学附属病院

〔情報システム学科〕

(株)富士通エフサス/UTハートフル/株式会社広島情報シンフォニー/コネクシオ(株)/日立システムズ/慶應義塾大学(職員)/
日本赤十字社/リコージャパン(株)

平成26年度(平成27年3月卒)進学

筑波大学理学療法科教員養成施設/筑波技術大学

(視覚障害系支援課作成)

【技術科学研究科】

専攻	修了者数	進学者数 (研修生含む。)	就職 希望者数	就職者数	B～D以外 の者の数	就職率
	A	B	C	D	E	D/C
産業技術学専攻	1人	0人	1人	1人	0人	100.0%
保健科学専攻	2人	0人	2人	1人	1人	50.0%

〔産業技術学専攻〕

キャノンソフトウェア株式会社/東芝ソリューション株式会社/広島県教員/ANA ウィングフェローズヴィ王子

〔保健科学専攻〕

医療法人林外科病院

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料6-2-①-B 産業別就職状況（平成26年度）

【産業技術学部】

（単位：人）

学科・専攻	建設業	製造業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	学術研究・専門・技術サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	その他サービス業	公務	計
産業情報学科	4	9	5	2	0	2	4	0	1	0	2	3	32
総合デザイン学科	1	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10
計	5	13	8	4	0	2	4	0	1	0	2	3	42

【保健科学部】

（単位：人）

学科・専攻	製造業	情報通信業	卸売・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	その他サービス業	公務	計
保健学科鍼灸学専攻	0	0	0	1	0	4	1	0	6
保健学科理学療法学専攻	0	0	0	0	0	4	0	0	4
情報システム学科	2	3	0	0	1	1	1	0	8
計	2	3	0	1	1	9	3	0	18

【技術科学研究科】

（単位：人）

専攻	製造業	情報通信業	教育・学習支援業	医療・福祉	その他サービス業	計
産業技術学専攻	0	2	1	0	1	4
保健科学専攻	0	0	0	1	0	1
計	0	2	1	1	1	5

（聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-②：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部では、企業訪問などにおいて、本学の卒業生、企業の人事担当者やハローワーク担当者からの意見を直接聴取している（資料6-2-②-A）。また、本学卒業生の就職支援を行う経験と熱意をもった退職教員

等による「就職支援員」制度（資料6-2-②-B）を設け、職場適応相談等を行い、卒業生と企業の両者に継続した意見聴取ができる体制も整え、本学の教育の成果や効果について把握している。

保健科学部では、就職担当委員が、各企業を訪問して就労状況などの情報を収集し、各学科・専攻会議に報告を行っている。その情報を就職相談及び新規就職先の開拓に利用している。

資料6-2-②-A 企業等訪問先一覧(平成26年度)

【産業技術学部】

No.	用務先	No.	用務先
1	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	12	ソラシティカンファレンスセンター
2	株式会社浅沼組	13	三菱電機デザイン研究所
3	株式会社ワコール	14	株式会社TOTO
4	株式会社フジタ	15	日本IBM東京基礎研究所
5	株式会社メトロアンドエージェンシー	16	高砂熱学工業株式会社
6	株式会社INA新建築研究所	17	日本経済新聞社
7	いすゞ自動車株式会社	18	ハローワーク仙台
8	三菱日立パワーシステムズ株式会社	19	荒川区役所
9	愛知新卒応援ハローワーク	20	東京新卒応援ハローワーク
10	三菱電機株式会社住環境研究開発センター	21	株式会社日立産機システム
11	東芝デザインセンター	22	株式会社TOTO北九州

【保健科学部】

No.	用務先	No.	用務先
1	(株)日経BP社	13	獨協医科大学日光医療センター
2	MXモバイリング株式会社	14	中東遠総合医療センター
3	株式会社LEIS	15	介護老人保健施設はあもにか
4	らくさい治療院	16	ハローワーク品川
5	株式会社U'eyes Design	17	東京新卒応援ハローワーク高田馬場分室
6	株式会社みずほフィナンシャルグループ	18	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
7	株式会社常磐製作所	19	(社福)日本盲人職能開発センター
8	(株)広島情報シンフォニー	20	中央障害者雇用情報センター
9	戸山サンライズ	21	視覚障害者就労生涯学習支援センター
10	富士ソフト企画(株)	22	東京都視覚障害者生活支援センター
11	板橋中央総合病院	23	森之宮医療学園専門学校
12	御前崎総合病院		

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

資料6-2-②-B 筑波技術大学聴覚障害系就職支援員に係る申合せ(抜粋)(平成21年11月11日 聴覚障害系就職委員会)

(趣旨)

1 筑波技術大学の産業技術学部（筑波技術短期大学聴覚部を含む。）の卒業生の就職支援を行うため、聴覚障害系就職支援員（以下「就職支援員」と言う。）を置く。

(委嘱)

2 就職支援員は、本学の退職教員等（視覚障害系所属の教員を除く。）の中から、卒業生の就職支援を行う経験と熱意を有する者に、聴覚障害系就職委員会の議に基づき、学長が委嘱する。

(支援内容)

3 就職支援員は、卒業生の就職支援に係る以下の事項を行う。

- (1) 職場適応相談に係る支援
- (2) 転職又は再就職に係る支援
- (3) その他必要な支援

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 産業技術学部、保健科学部共にきめ細かな進路指導を行ない、共に高い就職率を維持している。また、留年生の割合が年々減少傾向にある。
- 産業技術学部においては、「学生による授業評価（授業評価アンケート結果）」が、すべての評価項目において数ポイント（3～6%）1学期よりも2学期の評価が高まっており、教員が授業アンケート結果を真摯に受け止めて、次期の授業を改善していることがうかがえる。
- 就職支援員制度によるきめ細かな進路指導と各学科領域の就職担当教員の徹底したサポートにより、就職希望学生の極めて高い就職率を達成している。

【改善を要する点】

- 全盲等重度障害者の就職に関して安定的な就職率を達成するため、企業との協力関係を更に密にしつつ、能力のある全盲者の職域拡大を図る必要がある。

基準7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積及び校舎面積は、資料7-1-①-Aのとおりであり、各々大学設置基準で定められた基準を満たしており、大学の教育研究に必要とされる運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室等の施設を整備している。また、これらの有効活用を図るためスペースチャージ制度の導入、さらに利用率の低い部屋、建物等については見直しを行い、改修を行うなどして用途変更により有効利用を図った。

資料7-1-①-A 大学設置基準上必要な校地・校舎の面積

校地		校舎	
校地面積 (㎡)	設置基準上必要な校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	設置基準上必要な校舎面積 (㎡)
83,702	3,740	21,677	8,462

(財務課作成)

また、キャンパス内の施設・設備については、キャンパス整備計画書(資料7-1-①-B)において、以下の4つの要素を本学の施設整備のコンセプトとし

- ・安全性の十分な確保
- ・開放的で明るい雰囲気
- ・バリアフリー環境の確保
- ・コミュニケーションの重視

この4つの要素に沿った教育研究環境の整備を行っている。なお、キャンパス整備計画書をキャンパスマスタープランとして見直し中であり、これからの施設整備計画に反映させる。また、本学の施設は全て耐震化基準を満たしているものとなっている。

施設・設備のバリアフリー化については、我が国唯一の聴覚障害者及び視覚障害者のための大学として、特に重視し、それぞれの障害に対応できる施設・設備の整備を図っている。聴覚障害学生に対しては、視覚による非常警報機や学内CATVシステム、来訪者・外部コミュニケーションシステム等の視覚による情報伝達等を基本とする情報障害を補償した施設・設備の整備、視覚障害学生に対しては、弱視者のために採光等の配慮、つまずき防止のため床は滑りにくく凹凸のないもの、衝突に備えて壁面・柱のコーナーの隅切り、点字ブロックによる誘導、音声誘導案内システム等の聴覚による情報伝達を基本とする情報障害を補償した施設・設備の整備等を行い、全国の聴覚・視覚障害機関のモデルとなるよう施設の整備を図っている(資料7-1-①-C)。

安全対策については、学生、教職員全員に危機管理マニュアルを配布し、本学の危機予防措置や災害発生時の対応について周知を行うとともに、防災訓練の実施、災害時の避難経路確保のための安全確認を行っている。

また、設備面においても、聴覚障害学生・教職員への災害情報の提供手段として火災報知機と連動した文字表示盤を設置し、安全確保を図っている。

防犯対策については、主要建物の主な出入口に防犯用の監視カメラを設置し、防犯体制の強化を図っている。

資料7-1-①-B キャンパス整備計画書

・キャンパス整備計画書（基本案）

([http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/sisetsu/campasmaster\(18.10\).pdf](http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/sisetsu/campasmaster(18.10).pdf))

資料7-1-①-C 情報保障環境

・聴覚障害者の情報保障環境 (http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/it/amakubo_environment.html)

・視覚障害者の情報保障環境 (http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/hs/kasuga_environment.html)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

学内LAN設備は、平成12年度から整備が開始され、平成13年11月に運用を開始した機器・設備を基礎とし、これらの機器・設備に順次改良・改善を加えてきている。設備整備の基本方針として、通信容量の確保、安全性の確立、機動性の確立の3点をあげ、これに沿って環境の整備を行ってきている。

平成13年度に設置された機器については、平成21年度に全学的に一括更新を行い、この結果、主要幹線において、通信容量の拡大と冗長性を向上させるとともに接続ポート数の不足も解消している。平成23年3月末にSINET4への切り替えを行い、これにより、従来SINET3ノード校経由で接続していた学外情報通信が、天久保地区と春日地区が各々直接SINET4データセンターと通信を行う形式となり、災害時などの安定性が向上している。さらに、平成27年度に予定されているSINET5の導入に向けて準備を進めている。

安全性の確立のため導入した全学統一ネットワーク認証システムは、無線LANアクセスポイントの増設と合わせて、機動性の確立に寄与している。また、無線LANアクセスポイントについては、需要に応じた端末の増設を行いつつ、平成21年度には最新規格の802.11nへの更新を行うなど、通信容量の確保も配慮している（別添資料7-1-②-1）。

教育用パソコンの整備状況は、資料7-2-①-Aのとおりである。また、学生全員に電子メールアカウントを発行し、電子メールによるレポートの提出を可能としているとともに、聴覚障害者には携帯電話の活用により、学生が自習できるシステムを整備している。

その他、聴覚障害学生には、学内広報用としての学内CATVシステムを用い、授業時間の変更などのさまざまな情報を学内の76ヶ所に設置してあるテレビ端末で周知している。また、視覚障害学生には、各教室に設置しているパソコンに、画面拡大ソフト、画面読み上げソフトがインストールされているほか、点字ディスプレイ、点図ディスプレイ、拡大読書器などを整備し、障害を補償している。

資料7-1-②-A 各施設・設備の教育用パソコンの主な整備状況

キャンパス名	室名	台数	利用時間
天久保キャンパス	CG 実験室／実習室	18	平日：8時50分～21時 休日等：9時～21時
	多目的実験室	18	
	CAD/CAM 室	18	
	コンピュータ室	32	
	製図室	10	
	プログラミング実習室	16	
	画像システム実習室	8	
	マイクロコンピュータ実験室	15	
春日キャンパス	LL 教室	15	平日：8時50分～21時 休日等：9時～21時 共同学習室, 共通実習室： 24時間
	講義室A	14	
	実習演習室A	14	
	実習演習室B	14	
	講義室B	14	
	共同学習室	26	
	共通実習室	23	

(総務課作成)

・別添資料7-1-②-1 学内ネットワークシステムの整備状況

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、天久保キャンパスの聴覚障害系図書館、春日キャンパスの視覚障害系図書館の2館により構成されている。

平成27年3月31日現在、図書約76,000冊、雑誌約1,000種を所蔵しており、蔵書については、「聴覚障害者及び視覚障害者のための大学」という観点から、聴覚障害系図書館では、字幕入りビデオテープ及びDVD、学科関連図書、主に聴覚障害に関する障害者教育、障害者福祉、手話等の資料を、視覚障害系図書館では、視覚障害関係図書、点字図書、拡大文字図書、音声資料(主にDAISY資料)を積極的に収集している(資料7-1-③-A)。

図書資料購入に関しては、図書館職員を選書担当員が幅広い分野から学生の学習・教養に必要な資料を選書している他、図書館委員会委員及び各学科・専攻の教員に専門図書を選定してもらうことで、学生の教育・カリキ

ユラムに沿った資料の充実を図っている。また、平成 21 年度以降電子ブック、平成 22 年度には電子ジャーナルパッケージを導入する等、電子的資料の整備も行っている。

平成 21 年 8 月から本格的な運用を開始した機関リポジトリでは、論文に読み上げソフト対応の透明テキスト（文字情報）を付与する等、視覚障害者に配慮したコンテンツを作成、公開している（資料 7-1-③-B）。

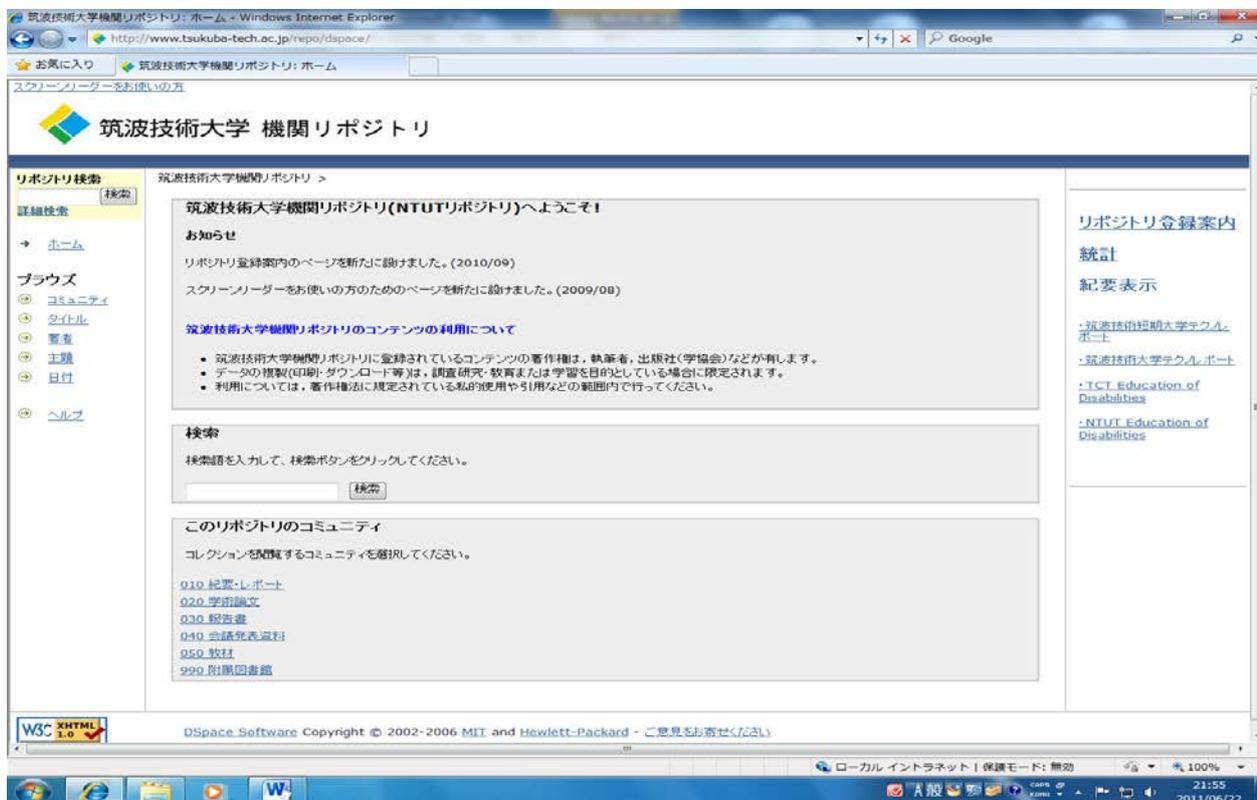
資料 7-1-③-A 図書館の状況（平成 26 年度末現在）

図書館	閲覧 座席数	蔵書状態									
		図書冊数		点字 図書	学術雑誌 タイトル数		視聴覚資料			電子 ジャーナル タイトル数	電子 ブック タイトル数
		和	洋		和	洋	DAISY 資料	字幕入 資料	その他		
聴覚障害系	24	40,387	4,507	—	500	124	—	1,101	1,646		
視覚障害系	41	27,660	3,533	7,180	301	100	2,943	—	1,678		
合計	65		76,087	—		1,025			7,368	2,176	734

図書館名	年間開館 日数	年間開館 総時間数	入館者数	貸出冊数		視聴覚資料 貸出点数 (内数)
				教職員	学生	
聴覚障害系	276	2,687	21,904	330	1781	101
視覚障害系	271	2,759	38,450	316	938	86

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

資料 7-1-③-B 筑波技術大学機関リポジトリ (<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/>)



【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

授業が行われていない時間帯の教室を自習室として利用しているとともに、図書館の夜間開館、研究個室及びセミナー室の使用並びに各学科のコンピュータ室の時間外利用を促進するなど、自主学習環境を整備している(前掲資料7-1-②-A)。

学内及び学生寄宿舍に有線LAN、無線LANが整備されており、学内ネットワークを利用した学習が可能となっている。学生寄宿舍(学生の約73%入居)に入居している学生が利用しており、自発的な学習による利用環境が整備されている。

天久保キャンパスでは、附属図書館にノートパソコンを利用できる閲覧机や利用者用コンピュータ、研究個室及びセミナー室が設置されており、学生が自主的に利用しやすい環境となっている(資料7-1-④-A)。

春日キャンパスでは、附属図書館ゼミコーナー、共同学習室等にコンピュータや拡大読書器を増設し、学生が24時間利用可能な、障害に配慮した自主学習環境を整備している(資料7-1-④-B)。具体的には、国語、英語、医学の電子辞書等を整備し、国家試験の勉強、レポート作成、自習等に幅広く用いられている。コンピュータが設置されている共通実習室や情報システム学科の実習室などは授業時間外の開放を行うなど、自主学習環境の充実に努めている。また、附属図書館の対面朗読室にはコンピュータ・拡大読書器が設置され、対面朗読の目的以外にも、研究個室・セミナー室として利用が可能になっている。

大学院では、学部同様の図書館の夜間開放、各学科のコンピュータ室の時間外利用を促進するなど、自主学習環境の提供のほか、コースごとに大学院研究室(自習室)を整備し、研究を進める上での学習環境が充実している。

資料7-1-④-A 聴覚障害系図書館利用案内 (抜粋)

聴覚障害系図書館

視聴覚資料の利用
学習用の字幕入りDVD等を所蔵しています。館内で視聴できますので、カウンターで利用の申請をしてください。

コンピューターの利用
館内には蔵書検索用のパソコン2台と「日本語手話辞典」が検索できるパソコン、学生証の認証で利用できるオフィスが入ったパソコンが8台あります。また、自分のノートパソコンを無線LANに接続して使用することもできます。

学生希望図書受付
図書館に備え付けたい図書の購入希望を受け付けています。カウンターの「学生希望図書申込書」に記入して申請してください。購入できる額が決まっていますので、詳細は係員にご確認ください。

図書館資料の複写
著作権に基づき、著作物の一部分を、1人1部に限り複写が可能です。「文献複写申込用紙」に記入して提出の上、複写できます。

本学に必要な資料がない場合

- 文献複写依頼
本学にない文献は、他の図書館等に複写依頼をすることができます。「文献複写申込書」に記入の上、お申し出ください。複写に係る費用は自己負担になります。
- 相互貸借の依頼
本学にない図書は、他の図書館等に貸借依頼をすることができます。申込書に記入の上、お申し出ください。郵送に係る費用は自己負担になります。
- 視覚障害系図書館からの図書の取り寄せは無料です。カウンターで申請してください。
- 他大学等の図書館利用
他大学等の図書館の利用を希望する際は、カウンターにご相談ください。

レファレンスサービス

- 図書館の利用方法
- 資料や文献の探し方
- 図書や雑誌の所蔵調査
- 講習会

その他わからないことがあれば、お気軽にご相談ください。カウンターには聴覚用ボードやメモ用紙が用意してあります。

セミナー室・研究個室
利用対象者：本学の学生・教職員・非常勤講師

- セミナー室（2部屋あり、グループ学習に利用できます）
時間：1日に1グループ1回、3時間以内
申込：利用の1週間前より予約可能
- 研究個室（2部屋あり、個人学習に利用できます）
時間：開館時間中の1日以内
申込：当日申込み

申込方法：カウンターで「利用申込書」に記入していただき、控えを渡します。利用時にカウンターに提示してください。部屋の鍵をお返しします。
※鍵は館外待出し禁止です。外出する際はカウンターに預けてください。

リフレッシュ・コーナー
コーヒーなどの自動販売機を備えたくつろぎのためのスペースで、飲食が可能です。ただし、図書室の入り口から中に飲食物を持ち込むことは禁止となっていますので、ご注意ください。

資料7-1-④-B 視覚障害系図書館の利用案内 (抜粋)

お問い合わせ先

**筑波技術大学視覚障害系図書館
利用案内(学内者用)**

お問い合わせ先
電話：内線9510または9501番
電子メール：toshok@ad.tsukuba-tech.ac.jp
あるいは図書館カウンターまたは事務室内の職員にお気軽にお声がけください。

開館時間

- ・月～金曜日 8:50～20:30
- ・土曜日 9:00～16:30

休業期間中

- ・月～金曜日 9:00～17:00
- ・土曜日 閉館

休館日

- ・日曜日・国民の祝日
- ・休業期間中の土曜日
- ・年末年始(12月27日～1月5日)
- ・その他必要に応じて定める臨時休館

図書館の時間外利用
開館時間以外でも、図書館のセミナーおおよび共同学習室は、週7

図書館の時間外利用

日、24時間利用可能です。(パソコンも利用可能です)

閉館時は校舎棟2階の通り廊下を伝って図書館に来ることもできますが、学生証またはICカード入りの携帯電話・Suica・Pasmo等を登録することによって、図書館自動ドア隣のドアから入館することができます。希望される方は職員にご相談ください。

資料の配置

図書館の資料は、ほとんど開架書架にありますので、自由に閲覧できます。利用後は必ず元の位置に戻してください。本を探したり、本を書架に戻すのに手伝いが必要な場合はご連絡をお知らせください。

図書
「日本十進分類法(NDC)」と呼ばれる分類法に従って並んでいます。

- ・墨字図書 ⇒ 一般図書と専門図書に分架
- ・点字図書 ⇒ 一般書架と集密書架
- ・視聴覚資料 ⇒ AV書架。DVDはケースのみ配架
- ・参考図書 ⇒ 参考書架

雑誌
原則として最新号が新着雑誌コーナー、それ以前の分が集密書架にあります。集密書架では、墨字雑誌・点字雑誌・録音雑誌に分け、その中で誌名順に並んでいます。
また、ノン、メンズノンノ、Number等の一般的な雑誌も新着雑誌コーナーに配架されています。

<http://library.k.tsukuba-tech.ac.jp/guide/>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

両学部では、入学時に新入生オリエンテーション及び修学基礎Aにおいて、①教育課程の全体構成（開設授業科目、授業期間と授業時間、単位数、履修年次、科目番号、必修科目と選択科目等）、②履修方法（履修申請、履修申請単位数の上限、授業、期末試験、成績評価基準、単位認定、卒業認定等）、③国家試験等の受験資格の取得等（保健科学部）について詳細なガイダンスを行い、学生便覧や開設授業科目一覧等の資料を使って新入生が支障なく受講科目の登録ができるようになっている（資料7-2-①-A, B, F, 別添資料7-2-①-1）。また、正・副クラス担当教員が個別に履修に関するアドバイス等を行っている。

さらに、産業技術学部の専門領域選択に当たっては、1年次の最後に学科別に説明会を実施している。また、在学生に対してもクラス担当教員等による適切なガイダンスを行っている。

資料7-2-①-A 平成26年度産業技術学部新入生オリエンテーション日程

時 間	所要時間	題 目		講 師 等
13:15 ~ 13:30	15分	受付		聴覚障害系支援課
13:30 ~ 13:35	5分	日程等説明		新入生オリエンテーションWG委員長
13:36 ~ 13:41	5分	産業技術学部長挨拶 産業技術学部の概要等		産業技術学部長
13:42 ~ 13:57	15分	障害者高等教育研究支援センター長挨拶 障害者高等教育研究支援センター紹介 障害補償関係説明		障害者高等教育研究支援センター長
13:58 ~ 14:03	5分	FM補聴システム関係説明		障害者支援研究部
14:04 ~ 14:19	15分	教務関係説明及び質疑・応答		聴覚障害系教務委員会委員長
14:20 ~ 14:30	10分	産業情報学科	総合デザイン学科	各学科長等
		産業情報学科の説明[講堂]		
14:31 ~ 14:40	9分	休憩/移動		
14:40 ~ 16:00	80分	専攻別オリエンテーション 情報科学専攻[講堂] システム工学専攻[大会議室]	学科別オリエンテーション[214教室]	各学科長等

(聴覚障害系支援課作成)

資料7-2-①-B 平成26年度保健科学部新入生オリエンテーション日程

○全体オリエンテーション及び学科・専攻別保護者面談

日時 4月4日(金) 13時30分～

場所 大学会館2階 講堂

時間	所要時間	題目	講師等

13:30~13:40	10分	保健科学部長挨拶 障害者高等教育研究支援センター副センター長挨拶	保健科学部長・支援センター副センター長
13:40~13:50	10分	各学科・専攻長及びクラス担当教員・ クラス副担当教員・AA教員の紹介	保健科学部長・支援センター副センター長
13:50~14:10	20分	事務案内(1) 授業料免除・奨学金・課外活動等	視覚障害系支援課 学生係
14:10~14:40	30分	保健管理センターについて 目的, 概要, 業務内容 健康調査 休憩	保健管理センター
14:40~15:00	20分	学科・専攻別保護者・三者面談(希望者のみ)	各学科・専攻長
15:00~		保健学科鍼灸学専攻: 大会館講堂及び ミーティングルーム 保健学科理学療法学専攻: 面談[224講義室] 控室[227講義室] 情報システム学科: 面談[521会議室] 控室[411講義室] 保健科学部長挨拶 障害者高等教育研究支援センター副センター長挨拶	クラス担当教員 副クラス担当教員 AA教員 保健科学部長・支援センター副センター長

○全体オリエンテーション

日時 4月7日(月) 10時00分~

場所 大会館2階 講堂

時間	所要時間	題目	講師等
10:00~10:20	20分	保健科学部の概要について 1) 沿革等 2) 教育組織・教育方法 3) 学生に期待すること	保健科学部長
10:20~10:40	20分	事務案内(2) 教務に関する事務手続き等	視覚障害系支援課 教務係
10:40~10:50	10分	休憩	
10:50~12:00	70分	学生生活について * 学則・学生規程等 学生組織; 各種相談窓口	保健科学部 学生委員会 支援センター副セ

		* 支援センターについて (目的・概要・業務内容)	ンター長
--	--	------------------------------	------

○学科・専攻別オリエンテーション

日時 4月7日(月) 9時00分～

場所 学科・専攻別に、以下のとおり実施

[保健学科 鍼灸学専攻] 場所：大会館2階 講堂及びミーティングルーム

時間	所要時間	題目	講師等
9:00～12:00 (適宜 休憩)	180分	鍼灸学専攻教員紹介 新入生自己紹介 鍼灸学専攻で学ぶ目標と教育方針 科目履修についての説明と学生生活についての質疑 鍼灸学専攻関連教室・研究室案内	専攻長 クラス担当教員 副クラス担当教員 鍼灸学専攻教員 支援センター教員 教務担当教員

[保健学科 理学療法学専攻] 場所：附属東西医学統合医療センター2階 臨床医学実習室

時間	所要時間	題目	講師等
9:00～12:00 (適宜 休憩)	180分	理学療法学専攻教員紹介 新入生自己紹介 理学療法学専攻で学ぶ目標と教育方針 科目履修についての説明と学生生活についての質疑 理学療法学専攻関連教室・研究室案内	専攻長 クラス担当教員 副クラス担当教員 理学療法学専攻教員 支援センター教員 教務担当教員

[情報システム学科] 場所：校舎棟4階 411講義室

時間	所要時間	題目	講師等
9:00～12:00 (適宜 休憩)	180分	情報システム学科の教育目標 情報システム学科教員・技術職員の自己紹介 新入生自己紹介 科目履修についての説明 情報システム学科関連教室・研究室案内	学科長 クラス担当教員 副クラス担当教員 情報システム学科教員 支援センター教員 教務担当教員 技術職員

--	--	--	--

○図書館オリエンテーション

日時 4月7日(月) 14時40分～

場所 図書館

時間	所要時間	題目	講師等
14:40～15:10	30分	(図書館にて学科・専攻別に実施) 情報システム学科	視覚障害系支援課 図書係
15:10～15:40	30分	保健学科・理学療法学専攻	
15:40～16:10	30分	保健学科・鍼灸学専攻	
(時間と順序は都合により変更することもある)			

(視覚障害系支援課作成)

大学院では、新入学生オリエンテーションを実施している。(資料7-2-①-C, D, E)

資料7-2-①-C 平成26年度大学院技術科学研究科産業技術学専攻オリエンテーション

平成26年度 大学院技術科学研究科 産業技術学専攻オリエンテーション

1 日時 平成25年4月7日(月) 10:00～

2 場所 附属図書館セミナー室

3 次第

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 技術科学研究科長挨拶 | 研究科長 |
| (2) 産業技術学専攻長挨拶 | 専攻長 |
| 関係教員の紹介 | 専攻長 |
| 教育課程編成, 研究テーマ, 特別実習(インターンシップ) など | |
| (3) 履修申請等について | 教務係 |
| (4) 学生生活について(授業料免除等事務手続き含む) | 学生係 |
| (5) 質疑応答 | |

《参考》新入生は、当日9:40～10:00に行われる学部「修学基礎A」の「情報セキュリティーセミナー」を聴講します。

資料7-2-①-D 平成26年度大学院技術科学研究科保健科学専攻オリエンテーション

平成26年度大学院技術科学研究科 保健科学専攻オリエンテーション

■オリエンテーション1日目

日時: 平成26年4月4日(金) 14時30分～

場所: 136会議室

次 第： 司会 鍼灸学コース長

【専攻共通ガイダンス】 14時30分～15時30分

- 1 研究科長挨拶 研究科長 (5分)
- 2 専攻長挨拶 専攻長 (5分)
- 3 専攻長, コース長, 指導教員の紹介 専攻長 (15分)
- 4 学生自己紹介 学生 (10分)
- 5 カリキュラムと履修申請等手続きについて 教務係 (5分)
- 6 学生生活について (授業料免除等事務手続含む) 学生係 (5分)
- 7 保健管理センターについて 保健管理センター (10分)
- 8 支援室案内 学生係 (5分)

【共通施設ガイダンス】 15時40分～16時20分

- 9 附属図書館の利用について(附属図書館に移動) 図書係長 (20分)
- 10 その他関係施設の案内 (コース毎) 指導教員 (20分)

【コースガイダンス】 16時20分～

- 11 コースガイダンス 指導教員
(履修計画・研究テーマ・特別研究について)

■オリエンテーション2日目, 3日目 (任意)

日 時: 平成26年4月7日 (月), 8日 (火)

※コース毎に, 学部オリエンテーション参加または, 指導教員との個別面談指導

本学以外の大学出身者は, 学部オリエンテーション〔4月7日 (月) 10時50分から: 大学会館講堂〕の「学生生活について 学則・学生規程等, 障害者高等教育研究支援センターについて」等関係事項を聴講してください。

資料7-2-①-E 平成26年度大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻オリエンテーション

平成26年度 大学院技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻オリエンテーション

1 日 時 平成26年4月4日 (金) 18:30～

2 場 所 学生支援棟S201室

3 次 第

- (1) 研究科長挨拶 副学長
- (2) 専攻長挨拶 専攻長
- (3) 教職員紹介 専攻長
- (4) 教育課程編成について 専攻長
- (5) 履修申請等について 教務係
- (6) 学生生活 (授業料免除等) について 学生係
- (7) 施設等ガイダンス 学生係
- (8) 質疑応答

資料7-2-①-F 修学基礎A(シラバス)

- ・産業技術学部
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/kyomu1/syllabus/syllabus2014/pdf/a/aa/aa011.pdf>)
- ・保健科学部
(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/hs/hs_syllabus_h26/ac_freshman/cultural/lh100.html)

- ・別添資料7-2-①-1 新入生オリエンテーション配付資料一覧(平成26年度)
- ・別添資料7-2-①-2 履修に係るコース選定取扱要項(産業技術学部)
- ・別添資料7-2-①-3 クラスに関する要項(産業技術学部, 保健科学部)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

障害者高等教育研究支援センターを中心に、個々の学生の障害の程度や障害の残存能力などを把握するための調査を行い、クラス担当教員等に連絡することにより、障害の状況を的確に把握し指導に活かせるよう努めている(別添資料7-2-②-1)。

すべての授業担当教員は、オフィスアワーを設定し、授業内容に関する質問や生活全般にわたる相談及び指導などの幅広い対応を行っている(資料7-2-②-A)。

また、本学の教員は、聴覚障害教育や視覚障害教育の経験が豊富な教員が配置されているため、障害から起因する学習や生活相談に対し、個別相談などのきめ細かな指導を行っている。

資料7-2-②-A 各組織の取組内容

組織名	主な学習相談、助言、支援内容
障害者高等教育研究支援センター	<p>[聴覚障害系]</p> <p>1年次の学生は教養教育系科目の履修が多いため、産業技術学部のクラス担当教員は障害者高等教育研究支援センター教員が務めている。成績不振に関する相談や人間関係に関する相談が多く、学習面の相談には授業担当者と連携して対応する他、人間関係や心理面の問題を抱えている学生とは細かく面談を行い解決に努めている。意欲的な学生への対応として、英検に加えて新たにTOEIC IPテストの実施とTOEIC対策講座、留学希望者に対する英語講座を実施した。</p> <p>[視覚障害系]</p> <p>1年次生の副担任として、学科と連携して学習指導及び生活指導に当たっている。具体的には学科・専攻の</p>

	<p>定例会議に出席し、学生の学習状況や生活状況に関する情報提供及び情報交換を行っている。ここで得た情報はセンターの定例会議でも報告し、センター教員と学部教員が学部運営や学生状況についての情報を共有できるように配慮している。また、突発的な学生の病気や事故の際には、病院への付添などの業務も学科担任との共同体制の中で協力している。学生への学習助言では基礎学力と視覚補償に関する相談及びパソコン等情報保障機器に関する相談全般にオフィスアワーやセンター教員が学部教員と共同で担当している6時限のパソコン相談アワーを中心に対応している。</p>
技術科学研究科	<p>マンツーマン体制で研究指導等を行っている。そのため、学生個々の状況や能力を十分に把握することができる。研究室で情報伝達ができないケース（インターンシップ中、長期休業中等）でも、学生用メールBOX、E-mailの活用等で指導教員と大学院生の連絡は密に行われている。</p>

(聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課作成)

・別添資料7-2-②-1 コミュニケーションに関する調査

また、本学は、聴覚・視覚障害者のための大学であるため、全学が一丸となって必要な学習支援を行っている。具体的内容を資料7-2-②-Bに示す。また、すべての授業担当教員がオフィスアワーを設け、学生相談等を個別に対応している。

大学院においても、学部と同様の学生支援が行われている。

資料7-2-②-B 各組織の取組状況

組織名	取組状況
障害者高等教育研究支援センター	<p>聴覚障害学生には、新任教員・非常勤講師等が担当する講義に、講師が発話した内容をリアルタイムで字幕として提示する本学が開発した様々なシステムを用い、情報保障を実施している。音声認識を用いたシステムとしては、非常勤講師が担当している講義で10回(15時間)、遠隔パソコン要約筆記システムは、「システム工学特別講義」等で42回(63時間)、遠隔速記入力システムでは、「経済学」「材料学」等で30回(45時間)、モバイル型遠隔情報保障システムは、12時間で、総計135時間の情報保障を実施している。</p> <p>学生が閲覧できる字幕入りビデオ教材については、図書館配架用4本(219分)、学部等教員依頼1本(50分)、計5本(269分)を作成している。</p> <p>また、聴覚障害学生に対しては、日常的に聴覚管理や補聴相談を実施して、最適な聞こえの状況を補償、スピーチに関する指導や手話等のコミュニケーション支援を日常的に実施している。特に、手話に関しては手話学習室を設け、個別指導が受けられる他、パソコンによる自学システムも用意している。</p> <p>視覚障害学生には、学習資料の点字・音声・触図化・電子データ化・拡大印刷等を、個々の学生からの希望に応じて即時的に実施している。また、視覚障害補償に関しては支援機器室を設け、日常的に学生からの相談に対応し機器貸出しを実施している。</p>
産業技術学部	<p>基礎学力不足の学生に対して、チューターによる補習の実施や個別指導を行うとともに、専門の各コースにおいても学力向上のためコース独自の補習を実施している。</p>
保健科学部	<p>教材のデジタル化、点字教材の準備、墨字教材の文字ポイントの用意、拡大読書器の準備、パソコン画面の音声化や拡大・白黒反転できるパソコンソフトの導入等必要に応じて行っている。解剖は触知用教材を準備して、全盲の学生に対応している。基礎学力不足の学生に対しては、補習を実施したり個別指導を行ったりしている。</p> <p>附属図書館では、録音・点字図書を増強に努めている。図書館内すべてのパソコンでは画面に表示された情報の音声化や拡大、白黒反転ができるようになっている。</p> <p>教務・学生関係の案内は、拡大文字、点字、拡大読書器及び音声ソフトによるパソコン掲示板を用意し、</p>

	すべての学生が閲覧できるようにしている。また、体育館の壁面にクッション板を設置し、壁に衝突した際の緩和措置等、視覚障害者にとって危険のないよう工夫している。
--	--

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学生の部活動は、主に授業終了後の17時50分以降及び水曜の午後、休日、休業日に行われており、教室や体育館等の施設は届出により使用させている。(資料7-2-④-A)。

各部(資料7-2-④-B)は、年度ごとの設立・更新願により、大学が正式に承認し、顧問教員が指導・助言を行っている。また、部活動における消耗品等の購入費を支援、学園祭等への消耗品等の補助や、学外活動を支援するため、教員が引率する場合の引率旅費を予算措置するなどの支援も行っている。(別添資料7-2-④-1)。

資料7-2-④-A 課外活動のための施設使用心得(平成17年11月11日学生委員会)(抜粋)

この心得は、本学の教室その他の教育施設(以下「教室等」という。)の課外活動のための使用に関し、必要な事項を定める。
(定義)

1 この心得の「教室等」は、次のものをいう。

- (1) 校舎棟の講義室
- (2) 体育施設
- (3) 集会室等の課外活動施設
- (4) コミュニケーションホール
(使用時間等)

2 教室等を使用できる時間は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 平日は、17時から21時まで
 (2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、9時から21時まで
 (3) 教室等を使用しようとする者は、「国立大学法人筑波技術大学学生規程」(平成17年規程第77号)に定める集会(催)願又は課外施設使用願(別記様式)により願い出るものとする。

(転貸の禁止)

3 教室等の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、許可のあった教室等を第三者に転貸することはできない。

資料7-2-④-B 課外活動団体一覧(平成26年度)

キャンパス	文科系・芸術系	体育系
天久保	A to Z 文化研究会, SOUL IMPRESSION (ストリートダンスサークル), DEAF NOTE	サッカー部, N.T.U.T バレーボール部, 硬式軟式テニスサークル, 卓球部, FUTSAL, BADMINTOX (バドミントン部), 野球部, バスケットボール部, 水泳同好会
春日	あんま どうー, つくばケーシーズ (理学療法研究会), W, O, W (Widen Our World), よさこい! YAPPE隊, 囲碁・将棋部, 応用手技療法サークル, 美術・イラスト部, 筑波技術大学ラジオ サークル, バンドサークル, スポーツ交流サークル, GTO	フロアーバレーサークル, 陸上部, ロービジョンフットサルサークル, 柔道部, ブラインドサッカーサークル, Unlimited, グランドソフトボール(盲人野球)サークル, STTサークル, ブラインドテニス, ゴールボールサークル, SULT Swimming Unlimited Team

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

・別添資料7-2-④-1 課外活動団体への支援実績一覧

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の特性である少人数教育は、生活支援等にも活かされている。クラス担当教員による、学生全員への面談を適宜実施するとともに、学生のニーズや健康状態等を適切に把握できる体制をとっている(前掲別添資料7-2-①-3)。

また、進路相談については、学科・専攻ごとに就職担当教員を配置するなど、それぞれ個別・集団指導に当たるとともに、就職委員会及びキャリア発達支援学長特命プロジェクト委員会を中心に、就職ガイダンスや講演会を開催するなど、社会の動向を見据えて、学生の就職活動を多方面から支援するとともに、社会的・職業的自立

を培う取組を行っている(資料7-2-⑤-A)。

保健管理センターにおいては、定期健康診断の実施及び健康指導のほか、講演会や説明会の開催、抗体検査や予防ワクチン接種を実施するとともに、近隣の総合病院との連携、学科長、クラス担当教員と保護者との情報交換など、きめの細かい対応を行っている(資料7-2-⑤-B, C)。また、非常勤の眼科医、耳鼻科医、カウンセラーによる相談・助言体制を整備している。

毎年、年度当初に、学生に係る人権問題等に対応するため、保健管理センター長、寄宿舍主任、各学科・専攻及び障害者高等教育支援センターの教員、看護師で構成する苦情相談窓口相談員を学生に周知し、各種ハラスメントに適切な対応ができるように配慮している(資料7-2-⑤-D, 別添資料7-2-⑤-1)。

資料7-2-⑤-A 就職ガイダンス実施状況(平成26年度)

【産業技術学部】

	実施日	内容等	講師等
第1回	H26.5.28	就職活動の流れ, 他	聴覚障害系就職委員会委員長 石原
第2回	H26.6.4	就職活動における身だしなみと着こなし	青山商事(株) つくば研究学園店長
第3回	H26.6.11	会話・メールのマナー	就職支援員 青山
第4回	H26.7.9	S P I 模擬試験	聴覚障害系就職委員会委員長 石原
第5回	H26.9.26	ビューティー講座	(株)資生堂社員 2名
第6回	H26.10.8	公務員試験対策講座	TAC津田沼校 公務員講座副担任
第7回	H26.12.18	就職講演会	元NEC 久松氏
第8回	H27.1.13-23	WEBテスト対策模試	
第9回	H27.1.15	S P I 模擬試験(2回目)	聴覚障害系就職委員会委員 新井
第10回	H27.1.22	模擬面接(1回目)	スリーメソップ代表 汐見氏
第11回	H27.3.13	就活対策集中講座	スリーメソップ代表 汐見氏
第12回	H27.3.18	模擬面接(2回目)	スリーメソップ代表 汐見氏

【保健科学部】

	実施日	内容等	講師等
第1回	H27.1.11	就職のための模擬面接会	人財・キャリアマネジメント研究所 所長 法政大学大学院政策創造研究科 教授
第2回	H27.2.12	講演会「理学療法士への道」	いちほら病院 理学療法士
第3回	H27.2.13	就職提出書類の重要性に係る学生指導及び第2回模擬面接講習会	清水コンサルタント 代表
第4回	H27.2.18	講演会「先輩からのメッセージ-理療科教員として思うこと」	筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料7-2-⑤-B 講習会等実施状況(平成26年度)

実施日	講習会等名	実施場所	参加人数
H26.7.14	「健康と栄養」に係わる講演会	春日キャンパス	40人
H26.7.16	「消費者問題～マルチ商法を中心に～」	天久保キャンパス	80人

H26. 9. 30	模擬店実施に係る食中毒に関する説明会	春日キャンパス	50人
H27. 1. 14	「おとなの薬物乱用防止教室」	天久保キャンパス	50人

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

資料7-2-⑤-C 保健管理センター利用者数 (平成26年度)

区分	聴覚障害系	視覚障害系	合計
学生	470	720	1190
教職員	112	177	289
計	582	897	1479

(出典: 筑波技術大学基本データ集)

資料7-2-⑤-D 学生に係る人権問題等に対応するための苦情相談窓口の取扱いについて (平成17年11月11日学生委員会) (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>1 学生に係る人権問題等 (以下「不快言動等」という。) の対応に関し, 必要な項目を次のとおり定め, 学生からの苦情の申出及び相談を受ける窓口 (以下「苦情相談窓口」という。) を学生委員会のもとに設置し, 学生が快適に就学できる環境を維持させることに努める。</p> <p>(苦情相談窓口)</p> <p>2 苦情相談窓口は, 直接の窓口となる次の相談員をもって組織する。</p> <p>(相談員)</p> <p>3 相談員は, 次に掲げる者をもって充て, 年度始めに学生に周知する。</p> <p>(1) 学生委員会委員長が指名する者 若干名</p> <p>(2) 寄宿舎主任</p> <p>(3) 保健管理センター教員及び看護師</p> <p>(4) 上記の者の他, 必要に応じてクラス担当教員等を相談員とすることが出来る。</p> <p>(相談員の対応)</p> <p>4 相談員は, 次に掲げる対応を行うものとする。</p> <p>(1) 相談員は, 複数の人数で苦情相談に対応すること。</p> <p>(2) 相談員は, 不快言動等の対応に当たっては, 相談員のプライバシーを保護し, 個人の秘密を厳守して事実関係の確認及び当事者に対して指導・助言等を行うこと。</p> <p>(3) 苦情相談窓口で解決できない不快言動等については, 相談者の同意を得て, 産業技術学部にあつては産業技術学部寄宿舎学生生活委員会, 保健科学部にあつては学生委員会の保健科学部の委員 (以下「委員会等」という。) に問題解決の依頼を行うこと。</p> <p>(4) 委員会等において, 学生委員会で解決することが望ましいとしたものについては, 学生委員会へ依頼すること。</p>
--

・別添資料7-2-⑤-1 人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が認識すべき事項について

また, 聴覚障害及び視覚障害に対する支援については, 本学の特性を活かし, 適宜適切な対応が取られている。障害者高等教育研究支援センターでは, 聴覚障害学生に対して, 視覚情報として様々な情報を提供しているだけでなく, 聴覚管理の相談, 補聴器活用の支援及び手話・コミュニケーション指導なども行っている。また, 重複障害に対する支援を必要とする学生については, 入学前から聞き取り調査を行い必要な支援や手配を行っている。産業技術学部においては, 「学生に対する特別支援委員会」を開催し, 聴覚障害以外の障害を持った学生に対

する情報収集と可能な限りの対応を行った。また、年度末に開催した会議では、次年度に入学してくる学生の中で、聴覚障害以外の障害を持つ学生の情報を保健管理センター医師から報告してもらい、クラス担当教員、AA 教員、財務課施設係等と学習支援、生活支援について速やかに検討を行った（別添資料7-2-⑤-2）。

また、障害者高等教育研究支援センターでは、視覚障害学生に対して、点字、拡大文字や白黒反転可能なディスプレイにより情報提供を行うとともに、音声による情報の提供も行っている。入学時のオリエンテーションには、環境適応指導（ファミリアリゼーション）を行い、また、視力低下が進行している学生に対しては、点字指導、歩行訓練、個々の視覚障害特性に合わせた補償機器の選択の指導などを行っている。学内の設備は、誘導ブロック、誘導チャイム、点字サイン、光る点字ブロック、弱視者用照明等を順次整備している。また、バリアフリー委員会では、障害に特化した専門的事項について検討を行っている（別添資料7-2-⑤-3）。さらに、視覚障害以外の疾患がある重複障害学生については、保健管理センターが中心となり、障害に応じた様々な支援を行っている。

留学生支援については、協定校対象の短期受入プログラムにより受け入れた留学生に対して、チューターによるノートテイクや日本語補講などの支援を行った（別添資料7-2-⑤-4）。

- ・別添資料7-2-⑤-2 平成26年度産業技術学部学生に対する特別支援委員会議事次第
- ・別添資料7-2-⑤-3 平成26年度保健科学部バリアフリー委員会議事次第
- ・別添資料7-2-⑤-4 平成26年度留学生センター設置準備室会議議事次第

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

経済面の援助としては、授業料の免除、(独)日本学生支援機構等の奨学金貸与があり、大学説明会、新入生オリエンテーション及び掲示等で説明・情報提供している。

授業料免除制度は、経済的理由による授業料免除、私費外国人留学生への授業料免除、社会人への授業料免除、成績優秀者及び学長表彰者に対する授業料免除を設けている（資料7-2-⑥-A, B）。

経済的理由による授業料免除、私費外国人留学生および社会人への授業料免除は、毎年前期(4月)と後期(10月)にそれぞれ免除を実施している。

成績優秀者に対する授業料免除では、成績が特に優秀な者に半期ごとに全額の授業料を免除していたが、大学院については平成22年度入学者から、学部については平成23年度入学者から、成績優秀な者を把握するため、直近の成績に基づき半期ごとに授業料を半額免除する制度に改正した。また、平成25年度から社会人として入学した者・私費留学生に対する授業料を各期ごとに半額免除する制度を制定した。

各種奨学金の案内は、先方からの案内を掲示するだけでなく、視覚障害学生に対し、拡大文字版及び点字版など、必要に応じて学生に分かりやすい掲示内容とするなどの工夫をし、周知している。

学生寄宿舎は、天久保、春日の両キャンパスに設置し運営している。その入居状況は資料7-2-⑥-Cのとおりである。

資料7-2-⑥-A 授業料免除学生数と奨学生数（平成26年度）

事項		学部名等	産業技術学部		保健科学部		技術科学研究科	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業料免除	経済的理由	全額	26	29	19	23	0	0
		半額	36	29	38	36	3	3
	被災	全額	0		2	2	0	
	留学生	半額	0		0	0	0	
	成績優秀者	全額	0		0		0	
		半額	41	40	23	23	8	8
	社会人入学者	半額	1	1	15	16	0	
表彰	全額	0	0	0	0	0	0	
奨学生数	日本学生支援機構第一種		24		19		0	
	日本学生支援機構第二種		32		22		0	
	東京海上各務記念財団		3		3		0	
	茨城県奨学生		1		1		0	
	平和中島財団		0		0		1	
	友末洋治記念奨学基金		0		0		0	
	三菱商事復興支援財団奨学金		0		2		0	
	横浜市障害者奨学金		2		1		0	
	札幌市奨学生		1		0		0	
	鹿児島育英財団		0		0		0	
	ヤマト福祉財団		0		1		0	
	大分県奨学生		0		1		0	
	富山市奨学生		0		1		0	
あしなが育英会		0		0		0		
学生数(母数)		214		138		17		

(聴覚障害系支援課，視覚障害系支援課作成)

資料7-2-⑥-B 授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程，入学料の免除及び徴収猶予取扱規程

- ・ 国立大学法人筑波技術大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/gakusei/09-03.pdf>)
- ・ 国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/gakusei/09-02.pdf>)

資料7-2-⑥-C 学生寄宿舍の入居状況

【天久保寄宿舍】

区分	平成26年度
在学生数(A)	222人
全居室数(B)	190室
入居者数(C)	171人
入居率(C/B)	90.0%

【春日寄宿舍】

区分	平成26年度
在学生数(A)	147人
全居室数(B)	157室
入居者数(C)	117人
入居率(C/B)	74.5%

(聴覚障害系支援課, 視覚障害系支援課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり, 学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設・設備のバリアフリー化を進め, 学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。
- 天久保キャンパス(聴覚障害関係)における障害に対する支援(聴覚管理及び補聴相談, 手話・コミュニケーション指導など), 春日キャンパス(視覚障害関係)における障害に対する支援(ファミリーゼーション, 歩行訓練, 点字指導, 個々の視覚障害特性に合わせた補償機器の選択の指導など)が非常に充実している。
- 聴覚障害および他の障害や重複障害に起因する学習や生活相談に対し, 「学生に対する特別支援委員会」を設けて保健管理センター, クラス担任, AA担当, 聴覚障害系支援課等の教職員が一体となったきめ細かな指導を学生, 父兄に対して行っている。
- 附属図書館では, 大学の基本方針に則り, 各キャンパスの障害の特性にあわせた設備整備がされており, 聴覚障害学生に対しては, 視覚による情報伝達等を基本とし, 視覚障害学生に対しては, 聴覚による情報伝達を基本として, 非常時の安全にも配慮した安心して学修できる場所になっている。また学修資料は, 教員との連携により, 授業関連や障害に関する図書・雑誌・電子資料等を収集し, 障害にあわせた方法での提供を行い, 学修や研究の支援を実施している。
- 聴覚に障害のある教職員及び学生の情報保障を円滑かつ効果的に行うため, 手話通訳者を常勤職員として配置している。

【改善を要する点】

- 自主的学習環境について, 天久保キャンパスにおいては, 障害を持つ学生の安全対策上, 図書室, 演習室などの使用時間が夜の9時までと制限されているが, 更なる利便性の向上を図るための検討が必要である。さらに附属図書館では, ラーニングコモンズやティーチングアシスタントの設置の検討が必要である。

基準8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

産業技術学部では、個々の授業においては、少人数クラス編成の中、授業担当教員が常に履修学生の修学状況ならびに理解度などをチェックすることで、授業方法や授業内容などの適切さなどを検討、学生に対してもクラス担当教員等と連携・協力しながら個別に指導を行うことで各学生の学習成果の向上を図っている。また学科や専門領域ごとに適宜教員間の意見交換を行うなど、各授業やカリキュラムに関する課題などを検討し、聴覚障害系教務委員会において、学部・学科での現行カリキュラムの総括と次期カリキュラムの検討を行うなど教育の質の保証・改善に努めている。

平成25年度からは、各教員が数名の学生を担当し修学状況などを指導するAA教員（アカデミック・アドバイザー教員）制度や学習達成度の自己点検・評価のためのポートフォリオを導入している。

【分析結果とその根拠理由】

観点到係る状況のとおり、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学期末ごとに「学生による授業評価」をアンケート形式で行っており、集計結果は、担当教員にフィードバックし、シラバスの記載内容を充実させるなど、授業改善の資料として活用している（前掲資料6-1-②-A～C）。また、授業評価結果は、教育活動に関する点検評価委員会において分析し、教員会議で実施状況を報告するとともに、産業技術学部にあつては学内専用ウェブサイトに掲載している（前掲別添資料6-1-②-1）。その他、教員相互の授業参観で収集した授業内容や進め方等の意見は、教育の質の向上や改善に向けた資料としている（別添資料8-1-②-1）。

・別添資料8-1-②-1 教員相互の授業参観の開催状況

【分析結果とその根拠理由】

観点到係る状況のとおり、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部では、聴覚特別支援学校関係者ならびに就職先関係者と意見交換を行っている。聴覚支援学校関係者との意見交換は、年間10～20校の学校を訪問、本学への要望などの意見を聴取し、その結果を教員会議に報告するなど教育の質の向上・改善への取組に活かしている。就職先関係者との意見交換は、毎年本学で行われる企業向け大学説明会で行っている（別添資料8-1-③-1）。また、卒業生の就職先企業を訪問するなど本学への要望などの意見を収集し、教育課程を考える上で活かしている。さらに、各地で行われる大学説明会などでも聴覚特別支援学校教員や保護者の意見を聴取している

保健科学部では、教育や学生生活などに関して、視覚特別支援学校の教職員の意見を聞いて、教育の質の向上や改善に努めている。また、学外見学者の訪問を積極的に受入れ、本学の教育内容や取組を公開している。就職先関係者と話し合い、本学への要望や意見を収集し、その要望等を必要に応じ、教育内容やカリキュラム編成に活かしている。本学を訪問できない視覚特別支援学校の教職員や保護者等に対しては、各地で行われる大学説明会において直接意見を聞き、その意見を必要に応じ、教育への取組や改善に活かしている。

・別添資料8-1-③-1 企業向け大学説明会実施要領

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成19年度からFD・SD企画室（資料8-2-①-A）を設け、特命学長補佐を室長（平成23年度までは副学長が室長）とする室員会議において、全学のFD・SD企画を立案し、全学のFD講演会・FD研修会及びSD研修会等を実施している。

全学的なFD講演会・FD研修会については、毎年おおむね年3回実施しているが、授業内容・方法を改善し向上させるためだけにとどまらず、現在、大学が抱えている課題について、教職員の大学教育・課題全般への知見を深めることを目的としてタイムリーに実施しているところに特長がある（資料8-2-①-B）。

また、その他のFD・SD企画室の活動として、平成24年6月から26年3月までの約2年間、学内のグループウェアに教職員によるリレーエッセイを掲載した。これは、各教職員が授業改善に関する考え方や体験を学内のグループウェア上で披露し合い、学内の議論を活発化させることをねらいとしたものである。平成26年10月には、本学の教職員の執筆による「授業改善ハンドブック」を刊行（5年前のハンドブックを改訂）した。このハンドブックは、障害学生への授業方法や教材・障害補償機器の知識、あるいは事務業務における対応方法などを

記載したものであり、全教職員に配布し教育能力の一層の向上を図っている。

学外との連携としては、加盟しているFDネットワーク“つばさ”のFD協議会に教員を出席させるとともに、他大学のFD関連のシンポジウム及びFD研修会等に積極的に参加させている。さらに、大学全体として、FD・SD企画室としての活動以外にも、学部等において、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等を実施し、その結果を授業改善の資料として役立てている。

新任教員に対しては研修等を実施し、障害者のための教育方法に関する本学独自の知見の継承及び共有を図っている（資料8-2-①-C, D）。

資料8-2-①-A 国立大学法人筑波技術大学FD・SD企画室規程（抜粋）

(趣旨)	
第1条	この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条第1項の規定に基づき、FD・SD企画室（以下「企画室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
(企画検討事項)	
第2条	企画室において、次に掲げる事項を企画検討する。
(1)	全学のFD(Faculty Development:教育改善のための教員研修)・SD(Staff Development:事務系職員の資質向上のための研修)の企画立案及び実施に関する事項
(2)	FD・SDの在り方に関する事項
(3)	その他本学におけるFD・SDに関する事項
(組織)	
第3条	企画室に室員を置き、次に掲げる者で組織する。
(1)	産業技術学部から推薦された者 2人
(2)	保健科学部から推薦された者 2人
(3)	障害者高等教育研究支援センターから推薦された者 2人
(4)	事務局から推薦された者 2人
(5)	その他学長が指名する者 若干人
2	前項に規定する室員のほか、学外の有識者・専門家をアドバイザーとして委嘱することができる。

資料8-2-①-B FD講演会・FD研修会開催状況

年度	回数 実施日	演題（講師）	参加教職員数 (人)
平成 20 年 度	第1回 20. 7. 30	金沢工業大学の教育改革について (金沢工業大学工学部教授(教務部長) 佐藤 恵一 氏)	66
	第2回 20. 9. 30	授業の課題に対応する～個別支援型FD(授業改善クリニック) (山形大学高等教育研究企画センター講師 杉原 真晃 氏)	41
	第3回 20.12. 24	大規模災害に備えるーそのとき何が起きどう対処すべきかー (長岡技術科学大学准教授 上村 靖司 氏)	44
	第4回 21. 3. 24	忍び寄る魔の手 乱用薬物ー大麻・覚醒剤を中心にー 事例紹介:日本大学薬学部における聴覚障害学生への情報保障 (日本大学薬学部教授 伊藤 芳久 氏)	45
平成	第1回 21. 7. 31	教職課程の意義と仕組み (文教大学 情報学部 教授 柳生 和男 氏)	35

21 年 度	第2回 21. 11. 13	授業評価を授業改善に活かす (立命館大学教育開発推進機構・教育開発支援センター長 安岡 高志 氏)	52
	第3回 22. 3. 5	大学を巡るコンプライアンス・危機管理～どうなる？ どうする？～ (TMI 総合法律事務所 弁護士 行方國雄 氏, 竹内信紀 氏)	56
平 成 22 年 度	第1回 22. 5. 12	大学機関別認証評価について (大学評価・学位授与機構 教授 荻上 紘一 氏)	67
	第2回 22. 10. 22	大学・大学院教育改革とFD活動に関する最近の動向について (筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授 宮本 定明 氏)	46
	第3回 23. 3. 10	大学機関別認証評価について (II) (大学評価・学位授与機構 教授 荻上 紘一 氏)	47
平 成 23 年 度	第1回 24. 2. 9	留学生を受け入れるということー教職員・学生の視点から考えるー (大阪大学国際教育交流センター 教授 有川 友子 氏)	40
平 成 24 年 度	第1回 24. 8. 8	フレッシュマンセミナーと初年次教育	41
	第2回 24. 9. 28	中期目標・中期計画の課題ー大学改革実行プランを踏まえー	43
	第3回 24. 12. 5	大学改革 私がやったこと・やりたかったことー筑波技術大学への期待ー (筑波技術大学理事 谷川 彰英)	54
	第4回 25. 2. 21	若い力がもの申す!	23
平 成 25 年 度	第1回 25. 8. 27	ポートフォリオによる学生指導	26
	第2回 25. 12. 4	出産・育児と教育研究 (筑波大学ダイバーシティ推進室室長 庄司 一子 氏 同副室長 幅崎 麻紀子 氏)	13
	第3回 26. 1. 31	若い力がもの申す!	21
	第4回 26. 2. 21	大学における合理的配慮と“差別解消法” (全国障害学生支援センター代表 殿岡 翼 氏)	35
平 成 26 年 度	第1回 26. 6. 4	学内における情報保障の現状と課題	75
	第2回 27. 2. 17	大学における発達障害学生の支援体制について 講師：村山光子 (明星大学学生サポートセンター)	27

(聴覚障害系支援課作成)

資料8-2-①-C 筑波技術大学授業改善ハンドブック (平成26年10月)

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/kyomu1/gakuikitei/FD_SD_handbook.pdf

資料8-2-①-D 新規採用教員に対する研修内容

平成21年度			
回	実施日	研修形式・目的	担当
1	21. 4. 2	形式：講義「聴覚障害について」 目的：聴覚障害に関して医学，心理，教育の視点から知識を得る。	障害者高等教育研究支援センター：石原教授
2	21. 4. 3	形式：講義と演習「コミュニケーション手段について」 目的：聴覚障害者が利用するコミュニケーション手段を知り，基礎的技術を習得する。	障害者高等教育研究支援センター：白澤准教授
3	21. 4. 9	形式：実習 模擬授業と授業検討会 授業者 鈴木講師，井上准教授 目的：本学学生を対象に講義を行い，さらには授業反省会で指導法に関する指導を受けることによって聴覚障害者指導法の実際を知る。	障害者高等教育研究支援センター：支援系教員
4	21. 4. 10	形式：実習 模擬授業 授業者 永盛助教，黒木准教授 目的：本学学生を対象に講義を行い，さらには授業反省会で指導法に関する指導を受けることによって聴覚障害者指導法の実際を知る。	障害者高等教育研究支援センター：支援系教員

平成22年度	研修対象者なし
--------	---------

平成23年度			
回	実施日	研修形式・目的	担当
1	23. 4. 5	形式・内容：講義「聴覚障害について」 目的：聴覚障害に関して医学，心理，教育の視点から知識を得る。	障害者高等教育研究支援センター：石原教授
2	23. 4. 11	形式・内容：講義と演習「コミュニケーション手段について」 目的：聴覚障害者が利用するコミュニケーション手段を知り，基礎的技術を習得する。	障害者高等教育研究支援センター：白澤准教授

平成24年度			
回	実施日	研修形式・目的	担当
1	24. 4. 10	形式・内容：講義「聴覚障害について」 目的：聴覚障害に関して医学，心理，教育の視点から知識を得る。	障害者高等教育研究支援センター：石原教授
		形式・内容：講義と演習「コミュニケーション手段について」 目的：聴覚障害者が利用するコミュニケーション手段を知り，基礎的技術を習得する。	障害者高等教育研究支援センター：長南准教授

平成25年度			
回	実施日	研修形式・目的	担当
1	25. 4. 10	形式・内容：講義「聴覚障害について」 目的：聴覚障害に関して医学，心理，教育の視点から知識を得る。	障害者高等教育研究支援センター：石原教授
		形式・内容：「聴覚障害学生とのコミュニケーションの実際」 目的：聴覚障害者が利用するコミュニケーション手段を知り，基礎的技術を習得する。	障害者高等教育研究支援センター：長南准教授

平成26年度	研修対象者なし
--------	---------

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、障害のある教員や学生に対する情報保障の観点から、事務系職員、技術職員及び新任教員に対して、手話実技研修及び点字実技研修を実施している。

産業技術学部では、パソコンによる要約筆記入力者の育成のため、月2回の講習会を開催し、本学教員も参加して入力技術の向上を図っている。

保健科学部では、点訳ボランティアグループ6団体の参加を得て、「情報・理数点訳ネットワーク」を構築し、各グループに対し情報・理数点訳に関する講習会及び、参考資料等の制作・配布を実施している（資料8-2-②-A）。また、本学朗読後援会会員を対象とする「朗読ボランティアのための朗読技術向上」を目的とした講習会を実施している

資料8-2-②-A 筑波技術大学情報・理数点訳ネットワーク

<http://www.ntut-braille-net.org/>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 聴覚特別支援学校及び視覚特別支援学校を積極的に訪問し、教員・生徒・保護者らと意見交換を行っている。また、本学で実施する企業向け大学説明会等を通して就職先関係者と意見交換を行っている。これらの意見を収集し、その要望を教員会議等に報告・議論し、教育の質の向上・改善への取組に活かしている。
- 本学教職員の執筆により、障害学生への授業方法や教材・障害補償機器の知識、あるいは事務業務における対応方法などを記載した「授業改善ハンドブック」を刊行し、全教職員に配布し教育能力の一層の向上を図っている。
- 障害者のための教育方法に関する本学独自の知見の継承及び共有を図るために、新任教員に対する研修等を実施している。

【改善を要する点】

- 該当なし

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到に係る状況】

本学の資産は、平成17年10月に4年制大学になった際に短期大学から承継した財産を基礎としており、資料9-1-①-Aに示すように、資産は主に、土地、建物、図書などの有形固定資産により構成され、平成22年度から平成26年度の平均的資産額は約12,515百万円である。

また、負債は平成22年度から平成26年度の平均負債は約1,741百万円であり、主に国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債約887百万円などの固定負債と、実質的な負債となる未払金約396百万円などの流動負債により構成されているが、平成22年度から平成26年度の平均現金預金金額約812百万円を有しており、計画的な支払いを行っている。

資料9-1-①-A 筑波技術大学の財政状態（貸借対照表）

(単位：千円、単位未満四捨五入)

科 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
資産の部	12,812,644	12,708,759	12,567,196	12,337,625	12,149,777
I 固定資産	12,166,172	11,983,829	11,602,586	11,194,025	11,094,493
土地	7,975,000	7,975,000	7,800,000	7,215,000	7,215,000
建物	2,934,270	2,836,271	2,721,184	2,715,719	2,743,844
構築物	259,007	241,739	230,622	220,358	208,022
工具器具備品	559,292	492,115	359,964	454,005	370,920
図書	337,731	343,490	343,808	348,111	352,684
車両運搬具	2,770	1,491	213	1	4,567
建設仮勘定	0	0	26,750	1,859	42,938
特許権仮勘定	423	455	306	306	637
電話加入権	295	295	295	295	295
ソフトウェア	16,533	11,695	8,545	7,822	4,839
投資有価証券	79,935	79,949	109,933	230,357	150,342
長期前払費用	869	1,282	919	145	358
その他	47	47	47	47	47
II 流動資産	646,472	724,930	964,610	1,143,600	1,055,284
現金及び預金	620,644	659,344	939,983	1,088,932	871,109
未収学生納付金収入	1,974	1,692	1,974	846	1,128
未収附属病院収入	9,469	9,210	9,554	10,022	10,895
その他未収入金	3,692	41,379	385	27,860	75,052
有価証券	0	0	0	0	79,990
たな卸資産	861	820	1,006	967	1,124
医薬品及び診療材料	3,132	4,045	4,362	7,663	7,028
前払費用	3,281	4,935	5,300	5,121	6,793
未収収益	68	112	125	273	248
仮払金	0	1,347	0	0	0
立替金	3,351	2,046	1,921	1,916	1,917
負債の部	1,668,213	1,644,528	1,778,787	1,855,882	1,760,064
I 固定負債	1,038,259	967,403	920,132	1,136,063	1,162,182
資産見返負債	964,251	882,311	822,184	909,975	857,453
長期寄付金債務	0	0	29,970	150,381	150,342
国立大学財務・経営センター債務負担金	9,315	8,238	7,160	6,083	5,005
退職給付引当金	32,808	38,976	42,561	28,833	28,974
長期リース債務	31,885	37,878	18,257	40,791	120,408
II 流動負債	629,954	677,125	858,655	719,819	597,882
運営費交付金債務	113,949	176,751	190,860	163,271	12,106
預かり施設費	0	0	2,090	0	0
預かり補助金等	1,015	1,015	0	0	0
寄附金債務	32,704	31,604	189,348	59,072	60,706
前受委託研究費等	601	299	251	3,277	20,919
前受金	0	1,815	3,474	5,654	12
預り科学研究費補助金等	11,106	18,204	19,590	27,799	29,013
預り金	40,164	35,338	29,933	34,227	34,308
一年以内返済予定国立大学財務・経営センター債務負担金	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
未払金	404,724	373,569	401,408	388,597	411,212
未払費用	210	213	139	163	209
未払消費税等	641	0	863	560	2,479
リース債務	23,763	37,240	19,622	36,122	25,841
資本の部	11,144,431	11,064,231	10,788,408	10,481,743	10,389,710
I 資本金	11,388,702	11,388,702	11,388,702	11,008,702	11,008,702
政府出資金	11,388,702	11,388,702	11,388,702	11,008,702	11,008,702
II 資本剰余金	△ 370,853	△ 481,576	△ 793,796	△ 711,040	△ 803,405
資本剰余金	587,250	625,728	637,963	618,651	674,636
損益外減価償却累計額(一)	△ 904,003	△ 1,053,204	△ 1,202,659	△ 1,329,691	△ 1,478,041
損益外減損損失累計額(一)	△ 54,100	△ 54,100	△ 229,100	0	0
III 利益剰余金(繰越欠損金)	126,582	157,105	193,502	184,081	184,413
前中期目標期間繰越積立金	34,588	34,588	34,588	34,588	34,588
目的積立金	0	91,994	122,517	111,069	142,857
当期末処分利益(又は当期末処理損失)	91,994	30,523	36,397	38,424	6,968
(うち当期末利益又は当期末損失)	91,994	30,523	36,397	38,424	6,968

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、また、債務が過大ではないと判断する。

観点9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の主な経常的収入は、運営費交付金、学生納付金（授業料、入学料及び検定料収入）、附属病院収入であり、平成22年度以降の収入額は、資料9-1-②-Aに示すとおりである。

運営費交付金の総収入に占める収入比率は平成22年度から平成26年度の平均が約78%と収入のほとんどを占めており、本学の教育研究活動を支える上で重要な財源となっている。授業料等の学生納付金の収入比率は6%、附属病院収入の収入比率は3%である。これら以外の経常的収入として、産学連携等研究収入及び寄附金収入等があり、収入比率は5%である。

資料9-1-②-A 筑波技術大学の財政状態（貸借対照表）

区分	(単位:千円、単位未満四捨五入)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収入	3,249,220	3,251,705	3,171,611	4,123,241	3,389,918
運営費交付金	2,827,864 (87%)	2,716,304 (84%)	2,563,936 (81%)	2,495,565 (61%)	2,538,107 (75%)
施設整備費補助金	0	103,748	0	70,570	123,302
補助金等収入	42,380	24,240	1,347	146,651	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	17,000	17,000	17,000	16,800	17,000
自己収入	320,042	374,518	382,202	1,091,699	402,495
授業料、入学料及び検定料収入	151,565 (5%)	226,417 (7%)	220,414 (7%)	223,034 (5%)	222,976 (7%)
附属病院収入	109,776 (3%)	91,729 (3%)	102,957 (3%)	111,199 (3%)	115,884 (3%)
財産処分収入	0	0	0	698,003 (17%)	0
雑収入	58,701	56,372	58,831	59,463	63,635
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	27,292 (1%)	15,895 (1%)	207,126 (7%)	235,383 (6%)	268,088 (8%)
引当金取崩	0	0	0	18,729	0
長期借入金収入	0	0	0	0	0
貸付回収金	0	0	0	0	0
承継剰余金	0	0	0	0	0
旧法人承継積立金	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	14,642	0	0	47,844	40,926
支出	3,005,598	3,026,542	2,740,835	3,304,454	3,168,931
業務費	2,921,091	2,870,068	2,712,236	2,697,358	2,970,201
教育研究経費	2,748,686	2,754,015	2,535,874	2,524,183	2,727,883
診療経費	172,405	116,053	176,362	173,175	242,318
施設整備費	17,000	120,748	14,910	87,370	140,302
船舶建造費	0	0	0	0	0
補助金等	41,365	24,240	1,347	146,651	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	24,696	10,076	10,967	22,734	57,125
貸付金	0	0	0	0	0
長期借入金償還金	1,446	1,410	1,375	1,339	1,303
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0	0	0	349,002	0
収入-支出	243,622	225,163	430,776	818,787	220,987

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定めている（資料9-1-③-A）。中期計画では、平成22年4月から平成28年3月までの6年間の予算、収支計画、資金計画を定めており、各年度の年度計画では、当該年度の予算、収支計画及び資金計画を定めている。

これらの計画は、経営協議会及び役員会等で審議・決定し、本学ウェブサイト上で公開している。

資料9-1-③-A 中期計画及び年度計画

- ・ 国立大学法人筑波技術大学中期目標・中期計画
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/chumokuchukei2.pdf>
- ・ 平成26年度国立大学法人筑波技術大学年度計画
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/nenkei26.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

予算の執行は、年度計画及び予算配分（観点9-1-⑤に係る状況についての記述を参照）に沿っている。また、本学独自の事業を円滑に実施するための財源確保を行う目的で、毎年度、経費節減や効率的な執行により発生した余剰金を基に、文部科学大臣により承認された額を目的積立金として積み立ててきており、執行計画を作成し実施している。これらの取組により、前掲資料9-1-②-Aに示されるように、支出超過にはなっていない。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の大学運営経費の予算編成の基本方針は、毎年度、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定している。

各年度の重点配分事項は、大学改革及び機能強化の推進、並びに大学院の設置に伴う教育研究環境の充実が中

心となっている。また、教育・研究に対する特別な支援策として、外部資金獲得の促進のための「競争的教育研究経費」の予算を確保するとともに、学長のリーダーシップに基づき配分する学長裁量経費の予算を確保し、全学的に配分を行っている（別添資料9-1-⑤-1）。さらに、設備整備についても「設備マスタープラン」に基づき、設備充実のための経費を配分している（別添資料9-1-⑤-2）。

施設整備については、毎年度、各部局から要求書を提出させ、施設環境防災委員会において、緊急性・必要性等を勘案し、必要な予算を配分している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・別添資料9-1-⑤-1 平成26年度教育研究等高度化推進事業募集要項，競争的教育研究プロジェクト事業集計表，教育研究等改革・改善事業採択集計表・別添資料9-1-⑤-2 設備マスタープラン，平成26年度設備整備費配分額表 |
|---|

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学では、財務諸表等を国立大学法人法及び国立大学法人会計基準等に従って作成を行っている（資料9-1-⑥-A）。

財務に係る監査等については、監査室において日常的に会計伝票の監査を行うとともに、監査室による内部監査、監事による監査、会計監査人による監査を実施している。内部監査については、内部監査要項により「年次計画書」を作成し、この計画書に基づき実施している（別添資料9-1-⑥-1，2）。監事監査については、監事監査規則により毎事業年度「監査計画書」を作成し、この計画書に基づき実施している（別添資料9-1-⑥-3，資料9-1-⑥-B）。会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により監査を受けているが、会計監査人からの監査報告書において特段の指摘事項はない（資料9-1-⑥-C）。

また、監事は、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認している。監事による監査報告書において特段の指摘事項はない。

なお、会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書は、財務諸表とともに、ウェブサイトでも公表している。

資料9-1-⑥-A 財務情報（平成26事業年度）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・平成26事業年度財務諸表について
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/kessan/26zaimusyohyou.pdf・平成26事業年度事業報告書
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/kessan/26jigyohoukokusyo.pdf・平成26年度決算報告書
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/kessan/26kessanhoukokusyo.pdf |
|---|

資料9-1-⑥-B 監事監査規則及び監事監査報告書

- ・国立大学法人筑波技術大学監事監査規則
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/zaimukaikei/06-18.pdf>)
- ・平成26年度監事監査報告書
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/kessan/26kannjinoikenn.pdf>)

資料9-1-⑥-C 会計監査人監査報告書

- ・平成26年度会計監査人監査報告書
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/zaimu/kessan/26kaikeikannsaninnnoikenn.pdf>)

- ・別添資料9-1-⑥-1 国立大学法人筑波技術大学内部監査要項
- ・別添資料9-1-⑥-2 内部監査計画書(平成26年度)
- ・別添資料9-1-⑥-3 第10期事業年度監事監査計画書

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

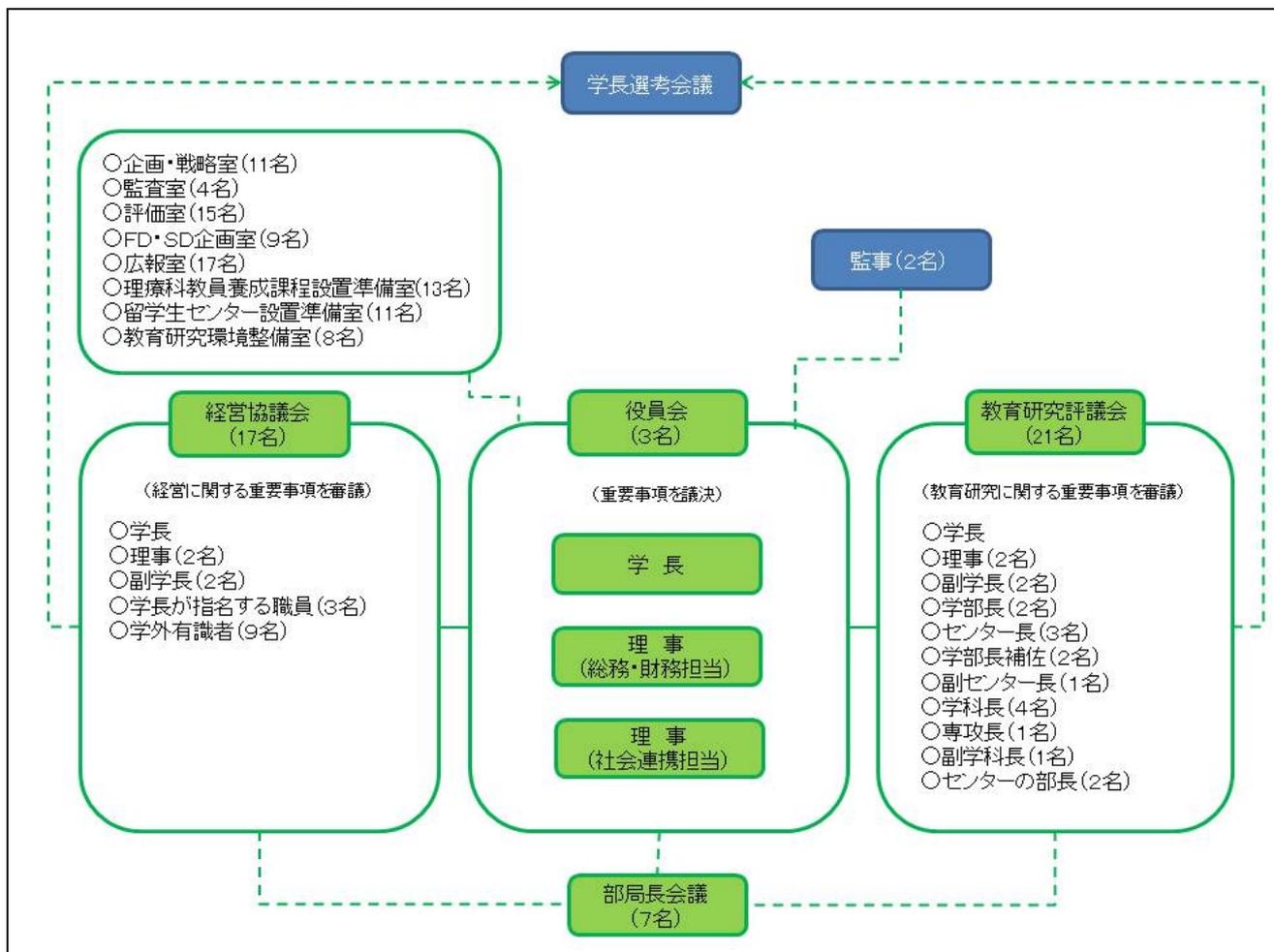
観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営組織としては、「国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営にかかわる重要事項を審議している。また、大学改革、評価等に関する事項を専門的に担当する室を置いている(資料9-2-①-A, B)。

事務組織は、「国立大学法人筑波技術大学事務組織規程」に基づき、事務局長の下に、総務課、財務課、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課の4課を置き、必要な職員を配置している(資料9-2-①-C, D)。また、各室及び各種委員会等には、事務職員を委員として参画させ、教員と事務職員が一体的な管理運営を推進している(資料9-2-①-E)。

資料9-2-①-A 管理運営組織図（平成26年5月1日現在）

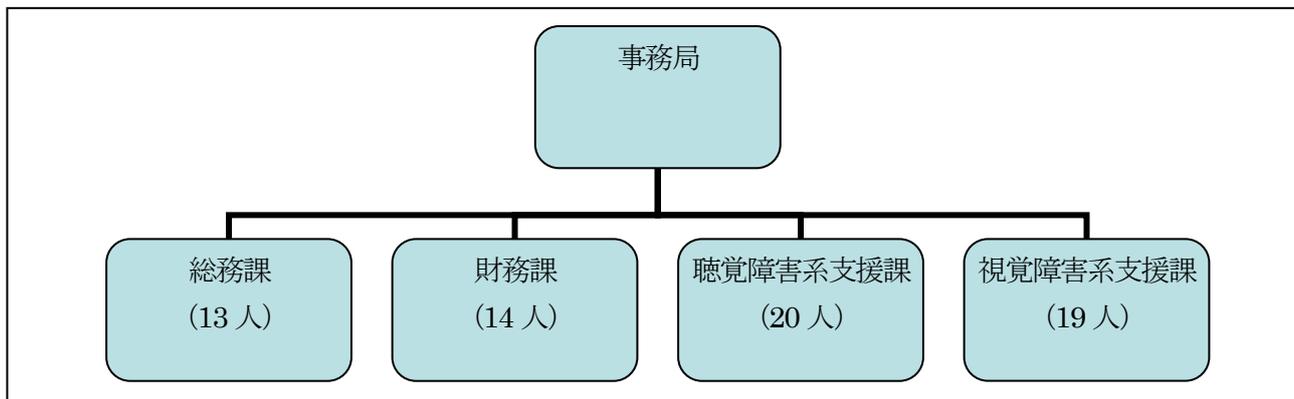


(総務課作成)

資料9-2-①-B 組織及び管理運営に関する規則等

- 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-01.pdf>)
- 国立大学法人筑波技術大学役員会規程
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-03.pdf>)
- 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-11.pdf>)
- 国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-12.pdf>)

資料9-2-①-C 事務組織図 (平成26年5月1日現在)



(総務課作成)

資料9-2-①-D 事務組織規程

- ・国立大学法人筑波技術大学事務組織規程

(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-46.pdf>)

資料9-2-①-E 各室及び各種委員会における事務職員の参画状況 (平成26年5月1日現在) (単位:人)

室・各種委員会名	構成員数 [事務職員数]	室・各種委員会名	構成員数 [事務職員数]
企画・戦略室	11[1]	個人情報管理委員会	7[1]
監査室	4[2]	教職課程委員会	14[2]
評価室	15[4]	学術・社会貢献推進委員会	11[1]
FD・SD企画室	9[2]	国際交流委員会	12[3]
広報室	17[5]	施設環境防災委員会	12[1]
理療科教員養成課程設置準備室	13[5]	人権問題等委員会	8[2]
留学生センター設置準備室	11[3]	安全衛生委員会	12[5]
教育研究環境整備室	8[2]	研究倫理委員会	9[1]
経営戦略会議	8[1]		

(総務課作成)

危機管理等に係る体制については、「国立大学法人筑波技術大学危機管理規則」を制定し、全学的な体制を強化するとともに、危機管理対応マニュアルを整備している (資料9-2-①-F, G)。

資料9-2-①-F 危機管理規則

- ・国立大学法人筑波技術大学危機管理規則

(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-02.pdf>)

このような時は
課外活動中の事故
対外試合の為にA県へレンタカーを利用して遠征していたサークルの部員達は、高速道路走行中に後方を走っていたトラックの前方不注意により追突されたため、乗っていたレンタカーが大破し、サークルの部員に重傷の負傷者が出たと警報から大学に連絡が入った。
(対応マニュアル32頁参照)

このような時は
公共交通機関等による重大事故
通学時間帯に駅前で待合のため停車していた市バスに、暴走したトラックが突っ込んだ。そのため、乗っていた乗客に多数の負傷者が出た。負傷した乗客の中には、本学の学生も多数含まれていたため、警報から大学に連絡が入った。
(対応マニュアル36頁参照)

**学生による危機への対応
(学生が引き起こすケース)**

このような時は
大学祭での食中毒
学生が学園祭で食事をした後入浴し、食中毒らしいとの連絡が入った。
(対応マニュアル40頁参照)

このような時は
学内外での学生による事件・事故
学生が学内外で事件・事故をおこしたとの連絡があった。
(対応マニュアル44,48頁参照)

**教職員による危機への対応
(教職員が巻き込まれるケース)**

このような時は
教職員の事件・事故・災害等
本学の教員Aら5人の研究グループは、鉄道を利用して日帰り大学で開催される学会に2泊3日の日程で出張中であった。用務終了後、鉄道を利用し帰路の途中B県内で大規模な地震

が発生した。教員Aらの乗り合わせた列車も脱線し、教員Aら5人も重軽傷を負い、救急車でD市内の病院に搬送された。搬送先の病院から本学教員Aらが搬送されたとの連絡が大学に入った。
(対応マニュアル52頁参照)

このような時は
単位認定等に関する不正発生の対応
教員Bは職員において自分の管理を購入することを推薦し、着書を購入した学生に対して書写的に単位を認定していた。このことを知った学生が「担当教員が正当な成績評価を行っていない」と大学へ申し立て、更に保護者等からもクレームの電話やメールが届いた。
(対応マニュアル55頁参照)

このような時は
教職員による事件・事故
教員が自分の実験協力者である学生と居酒屋で飲んでいた。教員Cの行っている実験の概観について話をしているうちに、教員Cと学生Dは言い合いを始めた。同席していた学生Eの制止にも関わらず、2人は店の外で殴り合いを始め、教員Cが学生Dを倒したところ、Dは地面に倒れた際に運搬近くにあったブロックを投げつけて意圖を失い、すぐさま救急車で病院に搬送された。教員Cは駆けつけた警察官に連絡された。
(対応マニュアル59頁参照)

このような時は
個人情報漏えい発生時の対応
職員Fが、職務遂行のために在学生の氏名、生年月日を含むデータを記憶媒体に提供してもらった作業場所の会議室に待機したところ、記憶媒体の盗み取りに気づき、途中で落とすたのではないかと懸念したところを探したが見つからなかった。職員Fは、当該記憶媒体の盗み取りに在学生のデータが入った記憶媒体を紛失したことを報告し、その後も記憶媒体を探した。しばらくして、本学学生から、紛失した記憶媒体に入っていた学生の氏名生年月日等の情報がネット上で公開されているとの連絡が、支店課に入った。
(対応マニュアル63頁参照)

危機管理 対応マニュアル

国立大学法人
筑波技術大学

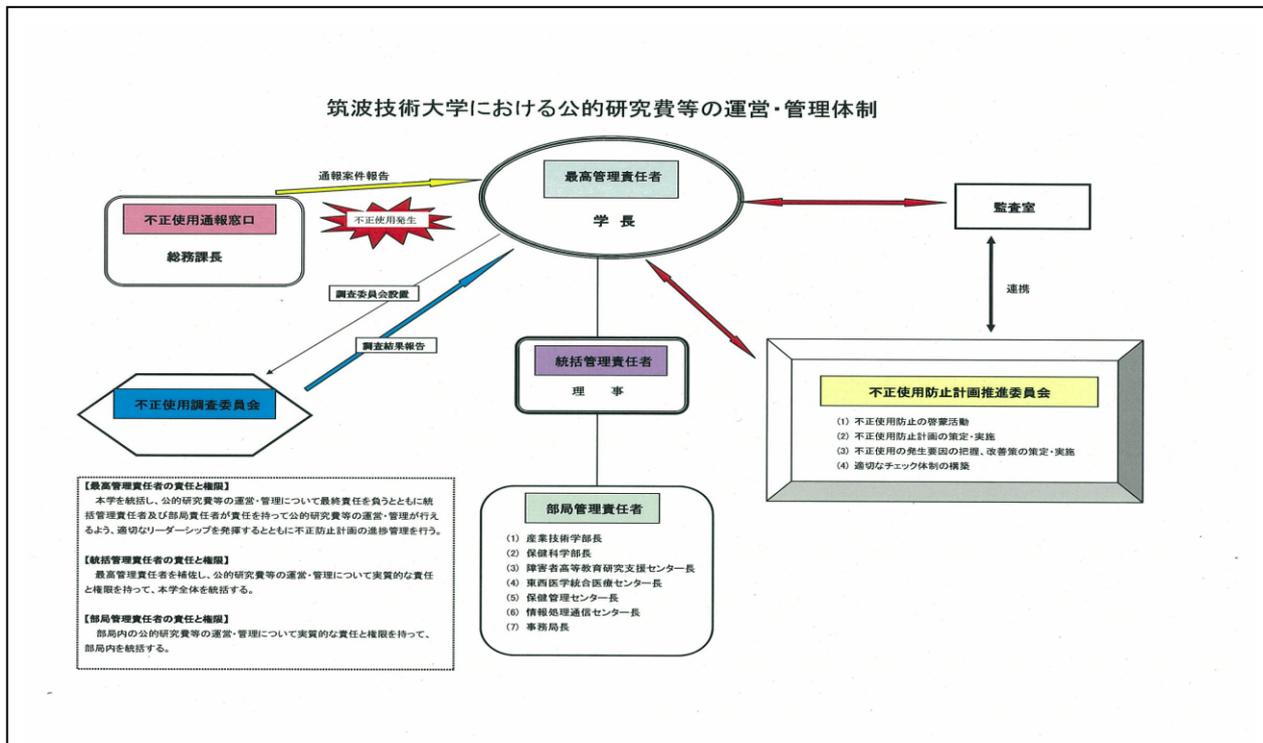
(出典：国立大学法人筑波技術大学危機管理対応マニュアル)

研究活動の不正を防止するため、「国立大学法人筑波技術大学における研究活動の不正行為防止等に関する規則」を制定し、研究不正防止委員会及び研究不正の通報等を行う窓口を設置している。また、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、科学研究費補助金等の研究費に係る不正使用を防止するため、「国立大学法人筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理に関する規則」等を制定し、責任者、管理体制などを明確にするとともに、不正使用の通報窓口を設置している（資料9-2-①-H, I）。

資料9-2-①-H 研究活動の不正行為防止等に関する規則等

- ・ 国立大学法人筑波技術大学における研究活動の不正行為防止等に関する規則
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/gaku_jyutu/05-08.pdf
- ・ 国立大学法人筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理に関する規則
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/soshiki/02-10.pdf>

資料9-2-①-I 公的研究費等の運営・管理体制



(出典：筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理体制)

情報システムへの不正アクセス等に対応するため、「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針」及び「国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程」を制定し、さらに、情報セキュリティ監査の基準を明確にするため、「国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程」等を制定している（資料9-2-①-J）。

資料9-2-①-J 情報システム運用基本方針等

- ・ 国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/syomu/03-12.pdf>
- ・ 国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/syomu/03-13.pdf>
- ・ 国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/kisoku/syomu/03-16.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況より、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各組織の教員を構成員とする教員会議を設置している（前掲資料2-2-①-C）。この会議は、各部局教員の情報共有の場になっているとともに、学部等の管理運営の意思が反映される仕組みとなっている。

事務職員のニーズを把握する場としては、事務局長の下に、事務改善合理化委員会及び事務局連絡会を置き、事務の改善及び合理化・効率化に向けた取組並びに大学の管理運営及び教育研究に係る諸規則等の検討を行っている（別添資料9-2-②-1, 2）。

学生のニーズについては、授業アンケートやオフィスアワーなどの学生対応を通じて、また、卒業生を対象とした職場適応相談等を通じて把握し、必要に応じ、学部の運営に反映している（前掲別添資料6-1-②-1, 前掲資料6-2-②-B）。

学外関係者のニーズについては、学外委員が出席する経営協議会及び障害者高等教育研究支援センター運営協議会において把握し、管理運営に反映している（資料9-2-②-A, B）。

資料9-2-②-A 経営協議会学外委員からの意見についての対応状況

- ・平成26年度経営協議会学外委員からの意見についての対応状況

(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/H270316_iken.pdf)

資料9-2-②-B 国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター規程（抜粋）

（運営協議会）

第5条 障害者支援研究部の事業計画等（以下「事業計画等」という。）を協議し、センター事業の効率的な運営を図るため、センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 産業技術学部長及び保健科学部長
- (3) 副センター長
- (4) 障害者基礎教育研究部及び障害者支援研究部の部長
- (5) 障害者支援研究部の部門主任
- (6) 事務局長
- (7) 学長が学外の有識者から委嘱する者 若干名
- (8) その他センター長が指名する者

- ・別添資料9-2-②-1 事務改善合理化委員会要項

- ・別添資料9-2-②-2 事務局連絡会について

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法第10条の規定に基づき、文部科学大臣から任命された監事（非常勤）2名を配置している。

監事は、毎年度「監事監査計画書」を作成の上、学長に提出し、その計画に基づき筑波技術大学の管理運営等の監査を行っている（前掲別添資料9-1-⑥-3，前掲資料9-1-⑥-B）。

法人の業務運営の実情に即し、業務執行が合理的・効率的に行われているかを把握するため、監事が役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席するとともに、監査計画書に基づき定期的に監査を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、障害のある教員や学生に対する情報保障の観点から、大学主催の手話実技研修及び点字実技研修等に加え、国立大学協会や近隣の国立大学法人の実施する階層別研修等へ事務職員を積極的に参加させている。役員等においては、国立大学協会が主催する大学経営に関するマネジメントセミナー等に参加している。また、FD・SD企画室を中心に、事務系職員のスキルアップを図るSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を定期的実施している（資料9-2-④-A）。

さらに、教員の教育能力と事務系職員の業務遂行能力を一層向上させることを目的とした「筑波技術大学FD・SDハンドブックー聴覚・視覚障害学生の修学のためにー」を作成の上、全教職員に配布し、資質向上に役立てている（前掲資料8-2-①-C）。

資料9-2-④-A 平成26年度研修参加状況

〔本学主催〕

研修名	目的	参加人数	
若手職員強化プログラム	本学採用の若手職員を他機関へ派遣し、他大学における現状や取組、諸課題等について情報収集・意見交換をすることにより、今後の業務改善を図るとともに、職員間のネットワーク構築を目的とする。	10人	
SD研修	第1回SD研修会	研修出張により得られた知見や本学と他大学の取組の比較・検証等を学内の他の職員へフィードバックすることにより、本学職員の資質・能力の向上、今後の業務改善等を目的とする。	30人
	第2回SD研修会	大学を取り巻く環境や大学政策の歴史などについて講話いただき、今後大学職員としてあるべき姿を考え、業務遂行意識の醸成を図る。	31人
	第3回SD研修会	文部科学省で実施している行政事業レビューについて講話をいただき、職員個人が今後の業務において、合理的かつ効果的な業務遂行の能力向上を図るとともに、本学の組織や制度の見直し、業務改善などを目的とする。	29人
	第4回SD研修会	国立大学法人を巡る最近の動向など大学を取り巻く環境を知り、本学事務系職員各人が今後の本学の在り方を考え、職務遂行意識の醸成を図る。	27人

	第5回SD研修会	大学改革が本学にとって、そして日本の将来にとって有益なものとなるように構想し構築していくことが職員各人に求められています。大学改革の当事者にお話しいただき、どのような心構えが必要なのかを学ぶことを目的とする。	20人
	第6回SD研修会	1つの大学という枠組みで仕事をしている本学の若手職員に対し、文部科学省で勤務するという全国的または国際的な仕事に携わることによるやりがいやプレッシャー、自信の変化などをお話しいただくことにより、本学若手職員の視野を広げるとともに、資質・能力の向上、業務に対する意欲向上を目的とする。	13人
	第7回SD研修会	本学の業務改善についてお話しいただき、若手職員自らが業務改善について考える機会を提供し、個から組織へ視座を高めることを目的とする。	10人
	第8回SD研修会	大学改革や学術研究の在り方、または国立大学法人を巡る最近の動向など大学を取り巻く環境を知り、本学事務系職員各人が今後の本学の在り方を考え、職務遂行意識を図る。	14人
	手話実技研修	基礎的な手話実技を習得させ、もって聴覚障害者についての見識を高めるとともに、聴覚障害者との円滑なコミュニケーションを図る。	12人
	点字実技研修	基礎的な点字実技を習得させ、もって視覚障害者についての見識を高めるとともに、視覚障害者との円滑なコミュニケーションを図る。	9人
	ハラスメント防止研修	ハラスメントに関する一般的な基礎知識を学び、ハラスメントのない健全な職場環境をつくることを目的とする。	33人
	苦情相談窓口相談員傾聴スキルアップ研修	ハラスメントの相談・通報が発生した場合、もっとも大切なことは、いかに相談者の身になって「聴く」ことができるかということであり、相談者の緊張や不安を和らげ、本当に言いたかったことを聴くことができるよう、傾聴する上でのポイントなどを学び、現場で使えるスキルの習得を目的とする。	9人

〔他機関等主催〕

研修名	主催	参加人数
平成26年度（第7回）大学間連携SD研修会	FDネットワークつばさ	1人
平成26年度関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（人事・労務の部）	一般社団法人国立大学協会	2人
平成26年度関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務の部）		2人
平成26年度関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（情報の部）		2人
平成26年度関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（広報の部）		2人
平成26年度国立大学法人等若手職員勉強会		1人
第49回関東甲信越地区国立大学法人等会計事務研修		1人
平成26年度関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修		2人
平成26年度関東・甲信越地区国立大学法人等安全管理協議会		1人
平成26年度関東地区新規採用職員研修		人事院
平成26年度筑波大学階層別研修（副課長級）	国立大学法人筑波大学	3人
平成26年度筑波大学階層別研修（係長級）		3人
平成26年度筑波大学階層別研修（主任級）		1人
平成26年度大学図書館職員長期研修		1人
平成26年度全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」	独立行政法人日本学生支援機構	1人

平成 26 年度全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー1」	構	1 人
平成 26 年度全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー3」		2 人
平成 26 年度全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー6」		1 人
平成 26 年度障害学生支援実務者育成研修会「基礎プログラム」		1 人
平成 26 年度障害学生支援実務者育成研修会「応用プログラム」		1 人

〔役員参加〕

研修名	主催	参加人数
平成 26 年度関東地区評価能力向上研修 [ロールプレイ編]	人事院	1 人
大学マネジメントセミナー【グローバル化】	一般社団法人国立大学協会	3 人

(総務課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、研修等を通して管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みを組織的に行っていると判断する。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標・中期計画に係る年度評価の実施については、大学情報データベース及び筑波技術大学基本データ集に基づき自己点検・評価を実施し、年度評価に係る業務実績報告書を評価室において作成している（資料 9-3-①-A）。年度評価に係る業務実績報告書の評価結果は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で報告の上、ウェブサイトで公表している（資料 9-3-①-B）。

また、(独)大学評価・学位授与機構が定める観点を取り入れ、教育、研究、管理運営等の自己評価書を作成し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議の上、当該自己評価書をウェブサイトで公表している（資料 9-3-①-C）。

資料 9-3-①-A 業務の実績に関する報告書

- 平成 25 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/jissekihoukoku17_25.pdf)

資料 9-3-①-B 業務の実績に関する評価結果

- 平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価結果
(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/25_hyouka.pdf)

資料 9-3-①-C 自己評価書

- 平成 25 年度自己評価書
(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/jikohyoka25.pdf>)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点9-3-②：大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標・中期計画に基づく年度評価に係る業務実績報告書は、国立大学法人評価委員会において評価され、その結果をウェブサイトで公表している（前掲資料9-3-①-B）。

また、平成23年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」と認定されている（資料9-3-②-A）。

資料9-3-②-A 大学機関別認証評価評価報告書

・平成23年度実施大学機関別認証評価評価報告書

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/ninsyo_hyokakekka.pdf

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われていると判断する。

観点9-3-③：評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

教育、研究及び業務運営の達成状況については、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえ、指摘された諸課題は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告しているとともに、改善が必要なものについては、対応組織において業務運営などを速やかに改善している（資料9-3-③-A）。また、年度計画の進捗管理については、評価室が各部局等の上半期の達成状況を確認し、未実施の計画については、当該年度の確実な実施を各部局等に促している。

資料9-3-③-A 評価結果で課題とされた事項及びそれに対する各年度の対応状況

評価年度	課題として指摘された事項	検討・反映状況
平成17年度	人事評価の基準の基本項目を選び出し、その点数化による評価の試案を作成しているが、中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。	平成18年度に人事評価のスケジュールを作成するとともに、平成18年度、平成19年度に各部局での試行や事務系の課長・係長を対象に試行的に評価を実施した。 平成20年度には、教員の個人評価に係る「教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針」及び「教員の個人評価指針」を制定し、本格的な評価を開始した。

		また、事務系職員についても平成20年度に「事務職員、技術職員及び医療職員における人事評価実施要項」を制定し、事務系職員人事評価の手引きを作成のうえ、全事務系職員を対象とした説明会を開催し、平成20年8月から本格的な評価を開始した。
平成19年度	自己点検・評価のうち組織及び運営の状況に関する事項については、経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。	管理運営の状況を含めた自己評価書を作成し、平成20年9月開催の経営協議会で審議・公表した。
	監事による監査結果（監事意見書）の指摘事項（空室となっている職員宿舎の有効利用）を運営に反映していないことから、早急な対応が求められる。	平成21年1月開催の経営協議会において、職員宿舎等の効率的・効果的な運用について審議し、現入居者の退去を促すこととし、将来的に売却を視野に入れつつ、更地にすることが承認された。
平成20年度	会計規則の変更については、経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。	平成20年9月開催の経営協議会から、審議すべき事項はすべて審議を行うよう議題整理を行い改善した。
	「引き続き、他の障害者教育機関との人事交流を図る」については、他の障害者教育機関からの教員採用は行われているものの、人事交流は行われていないことから、年度計画を十分には実施していないと認められる。	国立大学法人宮城教育大学と聴覚・視覚障害学生への支援に関する連携協力の協定を平成22年3月に締結し、連携事業を達成するために教員の人事交流を行うことを確認した。 また、「国立大学法人筑波技術大学と聴覚・視覚障害者教育研究機関等における教育研究に関する人事交流実施要項」を平成22年3月に制定し、本学と障害学生支援について連携協力を推進する機関との間で人事交流を実施することが可能とする体制を整備した。
平成21年度	「引き続き、他の障害者教育機関との人事交流を図る」については、聴覚・視覚障害者教育研究機関等における教育研究に関する人事交流実施要項を制定しているものの、人事交流は行われるまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないと認められる。	教員の本格的な人事交流を実施するまでには至っていないが、平成22年3月に宮城教育大学と連携協力に関する協定を締結し、本年6月から、同大学特別支援教育講座の講師を本学非常勤講師として採用している。 なお、本格的な人事交流については、今後、同大学等と必要な事項について検討を開始することとしている。
平成24年度	大学院修士課程について、学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったが、学内外の学部生を対象とした大学説明会の実施等により、平成25年度においては90%を満たしている。今後も引き続き、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる。	在学生ならびに他大学学生を対象に大学院の説明会を実施する等、学修意欲の高い学生に大学院への進学を奨励している。また、2次募集のための大学院説明会を実施した。

(総務課作成)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 聴覚・視覚障害者のための大学という特殊性を踏まえ、障害のある教員や学生に対する情報保障の観点から、大学主催の手話実技研修及び点字実技研修等に加え、国立大学協会や近隣の国立大学法人の実施する階層別研修等へ事務職員を積極的に参加させている。役員等においては、国立大学協会が主催する大学経営に関するマネジメントセミナー等に参加している。また、FD・SD企画室を中心に、事務系職員のスキルアップを図るSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を定期的実施している。平成26年度は、特に若手の事務系職員に対するSD研修の充実を図った。例えば、①事務合理化・業務改善について他大学の先進事例を学ぶため研修出張させ、そこで得られた知見、本学との比較・検証等を発表・議論するプログラム、②文部科学省や他大学、研究機関の幹部による高等教育行政及び大学改革に関する講演会の開催、③現在の高等教育行政や大学改革に関する書物を読んで要約内容を発表するプログラム等のSD研修を実施した。
- 運営費交付金の総収入に占める収入比率が平成22～26年度の平均として約78%と収入のほとんどを占めている厳しい財務状況の中で、外部資金の受入促進のための競争的教育研究費、学長のリーダーシップに基づき配分する学長裁量経費など、教育・研究に対する特別な支援策として予算を毎年度確保している。

【改善を要する点】

- 該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部，学科又は課程等ごと，大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が，適切に公表されるとともに，構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的等については，ウェブサイトに掲載し，教職員，学生及び広く社会に公表している（資料 10-1-①-A）。また，教職員に対しては，「大学概要」（別添資料 10-1-①-1）を全教職員へ配布することによって周知し，学生に対しては，「学生便覧」（前掲別添資料 5-2-②-1，別添資料 10-1-①-2，3）を配布するとともに，新入生にあつては，入学時のオリエンテーションにおいて目的等を説明し，周知している。

さらに，本学を志願する者やその保護者に対しては，北海道，東海，関西，九州等の各地で行う大学説明会や本学で行うオープン・キャンパスにおいて「学部案内」（別添資料 10-1-①-4，5）を配布し，大学の目的に加え，障害に配慮した修学支援の現状を説明している。

資料 10-1-①-A 大学概要

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/news/insatsu/outline_of_ntut_2014.pdf

- ・別添資料 10-1-①-1 国立大学法人筑波技術大学概要 2014
- ・別添資料 10-1-①-2 学生便覧 技術科学研究科（産業技術学専攻）
- ・別添資料 10-1-①-3 学生便覧 技術科学研究科（保健科学専攻）
- ・別添資料 10-1-①-4 国立大学法人筑波技術大学 産業技術学部案内
- ・別添資料 10-1-①-5 国立大学法人筑波技術大学 保健科学学部案内

【分析結果とその根拠理由】

観点到係る状況のとおり，大学の目的（学士課程であれば学部，学科又は課程等ごと，大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が，適切に公表されるとともに，構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針，教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表，周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー），教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については，ウェブサイトにおいて公表し，広く周知している（資料 10-1-②-A～E）。

資料 10-1-②-A 産業技術学部

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/it/education_policy.html

資料 10-1-②-B 保健科学部

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/hs/education_policy.html

資料 10-1-②-C 技術科学研究科産業技術学専攻

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/hi/it_education_policy.html

資料 10-1-②-D 技術科学研究科保健科学専攻

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/vi/hs_education_policy.html

資料 10-1-②-E 技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/department/grad_school/accessibility/ica_education_policy.html

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり，入学者受入方針，教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表，周知されていると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動の状況や学内諸活動の情報は，ウェブサイトにおいて「ニュース」「お知らせ・イベント情報」「学生・教職員の活動報告」として社会に対して積極的に発信するとともに（資料 10-1-③-A），Facebook, Twitter を利用した情報発信も行っている。「大学概要」（前掲資料 10-1-①-A）及び「筑波技術大学ニュース」（資料 10-1-③-B）については，ウェブサイトにおいて情報を発信するとともに，全国の高等教育機関及び特別支援学校等の機関に配布し，情報を発信している。また，平成 25 年度からは，「筑波技術大学ニュース」について，メール配信も行っている。

なお，教育研究活動等に関わる情報は，ウェブサイトにおいて「教育情報」として情報公開し，公表している（資料 10-1-③-C）。

なお，研究活動の成果を取りまとめた「筑波技術大学テクノレポート」（資料 10-1-③-D）については，附属図書館の「筑波技術大学機関リポジトリ」（前掲資料 7-1-③-B）で公表している。

資料10-1-③-A 筑波技術大学ウェブサイト (<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/>)



資料10-1-③-B 筑波技術大学ニュース

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/news/insatsu/ntut_news033.pdf

資料10-1-③-C 教育情報

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/educational_info/

資料10-1-③-D 筑波技術大学テクノレポート

<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/kiyo/t0102>

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 「筑波技術大学ニュース」のメール配信, Facebook, Twitter を利用して積極的に情報発信を行っている。

【改善を要する点】

○ 該当なし